


第2次 富士宮市 環境基本計画

地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)

令和4年度▶令和7年度

(中間見直し版)



富士山の恵みを次世代につなぐ
地球にやさしいまち

～「空よし」「水よし」「緑よし」ここに住みたい富士宮～

富士宮市

令和3年度改定

はじめに

富士宮市は、富士山麓の雄大な自然と豊かな湧水に恵まれており、先人達が守り、受け継いできた自然環境と恵みを次世代に継承していくことを目的として、平成15年12月に富士宮市環境基本条例を制定しました。同条例の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年度に第2次富士宮市環境基本計画を策定し、「富士山の恵みを次世代につなぐ地球にやさしいまち」を目指すべき環境像に定め、その実現に向けて市民、事業者及び行政が協力して取り組んでまいりました。



この間、私たちを取り巻く環境は、地球温暖化による異常気象や資源の枯渇など地球規模で深刻化しており、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取組が注目されるようになりました。本市も令和3年5月に「SDGs未来都市」に選定されたことから、「富士山SDGs」を掲げ、持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

また、国の方針を受け、2050年までに本市の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和3年1月に表明し、市民や事業者等と一体で、その実現に向け取り組んでいく必要があります。

こうした計画策定以降の社会情勢の変化に対応し、より実効性のある計画とするため、この度、取組及び数値目標について中間見直しを行い、計画を改定しました。

今後、改定した計画に基づき、市民、事業者の皆様と協働して、新たな目標の達成に向けて取り組んでまいります。

結びに、計画の見直しにあたり、御尽力いただきました富士宮市環境審議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメントなどで貴重な御意見や御提言をいただいた多くの皆様に心から感謝申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向けて御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

富士宮市長 須藤 秀忠

《目次》

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の中間見直しについて	2
2 計画の位置付けと役割	3
3 計画の基本理念	4
4 計画の期間・目標年次	4
5 計画の対象	4
6 計画の主体と各主体の役割	5
7 環境行政の動向	6
第2章 環境の現状と課題	9
1 富士宮市の概要	11
2 環境の現状と課題	15
第3章 目指すべき環境像と基本目標	35
1 目指すべき環境像	37
2 体系図	38
3 基本目標	40
4 地球にやさしいまちプロジェクト	41
5 数値目標一覧	42
第4章 実現に向けた取組の展開	45
1 脱炭素社会	47
2 自然環境	53
3 生活環境	57
4 循環型社会	60
5 環境教育	64
第5章 地球にやさしいまちプロジェクト	67
1 体系図	69
2 地球にやさしいまちプロジェクト	70
第6章 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）	77
1 計画の位置付け	79
2 温室効果ガス排出量の現状	80
3 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標	83
4 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組	86
5 富士宮市ゼロカーボン推進戦略	95

第7章 計画の推進	101
1 計画の推進体制	103
2 進行管理の流れ	105
3 年次報告書による進行管理結果の公表	106
4 その他の計画の推進方法	106
5 富士宮市環境基本条例	107
6 用語解説	111

第1章

計画の 基本的事項

本章は、計画の中間見直しについて、計画の位置付けと役割、計画の基本理念、計画の期間・目標年次、計画の対象、計画の主体と各主体の役割、環境行政の動向について示します。

1. 計画の中間見直しについて

(1) 目的

富士宮市環境基本条例の規定に基づき、富士宮市の自然社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年度に第2次富士宮市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、現在、その達成に向けて取り組んでいます。

一方、計画策定以降の社会情勢の変化、国の目標値などの変更、技術の進展など新たな課題に対応し実効性のあるものとするため、これまでの取組の検証・見直しを行い、令和7年度に向けた取組及び環境指標の数値目標を定めた見直し計画を策定します。

また、本計画の第6章に位置付けている地球温暖化防止地方公共団体実行計画（区域施策編）についても同様に策定し推進します。

(2) 考え方

中間見直しであることから、基本計画の骨格である「目指すべき環境像」「基本目標」などは原則変更せず、計画の進捗状況、関係法令、及び社会・経済状況等を踏まえ、取組施策、数値目標など部分的な見直しとし、第5次富士宮市総合計画後期基本計画と整合を図るものとします。

(3) 見直し項目

以下を見直します。

ア 第2章「環境の現状と課題」

1富士宮市の概要、2環境の現状と課題については、各項目のデータなどを修正する。

イ 第4章「実現に向けた取組の展開」

(ア) 本計画の取組施策について、総合計画の施策内容等が変更になる場合、整合を図り見直しを行うとともに、SDGsの考えを取り入れる。

(イ) 数値目標の達成状況を踏まえて、実態に即した新たな数値目標の設定、または、再設定を行う。

ウ 第5章「地球にやさしいまちプロジェクト」

目指すべき環境像を実現するために、市民、事業者が主体となり、市と協働で取り組むため設定した「地球にやさしいまちプロジェクト」について、時点での実施状況を検証し、必要な事項を修正する。

エ 第6章「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づくとともに、国や県の中長期計画などとの整合性を保ちつつ、計画期間及び温室効果ガス排出量の目標年度の変更を行い、削減目標や対策・施策について修正を行う。

2. 計画の位置付けと役割

本計画は、富士宮市環境基本条例第9条の規定に基づき策定するものであり、同条例の基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標、施策の方向について定めるものです。

なお、本市が進めている各種計画や事業計画については、相互に連携を図りながら推進していきます。

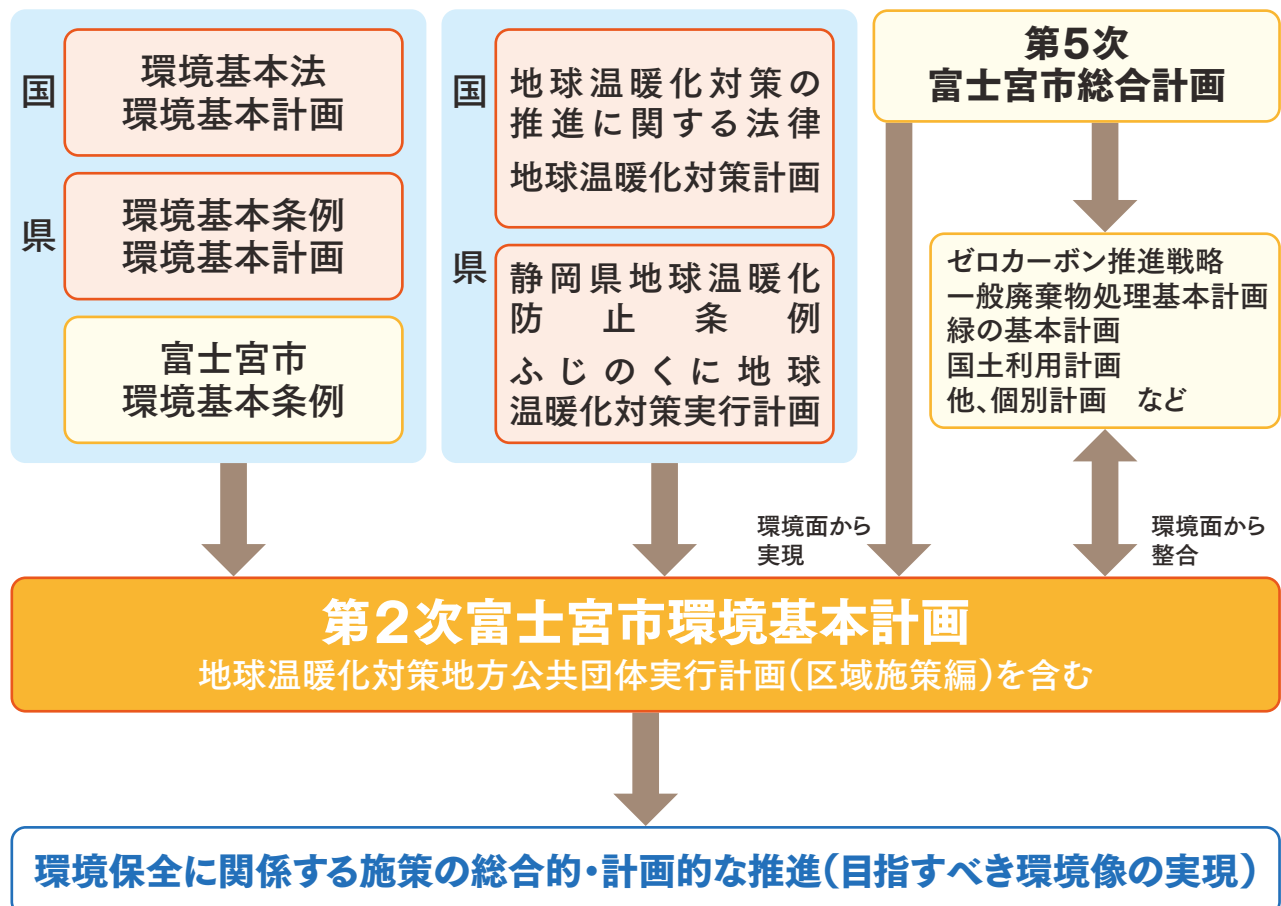
(1) 位置付け

- ・第5次富士宮市総合計画の将来都市像を環境面から実現するための基本的な計画として位置付けます。
- ・市が策定する各部門の計画や実施する施策のうち、環境に関わりのあるものについては、すべて本計画と整合を図るものとします。
- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、第6章を地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）に位置付けます。

(2) 役割

- ・本市の目指すべき環境像を示すとともに、それを実現するための目標及び取組の方向性を示します。
- ・市民（滞在者を含む）、事業者、市などそれぞれの具体的な取組について示します。
- ・地球的規模及び地域における環境の諸課題を克服するために、重点的に取り組むべき課題と取組の内容を示します。

■ 環境基本計画の位置付けと役割



3. 計画の基本理念

本計画は、富士宮市環境基本条例に基づいて定めるものであることから、同条例の基本理念を共有します。

■ 基本理念

- ・環境の保全及び創造は、優れた自然環境を生かし、自然と人との共生を確保した美しく住みよい環境が将来にわたって維持されるよう、適切に行われなければならない。
- ・環境の保全及び創造は、優れた自然環境が損なわれることのないよう、循環型社会の構築を目指して、市、市民及び事業者が、それぞれの責務に応じた役割分担の下に協働し、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- ・地球環境保全は、人類に共通する重要な課題であるとともに、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(富士宮市環境基本条例第3条より)

4. 計画の期間・目標年次

本計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画対象期間とします。この期間は、地域における総合的かつ計画的な都市づくりを図るために策定される「第5次富士宮市総合計画」の計画対象期間（10年間）と整合を図っています。

なお、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）については、短期目標を令和7年度、中期目標を2030年度としますが、長期目標を2050年度に設定します。

■ 第2次富士宮市環境基本計画（計画の期間）



年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	...	2030	2050
本計画						中間見直し				最終目標			
実行計画 (区域施策編)										短期目標		中期目標	長期目標

5. 計画の対象

(1) 対象地域

本計画は、富士宮市全域を対象地域とします。環境問題については市域を越えた課題や地球環境問題など、世界規模の課題まで広がりを持つものです。そこで、必要に応じて市域にとらわれずに広域的な観点から、環境保全の方向性などを示すものとします。

(2) 対象とする環境の範囲

富士宮市環境基本条例第3条の基本理念に基づいて、関連する環境全般を広く本計画の対象範囲とします。

対象とする環境の範囲

対象分野	対象範囲
脱炭素社会	地球温暖化防止対策、省エネルギー、再生可能エネルギー、交通
自然環境	いきもの、植物、自然とのふれあい、森林、農地、湧水
生活環境	水質、大気、騒音、振動、悪臭、有害物質、不法投棄、河川、公園、緑化
循環型社会	ごみの減量化、資源化、ごみの適正な処理、食品ロス
環境教育	環境教育、環境学習、環境活動、環境情報の発信

6. 計画の主体と各主体の役割

計画の主体は、市民（滞在者を含む）、事業者、市とします。

環境問題を解決し、持続可能な社会を築いていくためには、それぞれの主体が環境に対する責任と役割を自覚し、その実現に向けて自主的かつ積極的に取り組むとともに、各主体が相互に連携・協力していくことが重要です。

■ 各主体の責務

(1) 市民の責務

- 市民は、富士宮市環境基本条例の基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(2) 滞在者の責務

- 旅行者その他の滞在者は、その滞在中の行動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(3) 事業者の責務

- 事業者は、富士宮市環境基本条例の基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、富士宮市環境基本条例の基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 以上のほか、事業者は、富士宮市環境基本条例の基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(4) 市の責務

- 市は、富士宮市環境基本条例の基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 市は、富士宮市環境基本条例の基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める責務を有する。

(「富士宮市環境基本条例」第4条、5条、6条、7条より)

7. 環境行政の動向

(1) 地球温暖化対策・気候変動適応に関する動向

近年、世界各地で記録的な大雨・猛暑・台風等による多くの被害が発生しています。これらの気候変動による影響に適応し、被害を最小化あるいは回避するため、国は平成30年6月に「気候変動適応法」を制定し、同法第7条に基づく「気候変動適応計画」を同年11月に策定しました。

国の動きを受けて、静岡県は平成31年3月に「静岡県の気候変動影響と適応取組方針」を策定するとともに、「静岡県気候変動適応センター」を設置しました。

令和元年6月には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、脱炭素社会の構築と、環境と経済成長の好循環の実現が掲げられています。



出典：静岡県

(2) 持続可能な社会の実現に向けた取組

平成27年9月の国連総会で「持続可能な開発のためのアジェンダ21」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)として令和12年を期限とする17の目標が設定されました。平成30年4月には、「第五次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき持続可能な社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現が掲げられています。

そのような中、本市においては、令和3年度に「SDGs未来都市」に選定されました。これは、内閣府が所管する地方創生に向けた自治体SDGsを推進するための事業で、全国の各自治体においてSDGsの達成に向けた優れた取組を提案した都市を選定するというものです。本市では、富士山を守り、未来につなぐ「富士山SDGs」を提案タイトルとして定めています。



「富士山SDGs」では、①世界遺産富士山の構成資産の整備及び文化財の保全管理、②富士宮市のファン開拓による移住定住の促進や産業の創出、③気候変動にも対応した富士山の環境保全とエネルギーの有効利用の推進、④郷土愛の醸成による持続可能な社会の担い手育成といった取組を行うことで、地域資源を生かした新しいアイデアや連携を生み出し、地域経済を活性化させることであらゆる人や世代が活躍できるまちを目指しています。



(3) 生物多様性に関する動向

平成30年3月に静岡県が「ふじのくに生物多様性地域戦略」を策定し、「100年後、1000年後も自然と人が共生していけるよう今できることから始めましょう」と呼び掛けています。

(4) 食品ロス削減に向けた取組

日本では食料の多くを海外からの輸入に頼っていますが、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）は令和元年度の1年間に570万t発生したと推計されています。国は、これらの状況を鑑み、国、地方公共団体、事業者、消費者が連携して食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定しました。



出典:環境省

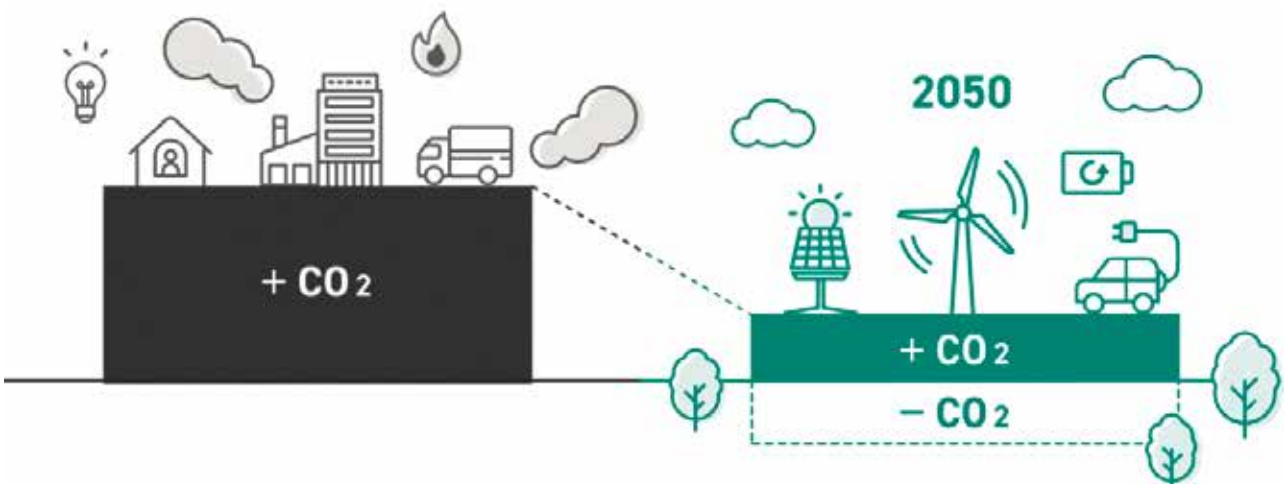
(5) プラスチック製買物袋有料化制度の実施

令和2年7月から全国でプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）の有料化がスタートしました。海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、レジ袋の有料化を通じて、マイバッグの持参など、消費者のライフスタイルの変革を促すことが目的とされています。

(6) 脱炭素化社会の実現に向けた取組

令和2年10月に菅内閣総理大臣が所信表明演説において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指す」と宣言しました。これにより、脱炭素社会の実現が日本全体の目標として掲げられました。

「富士山の恵みを次世代につなぐ地球にやさしいまち」を環境像に掲げる富士宮市では、国の方針を受け、2050年までに本市の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を令和3年1月13日に表明しました。今後は、市民や事業者等と一体となり、その実現に向け取り組んでいきます。

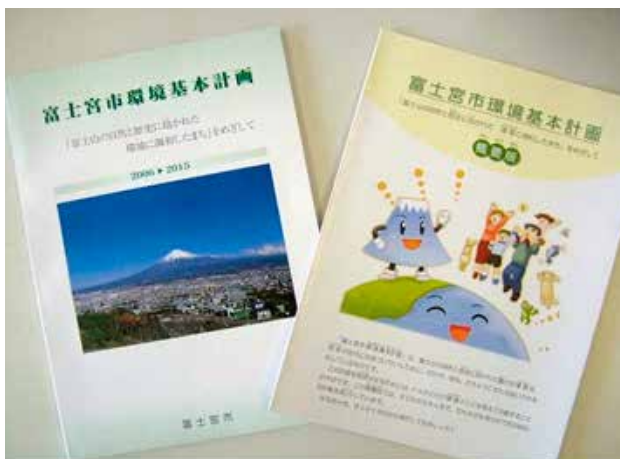


出典:環境省

富士宮市における環境関連計画策定の経緯

年 月	内 容
平成13年3月	富士宮市地球温暖化対策実行計画(平成13年度～16年度)
平成16年4月	富士宮市環境基本条例の施行
平成17年2月	富士宮市地域新エネルギービジョン
平成17年4月	第2次富士宮市地球温暖化対策実行計画(平成17年度～23年度)
平成18年3月	富士宮市環境基本計画策定
平成20年2月	富士宮市地域省エネルギービジョン
平成23年3月	富士宮市環境基本計画中間見直し
平成24年4月	第3次富士宮市地球温暖化対策実行計画(平成24年度～27年度)
平成28年3月	第2次富士宮市環境基本計画 (地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を含む)策定
平成28年3月	第4次富士宮市地球温暖化対策実行計画(平成28年度～令和元年度)
令和2年3月	第5次富士宮市地球温暖化対策実行計画(令和2年度～12年度)
令和4年1月	富士宮市ゼロカーボン推進戦略策定(令和4年度～12年度)
令和4年3月	第2次富士宮市環境基本計画中間見直し 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)改定

平成17年度策定



平成27年度策定



富士宮市環境基本計画

第2章

環境の 現状と課題

本章は、富士宮市の概要、環境の現状と課題についてまとめます。この章では、本文中及び図表は元号で記載しています。

第2章 環境の現状と課題

第2章では、富士宮市の概要、環境の現状と課題についてまとめます。環境の現状と課題を把握し、目指すべき環境像の実現に向け、環境への取組の必要性を示します。

☆第2章に記載していること

1 富士宮市の概要

- (1) 沿革・位置
- (2) 気象
- (3) 人口と世帯数
- (4) 産業
- (5) 土地利用

2 環境の現状と課題

- (1) 脱炭素社会
 - 【地球温暖化】【ゼロカーボンシティ】【交通】【省エネルギー】
 - 【再生可能エネルギー】
- (2) 自然環境
 - 【富士山の自然と生物の多様性・水資源】【森林・農地】【公園緑地】
- (3) 生活環境
 - 【大気環境】【騒音・振動】【悪臭】【水環境】【上水道・下水道】
 - 【不法投棄対策】
- (4) 循環型社会
 - 【ごみ総排出量】
- (5) 環境教育
 - 【環境教育の現状】

1. 富士宮市の概要

(1) 沿革・位置

昭和17年に大宮町と富丘村が合併して富士宮市が誕生しました。昭和30年には富士根村と、昭和33年には上野村、北山村、上井出村及び白糸村と、平成22年には芝川町と合併し、現在の富士宮市となりました。

本市は、静岡県の東部地域、世界遺産である富士山の南西麓に位置しています。北・西側は山梨県、東側は富士市、南側は静岡市清水区に接しています。

市の位置は、静岡市から約40km、東京から約120kmの距離にあります。

市域は、東西20.92km、南北32.63kmと南北にやや細長く、面積は389.08km²です。標高は、富士山頂の3,776mを最高に、最低地点は35mであり、日本一標高差のある市となっております。

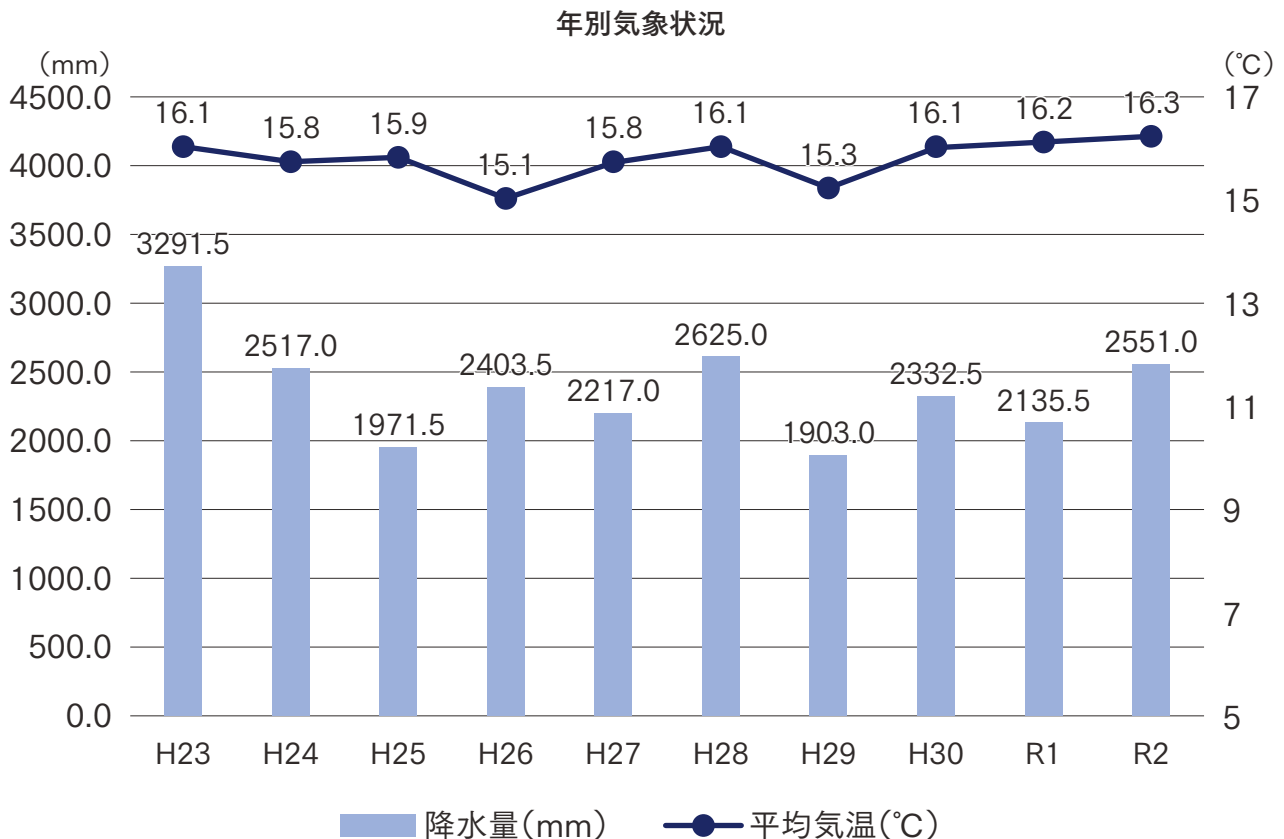


(2) 気象

本市は、比較的温暖な気候で、年間降雨量も比較的豊富です。山梨県境付近や山間部などでは冬季には降雪がありますが、市街地では四季を通じて温暖で住みよい気候です。

令和2年の気温は、最高で35.9℃（8月）、最低で-1.5℃（12月）、平均で16.3℃、年間雨量は2,551mmでした。

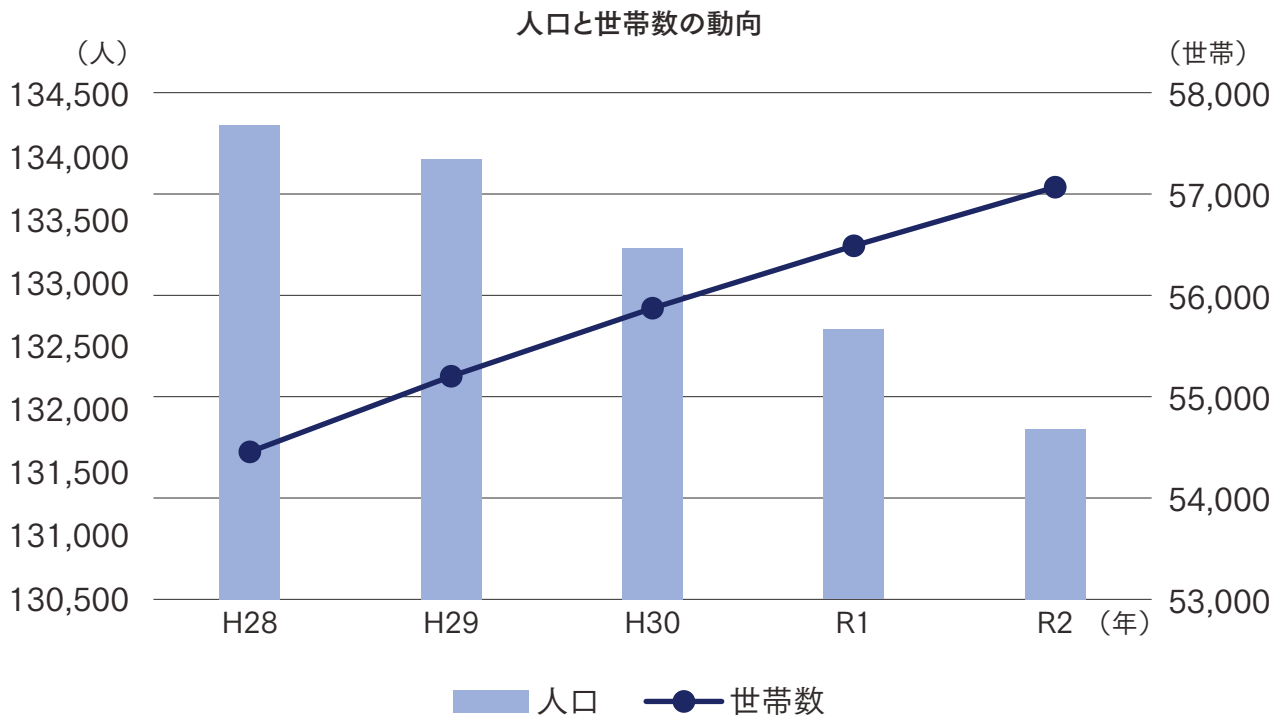
年平均気温は近年上昇傾向にありますが、降水量は、年ごとのバラつきが見られます。



資料：降水量は気象庁データより、平均気温は消防年報より(消防本部)

(3) 人口と世帯数

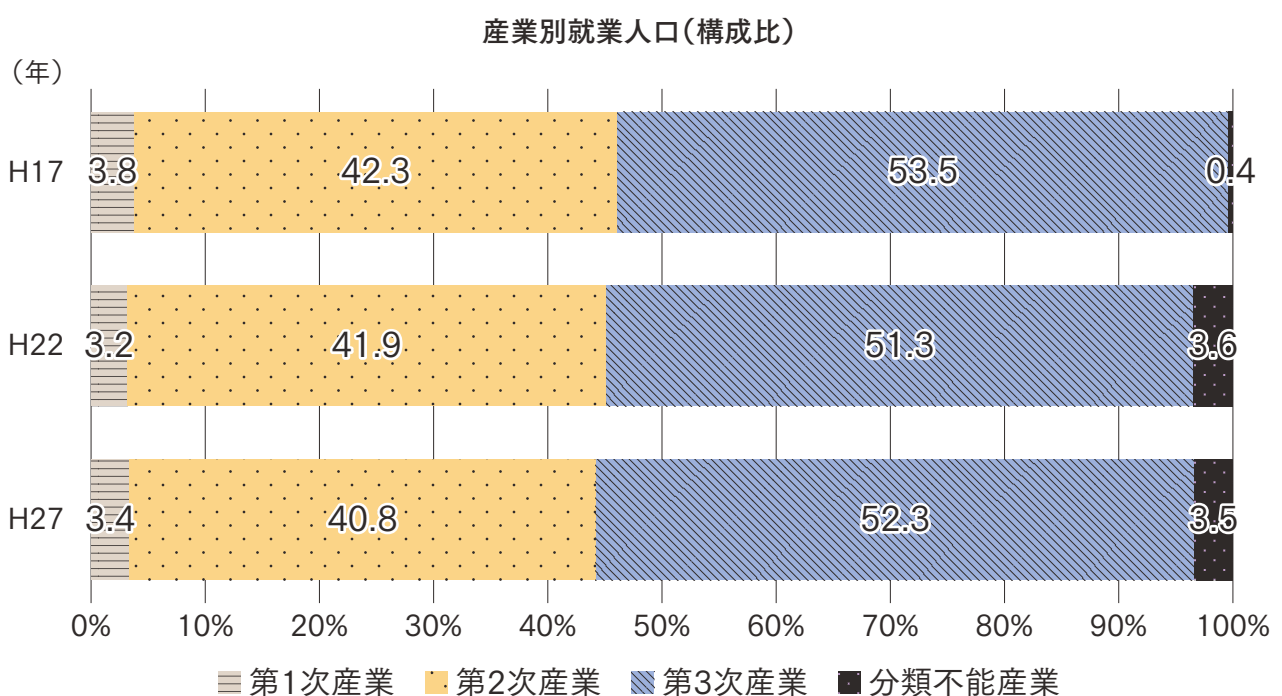
本市の人口は、年々減少傾向を示していますが、世帯数は増加傾向を示しています。令和2年4月1日現在で、人口は131,853人、世帯数は57,083世帯であり、1世帯あたりの人口は、2.3人となっています。



(4) 産業

本市の産業は、パルプ、紙などの製造業、化学工業、機械器具製造業などに加え、工業団地への食品加工関連工場の進出など、様々な産業が盛んです。

平成27年の産業別就業人口の割合は、第1次産業が3.4%、第2次産業が40.8%、第3次産業が52.3%です。



(5) 土地利用

本市の地目別面積をみると、山林が139.08 km²（全体の約35.7%）と最も多くを占めています。

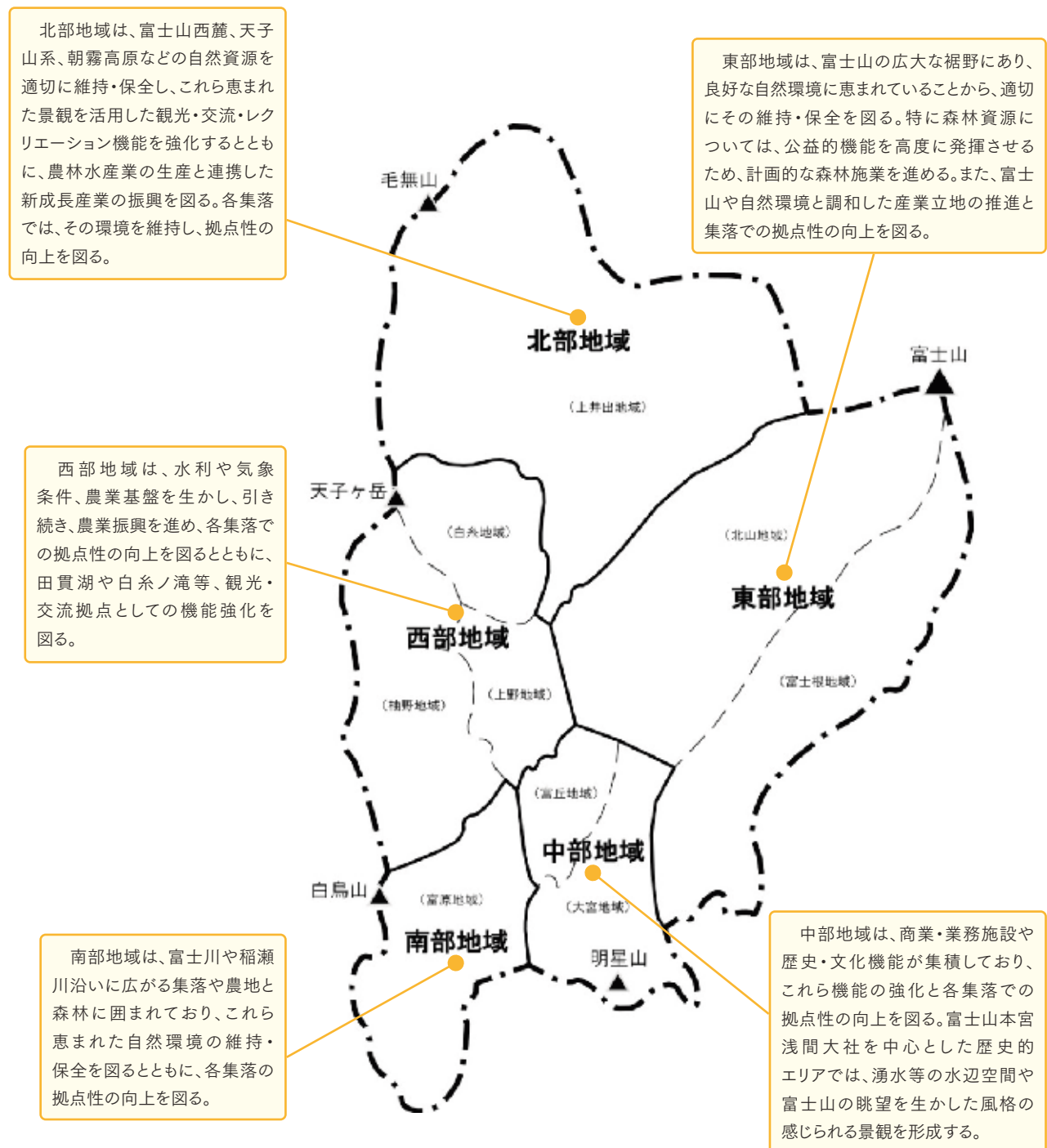
地目別面積(令和2年1月1日現在)

単位:km²

地目	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	雑種地	その他	合計
面積	27.43	10.52	30.23	139.08	17.02	0.34	15.71	148.75	389.08

資料:富士宮市の統計より

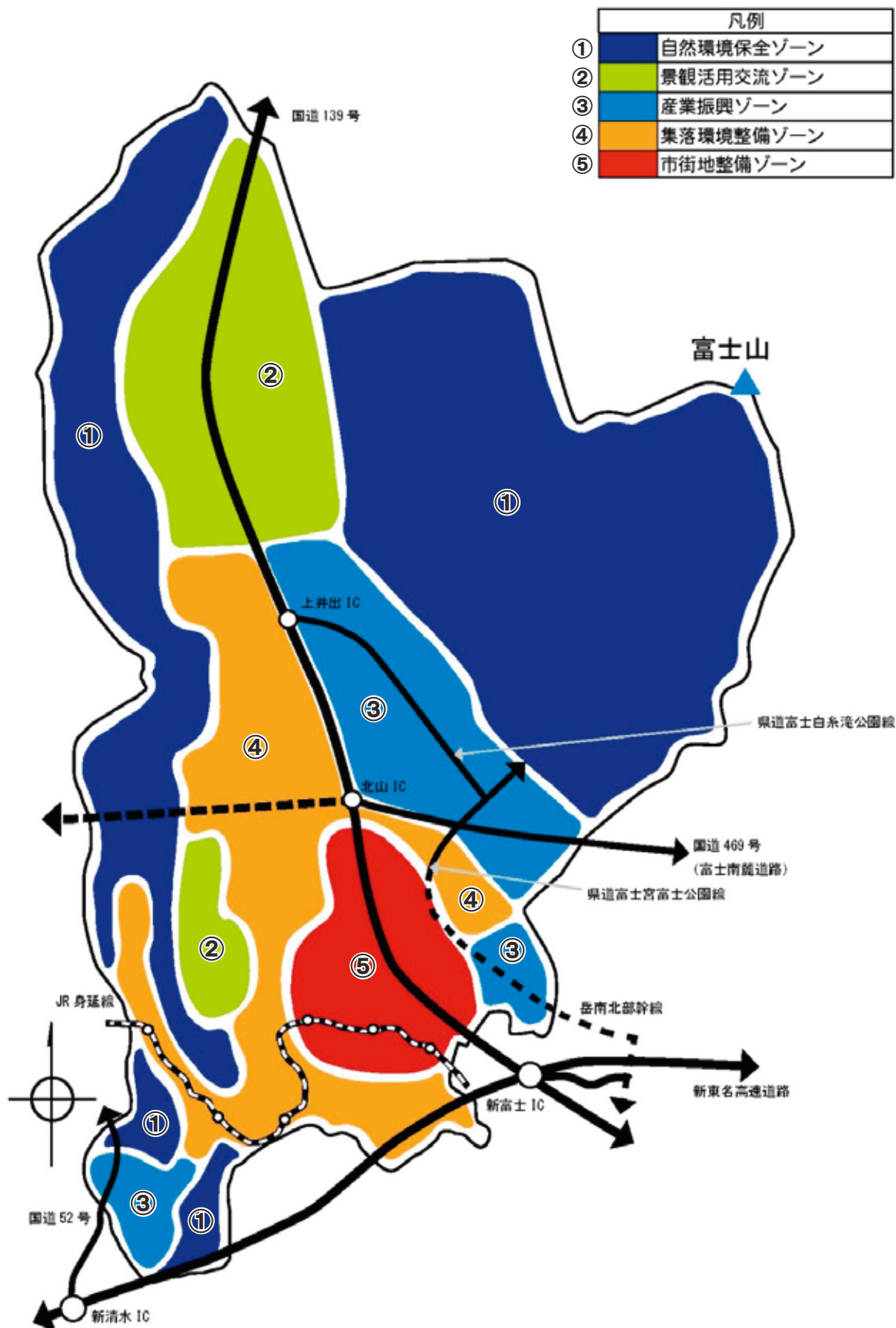
第4次国土利用計画富士宮市計画の地域区分は、市街地・集落等の歴史的な形成経緯、地形、土地利用の特性、法規制の指定実態などを踏まえ、5地域に区分し地域別の基本方針を定めています。



資料:第4次国土利用計画より(都市計画課)

第5次富士宮市総合計画のゾーン別土地利用については、市域を5つのゾーンに区分し、各地域の特性をいかした土地利用の方向性を定めています。

■ゾーン別土地利用概念図



資料：第5次富士宮市総合計画より(企画戦略課)

2. 環境の現状と課題

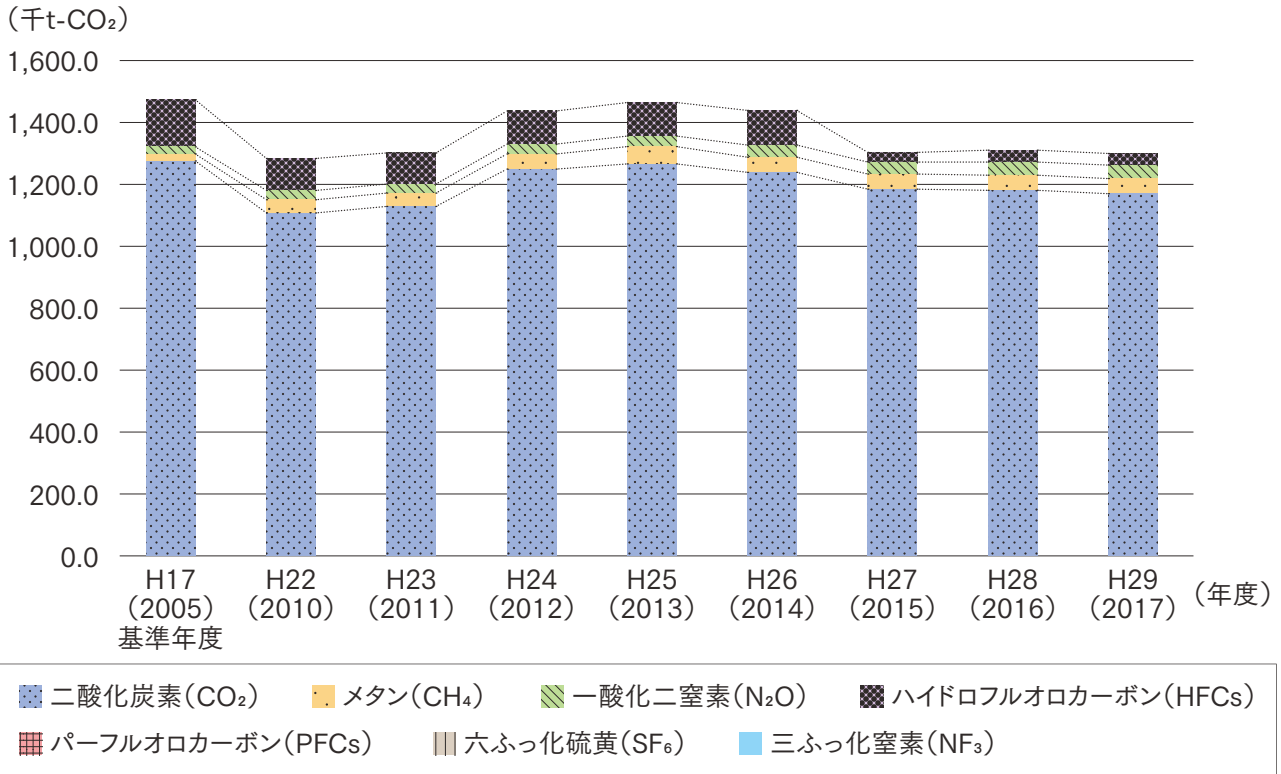
(1) 脱炭素社会

【地球温暖化】

① 温室効果ガスの排出量

本市における平成29（2017）年度の温室効果ガス排出量は、1,306.2千t-CO₂で、基準年度平成17（2005）年度と比較すると、11.9%減少しています。この主な要因は、ハイドロフルオロカーボンHFCsの排出量が77.3%減少したこと、二酸化炭素の排出量が8.3%（10.7千t-CO₂）減少したことにあります。二酸化炭素排出量を部門別にみますと、産業部門が53.3%と半数以上を占め、運輸部門16.8%、家庭部門15.8%、業務その他部門9.2%、廃棄物部門4.9%となっています。

市域からの温室効果ガス排出量の推移

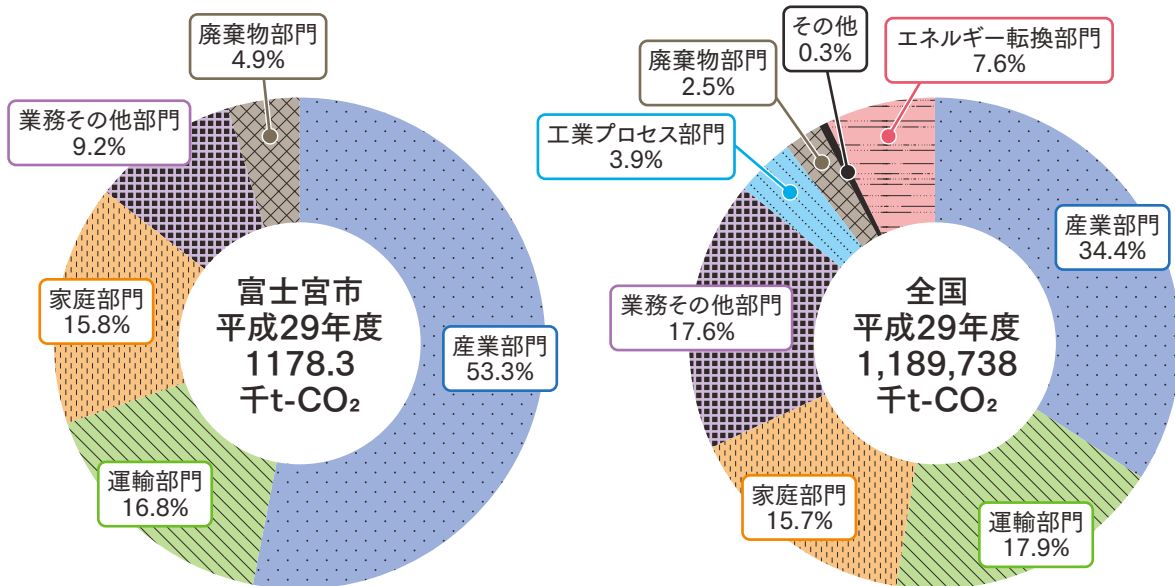


(千t-CO₂)

ガス種類	年度	H17 (2005) 基準年度	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H29増減率	
											基準年度比 (H17)	前年度比 (H28)
二酸化炭素(CO ₂)		1,285.2	1,114.9	1,137.6	1,258.1	1,275.6	1,248.9	1,191.7	1,189.7	1,178.3	-8.3%	-1.0%
メタン(CH ₄)		21.8	43.6	43.0	48.6	53.8	48.8	48.5	47.8	48.4	122.0%	1.3%
一酸化二窒素(N ₂ O)		21.0	28.5	28.0	31.6	35.8	37.9	40.1	42.8	44.1	110.3%	3.0%
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)		152.3	102.4	99.8	106.2	106.6	110.6	31.0	34.57	34.53	-77.3%	-0.1%
パーフルオロカーボン(PFCs)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
六ふっ化硫黄(SF ₆)		1.5	0.7	0.9	1.0	0.9	0.9	0.8	0.85	0.81	-46.1%	-4.3%
三ふっ化窒素(NF ₃)						0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	-
温室効果ガス計		1,481.9	1,290.1	1,309.4	1,445.5	1,472.6	1,447.0	1,312.1	1,315.8	1,306.2	-11.9%	-0.7%
<比較>全国		1,381,967	1,304,960	1,355,923	1,398,564	1,410,053	1,360,513	1,321,951	1,304,950	1,291,316	-6.6%	-1.0%

※小数点第2位を端数処理(四捨五入)しているため、合計と合わない場合があります。

部門別二酸化炭素排出量

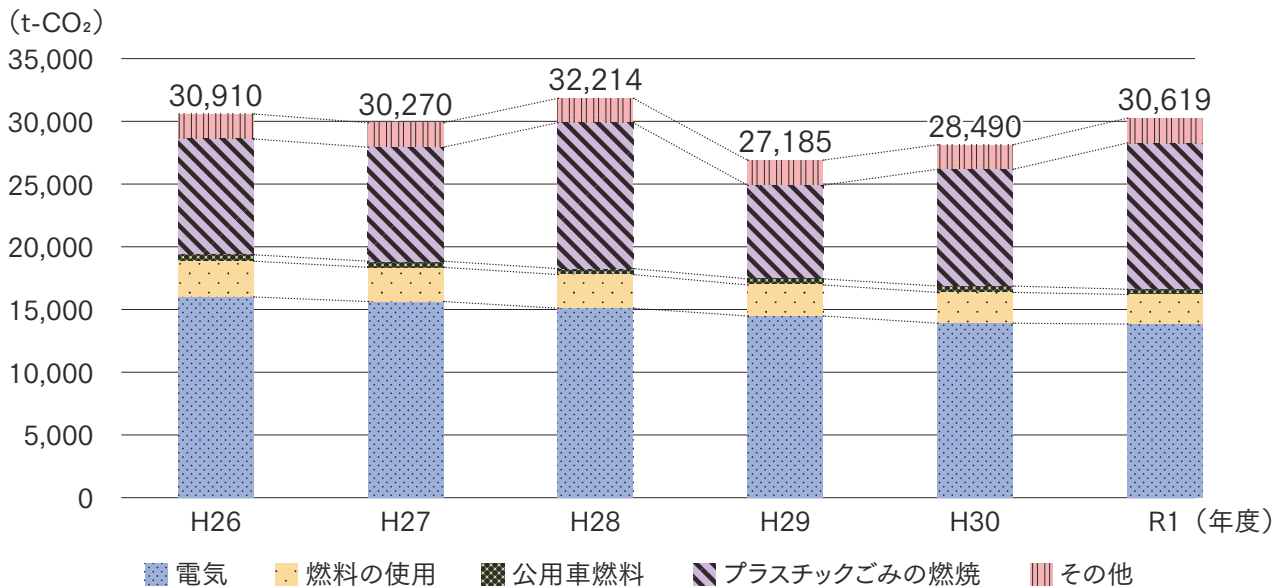


資料:令和2年度温室効果ガス排出量算定業務報告書より(環境エネルギー室)

②地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

平成28年度からスタートした、第4次富士宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)において、市の事務及び事業(公共施設等)から排出される温室効果ガス排出量は、一時的に減少しましたが、プラスチックごみの焼却量が増加した影響で温室効果ガス排出量が年々増加傾向にあります。今後、プラスチック類は、資源化を検討していきます。

温室効果ガス排出量の動向



資料:第4次富士宮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)より(環境エネルギー室)

(※)燃料の使用は、都市ガス、LPガス、A重油、灯油、ガソリン・軽油(公用車燃料を除く)を合計して算出

(※)その他は、自動車の(エアコン)、下水、し尿の処理から算出

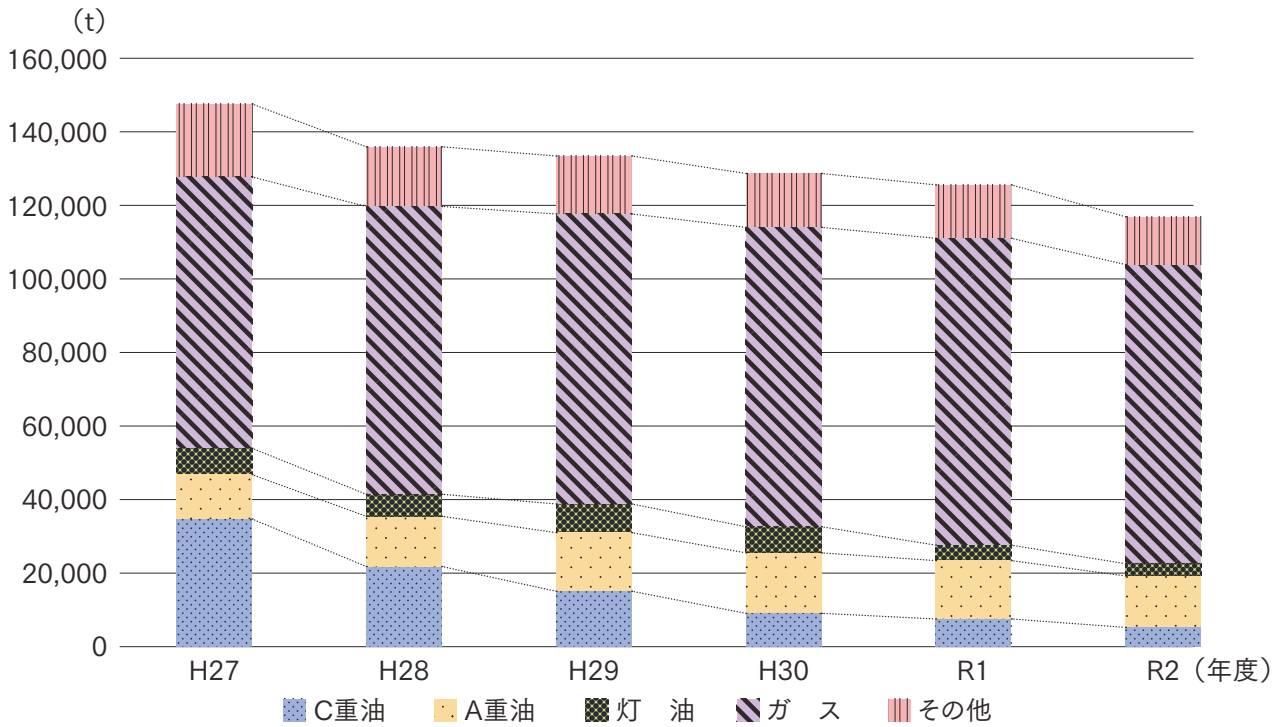
③燃料使用量

市内の事業所^(※)からの燃料使用量は、年々減少傾向にあります。

また、平成27年以降、二酸化炭素排出量の少ない天然ガス等へのエネルギー転換により、ガスの使用量は増加していますが、A重油、C重油の使用量は減少しています。

(※)大気汚染防止法のばい煙発生施設等を設置する事業所

市内事業所の燃料使用量の経年変化

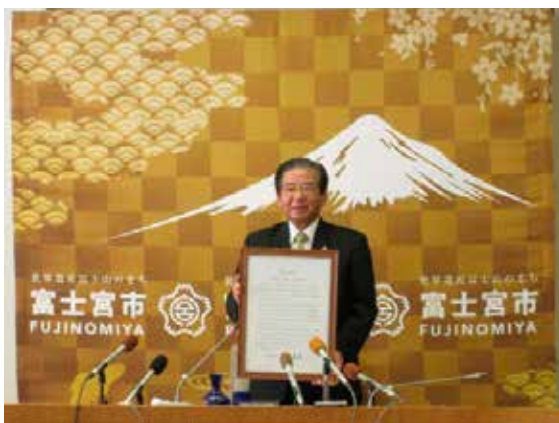


資料:生活環境課より

【ゼロカーボンシティ】

令和3年1月13日定例記者会見において、市長が「ゼロカーボンシティ」を表明し、脱炭素社会の実現に向け、その中核を担う組織として「富士宮市ゼロカーボンシティ推進本部」を同年7月7日に立ち上げました。

今後、市職員が一丸となり市民や事業者等と一体となって、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組に挑戦していきます。



ゼロカーボンシティ宣言



ゼロカーボンシティ推進本部会議

【交通】

本市における令和2年4月1日現在の自動車保有台数は、113,914台です。1世帯当たりの自動車保有台数は、自家用車が2.00台^(※)で県平均1.48台よりも多い状況です。

交通対策としては、民間バス路線が撤退した地域において、平成20年4月から「宮バス」、「宮タク」の運行を開始し、市民の生活交通の足を確保するとともに、マイカーから公共交通利用への転換による環境負荷の軽減を図っています。

(※)1世帯当たりの保有台数は、令和2年4月1日現在の世帯数(57,083世帯)から算出

自動車保有台数(各年4月1日現在)

単位:台

年次	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
自動車保有台数	114,592	114,413	114,386	114,373	113,914

資料:静岡県自動車保有台数調査より

電気自動車等自動車保有台数(令和2年4月1日現在)

単位:台

種別	電気自動車	ハイブリッド車 ^{※1}	プラグインハイブリッド車 ^{※2}	保有総数合計
富士宮市	164	9,496	141	9,801
静岡県	4,948	296,213	3,941	305,102

資料:静岡県自動車保有台数調査より

(※1)ハイブリッド車:エンジンとモーターの2つの動力源を持つ車

(※2)プラグインハイブリッド車:コンセントから差込プラグを用いて直接バッテリーに充電できるハイブリッド車

《宮バス》



「宮バス」は、中心市街地の公共施設・病院・ショッピングセンター・金融機関・商店街と周辺住宅地を結ぶ市街地循環バスです。「宮バス」を多くの市民が利用することで、環境問題・エネルギー問題・交通渋滞などの軽減につながります。令和3年4月1日現在、バス7台で運行し、すべて自動車NOx・PM法^(※)に適合しています。

(※)自動車NOx・PM法:自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法
(NOx:窒素酸化物 PM:粒子状物質)

【省エネルギー】

本市の公共施設における省エネルギー対策は、照明やパソコンなどのスイッチをこまめに切ることの徹底、エアコンの適正温度管理(夏:28度、冬:19度)、照明や防犯灯のLED化などを推進しています。

また、公用車の低燃費自動車の導入やエコドライブを推進するとともに、市職員に年間を通じてエコ通勤の実施を呼びかけています。



電気自動車

はじめよう、エコドライブ。



エコドライブ啓発ポスター

【再生可能エネルギー】

東日本大震災以降、自然災害等の激甚化により大規模停電が発生したことを踏まえ、災害時対応向上や脱炭素化の観点から、再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギーシステムの導入や地域の豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活かし地産地消する地域循環共生圏づくりなど、脱炭素社会の実現に向けた持続可能なまちづくりが期待されます。

①水力発電

明治43年10月に営業運転開始の猪之頭発電所をはじめ、水力発電所（小水力発電[※]を含む）が合計で32か所あります。そのうち、平成28年度から令和2年度までの間に新たに7か所の小水力発電所が稼働しました。令和3年4月1日現在で、水力発電所14か所、小水力発電所18か所、許可出力は合計で37,194kWとなりました。

平成30年12月には、小水力発電のあらゆる関係者が一堂に会し、産官学民の垣根を越えて情報や課題を共有し、さらなる普及を図るため「全国小水力発電大会 in 富士宮 未来を照らす、地域の水の恵み」を開催し、「日本一の小水力発電のまち」をPRすることができました。

(※)小水力発電は1,000kW以下の発電所

②太陽光発電設備導入の助成

本市は、平成7年度から住宅用太陽光発電設備の補助事業を開始し（平成26年度からは区民館、集会所を補助対象に追加）、普及促進を図ってきました。

令和2年度までに、3,228件の補助を行い、導入容量は15,345kWとなりました。市内にある住宅の約9.5%^(※)に太陽光発電設備が設置されたこととなります。

(※)住宅への設置割合は、平成27年国勢調査持ち家世帯数から算出

平成26年度からは、太陽光発電設備に加え、エネルギーを創る機器と蓄える機器を補助対象とし、さらなる温室効果ガス排出量の削減や電力のピークカット・ピークシフトを推進しています。

③公共施設への普及状況

本市の公共施設における太陽光発電設備等導入の推進については、平成25年度に「富士宮市の公共施設における太陽光発電設備等の導入の推進に関する取扱いについて」を定め導入を推進しています。

令和2年度までに19施設に太陽光発電設備を導入しました。

太陽光発電設備設置場所(令和2年度まで)

No.	設置施設	発電容量(kW)	設置年度
1	富士宮市総合福祉会館	10.2	平成11年度
2	大宮保育園	3.0	平成19年度
3	上野小学校	10.0	平成21年度
4	白糸の滝公衆トイレ	4.4	平成24年度
5	駅前交流センター	4.23	平成25年度
6	療育支援センター	10.0	平成25年度
7	富士根保育園	10.0	平成25年度
8	救急医療センター	10.0	平成26年度
9	大富士交流センター	10.0	平成27年度

10	西消防署北分署	10.0	平成27年度
11	学校給食センター	20.0	平成28年度
12	市営万野住宅A棟	10.0	平成28年度
13	市営万野住宅B棟	10.0	平成30年度
14	富士根南公民館カーポート型太陽光発電	8.8	令和元年度
15	中央消防署東分署カーポート型太陽光発電	8.8	令和元年度
16	西消防署北分署カーポート型太陽光発電	8.8	令和元年度
17	市営万野住宅C棟	10.0	令和2年度
18	富丘交流センター	10.0	令和2年度
19	白糸会館	5.5	令和2年度

④再生可能エネルギー事業の適正な誘導

本市は、富士山世界遺産登録において6か所の構成資産を有しており、富士山の景観や眺望を後世に伝えていく責務があります。このため、再生可能エネルギーの推進を図りつつも、再生可能エネルギー事業と富士山や朝霧高原等の自然環境や景観との調和を目的とする、「富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」（平成27年7月1日施行）を定め、再生可能エネルギー事業の適正な誘導に努めています。

カーポート型太陽光発電



富士根南公民館 駐車場



中央消防署東分署 駐車場



西消防署北分署 駐車場

【課題】

- 本市の温室効果ガス排出量は、減少傾向にありますが、その減少幅は小さいことから地球温暖化防止に向けた取組の強化を図る必要があります。
- 東日本大震災以降、火力発電などによる発電割合が上昇し、電気の排出係数の増加から電気の使用量を減らしても、温室効果ガス排出量が増加してしまう状況にあります。
- 大規模な太陽光発電設備や風力発電設備導入においては、自然環境や景観を損なわないように配慮する必要があります。
- 自動車保有台数は減少傾向にありますが、さらに自動車による環境負荷の低減を図るため、身近に利用できる公共交通機関の積極的な利用や、電動車への転換を啓発する必要があります。
- 地球温暖化防止のため、事業活動や各家庭において、今後も引き続き省エネルギーへの取組が必要です。

コラム

全国小水力発電大会 in 富士宮

小水力発電の普及促進を図るため、平成30年12月13日から15日の3日間、「第4回全国小水力発電大会 in 富士宮」を開催しました。

【大会の概要】

12月13日

オープニング北山本門寺重須孝行太鼓、
紹介ビデオ、ピアノとフルート演奏
基調講演 倉阪秀史（千葉大学 教授）
議題：『再生可能エネルギーを活かした地域の持続可能な自立』
パネル討論：テーマ「地域での再生可能エネルギーの活かし方」～産官学民の果たす役割～



12月14日 テーマごとに分科会を開催

- 第1分科会「地域貢献と経営の両立」
 - 第2分科会「富士宮市内における水力発電の新たな取り組み」
 - 第3分科会「電力の六次産業化」
 - 第4分科会「水力発電を担う人材育成」
 - 第5分科会「農業用水エネルギーの新たな可能性」
 - 第6分科会「輸入水車の活用」
 - 第7分科会「小水力甲子園」
- 企業事例発表



12月15日 エクスカーション（4コース）

- ・芝川コース
- ・白糸・北山コース
- ・伊豆コース
- ・ぶらり徒歩コース



(2) 自然環境

【富士山の自然と生物の多様性・水資源】

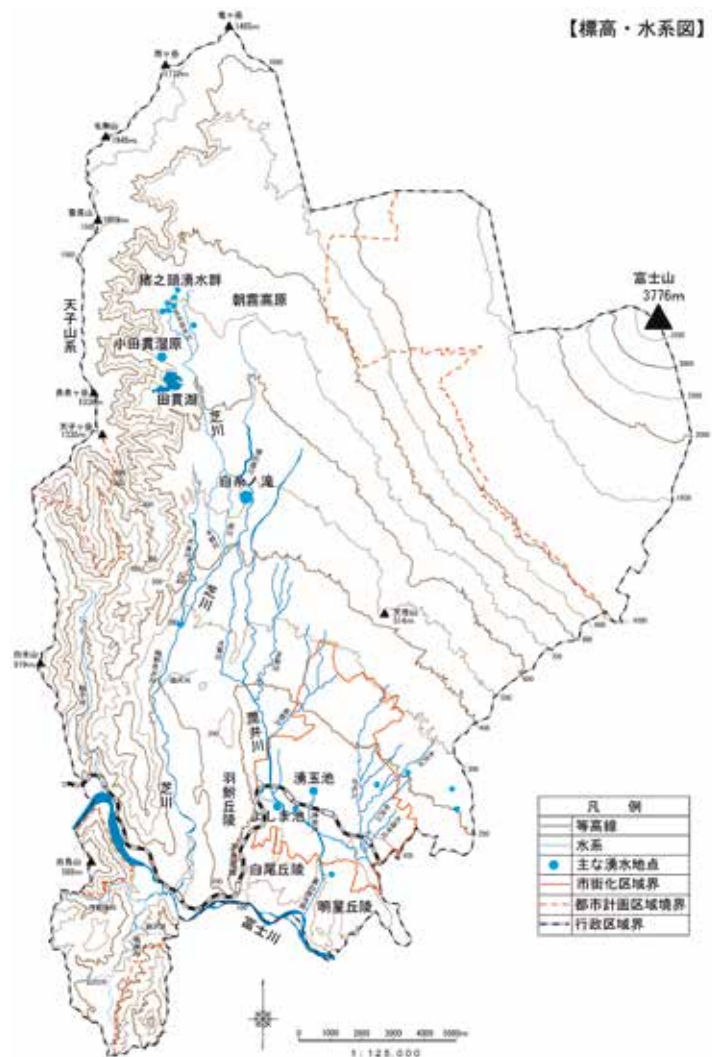
本市は、富士山麓の雄大な土地と豊かな緑や清らかな湧水に恵まれ、その自然環境は、貴重な動植物が生息するなど、恵まれた環境にあります。また、森林は災害の予防や水源かん養としての基本的な役割のみならず、地球温暖化防止に役立つ二酸化炭素の吸収や景観形成、都市環境の形成などの公益的な機能を有しており、富士山などの豊かな自然環境との共生を図っています。

①富士山周辺の自然

富士山は、1万年前頃から、現在の富士山の火山活動が始まりました。溶岩が幾層も重なって小御岳や古富士火山を覆い、現在に近い形ができあがりました。その後も火山活動を繰り返しましたが、宝永4年(1707年)の大噴火で宝永火口ができて以降は活動を休止しています。

富士山頂から山麓部にかけては、成層火山特有の美しいスカイラインを形成しています。山の表面は、まだ原表面が多くありますが、侵蝕作用が進行し、多くの放射谷が見られます。山麓の末端には、山麓を流下する沢の堆積物などにより、大沢扇状地や万野原扇状地などが形成されています。富士山への降雨や雪解け水の大部分は、溶岩、砂礫などの堆積を通過して地下に浸透し、山麓末端部で地表に現れ、市内各地で湧水となっています。

田貫湖周辺には自然公園法により指定された194.3haの集団施設地区(公園利用と管理のための施設を総合的に整備するための地区)があります。小田貫湿原は、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されています。



資料:富士宮市緑の基本計画より(花と緑と水の課)

②特定希少野生動植物

「富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例」を平成23年3月に改正し、市内に棲息又は生育している希少な野生動植物を保護するため、「特定希少野生動植物」の指定、「自然環境保全地区」の指定、「自然環境保全活動団体」の承認等が規定されました。これに基づき6種類の「特定希少野生動植物」(ギフチョウ、クロシジミ、アサマフウロ、オオサワトリカブト、キスミレ(イチゲキスミレ)、スルガジョウロウホトトギス)を告示し、保護することになりました。

《特定希少野生動植物》



ギフチョウ



クロシジミ



アサマフウロ



オオサワトリカブト



キスミレ



スルガジョウロウホトギス

ギフチョウ(アゲハチョウ科)
 クロシジミ(シジミチョウ科)
 アサマフウロ(フウロソウ科)
 オオサワトリカブト(キンポウゲ科)
 キスミレ(スミレ科)
 スルガジョウロウホトギス(ユリ科)

③保存樹、保存樹林、保存湧水池の指定

「富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例」により、市内の巨樹銘木や湧水のうち代表的なものを選定し、保存への助成を行っています。(保存樹43本、保存樹林18か所、保存湧水池16か所)また、パンフレットにより広く周知しています。



保存湧水池(陣馬の滝)



富士宮市の保存樹・保存湧水池

④湧水

世界遺産富士山の構成資産である富士山本宮浅間大社の湧玉池は国の特別天然記念物に指定されており、水量が豊富で市内を流れる神田川の水源地であり、富士山麓の湧水の象徴的な景観となっています。地層の分かれ目から湧出し滝となっている、国の名勝及び天然記念物白糸の滝も、世界遺産富士山の構成資産の一部を成しており、一年を通じて多くの観光客が訪れています。また、猪之頭地区には、陣馬の滝をはじめとする湧水群があり、富士山麓の自然と恵まれた水環境となっています。

この恵まれた水環境では、清流で育つ魚の「ニジマス」の生産が全国屈指を誇ります。本市では、平成21年6月1日に全国でも珍しい「市の魚」を制定しました。



白糸の滝



「市の魚」にじます

⑤河川

富士川は、日本三大急流の一つにも数えられる河川で、山梨県から本地域に入り、稲子川、稲瀬川、芝川などの流れを加えて駿河湾に注いでいます。芝川は、天子山地東麓の扇状地の地下伏流水、猪之頭の湧水などが源となる河川で、富士山裾野と天子山地の接合点となっている裾合い谷（異なる溶岩が重なって生ずる谷）を流れています。潤井川は、大沢川を源としている河川で、市南部に連なる白尾丘陵、明星丘陵まで南流したあと、南東方向に流路を転じています。市内を流れる河川の良好な景観・環境を維持していくために、河川愛護団体の協力により河川の清掃活動や美化運動を実施しています。

⑥環境保全

富士山世界遺産登録や新東名高速道路の開通などにより、本市への観光客等は増加しています。特に富士山の登山シーズンには、多くの登山者が訪れることから、「富士山スカイラインマイカー規制」を行い、自動車の乗り入れを規制することで、富士山の自然環境保全に努めています。

【森林・農地】

①森林・草原

本市は、市域の約6割が森林に覆われており、富士山頂から裾野にかけて自然豊かな国有林や森林産業を支えるスギやヒノキ林が見受けられます。これら森林が持つ機能は、生態系の公益的機能の提供を通じて市民の生活に深く結びついています。

平成26年度から、市民ボランティアとともに地下水のかん養と自然林復元のため、広葉樹の苗木を植樹しています。また、富士山自生種（広葉樹）の種まき及び育苗を行い、育った苗は市内の山林等に植樹し針葉樹から広葉樹へ転換を進めています。

根原地区では、自然環境の保護と草原景観の保全を目的に、平成20年度から市が参加して、根原地区の火入れを行っています。根原地区の草原は平成24年3月に、屋根材のカヤ刈場として、文化庁から「ふるさと文化財の森」に指定されました。



白糸自然公園植樹祭



根原地区火入れ

②農業

農地は、田1,051 ha、畑3,038haと市域面積の10.5%を占めています。農家数や経営耕地面積は、いずれも減少傾向にあり農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。担い手への農地利用に向けた活動を実施し、遊休農地対策を行っています。近年農山村地域で環境保全活動に参画する来訪者が増え、新たな交流により活気が蘇る地域が多くなりました。静岡県では、地域の「宝(資源)」を大切に思い、それを守り、次世代につなげていこうとする人々が集い、理想の農山漁村として認定した地域を「ふじのくに美しく品格のある邑(むら)」として登録しています。

本市では、平成24年度に「柚野の里」、平成26年度に「白糸の里」、平成27年度に「南条の里」、平成28年度に「内房の里」、平成29年度に「天子ヶ岳の里」、平成30年度に「五感で癒される湧水の里いのかしら」、令和2年度に「羽鮎の里」が登録され、農村環境保全活動などを行っています。

③畜産

本市北部の朝霧地域では、多くの乳牛が飼われており酪農が盛んです。牛乳は、県内1位の生産量を誇ります。畜産農家が多いことから、良質な家畜堆肥が豊富に生産されており、「有機のまち富士宮」として堆肥の利用促進に取り組んでいます。乳牛、肉牛、豚、鶏を飼養している市内の畜産農家の協力を得て堆肥カタログを作成し、耕種農家等への有効利用を図っています。

また、平成28年度から、富士開拓農業協同組合等と共同で実施した「環境調和型バイオマス資源活用事業」では、メタンガスによるバイオマス発電設備を設置し、家畜ふん尿や消化液の処理について、実証事業を行いました。

なお、近年は採卵鶏及びブロイラーの飼養数が増加傾向を示しています。



堆肥カタログ

家畜飼養数(各年2月1日現在)

種別	H28	H29	H30	H31	R2
乳用牛(頭)	6,047	6,219	6,344	6,250	6,385
肉用牛(頭)	5,185	5,282	5,084	5,033	5,248
豚(頭)	8,828	8,238	9,487	8,994	9,882
採卵鶏(羽)	1,956,700	2,367,800	2,380,800	2,385,000	2,598,000
ブロイラー(羽)	472,900	510,500	510,700	543,900	585,200

資料:富士宮市の統計より

④野生鳥獣

近年、ニホンジカ、イノシシ、サル、ハクビシン、カラス、カワウ等、野生鳥獣により富士山麓の人工林及び広葉樹林で樹木の剥皮や幼木の新芽の食害、農地にあっては、牧草、水稻、野菜全般、椎茸等農林産物の食害、踏み荒らしのほか、養殖魚の食害などの被害が深刻な状況であり、国・県や地元猟友会の協力を得ながら鳥獣害対策を行っています。



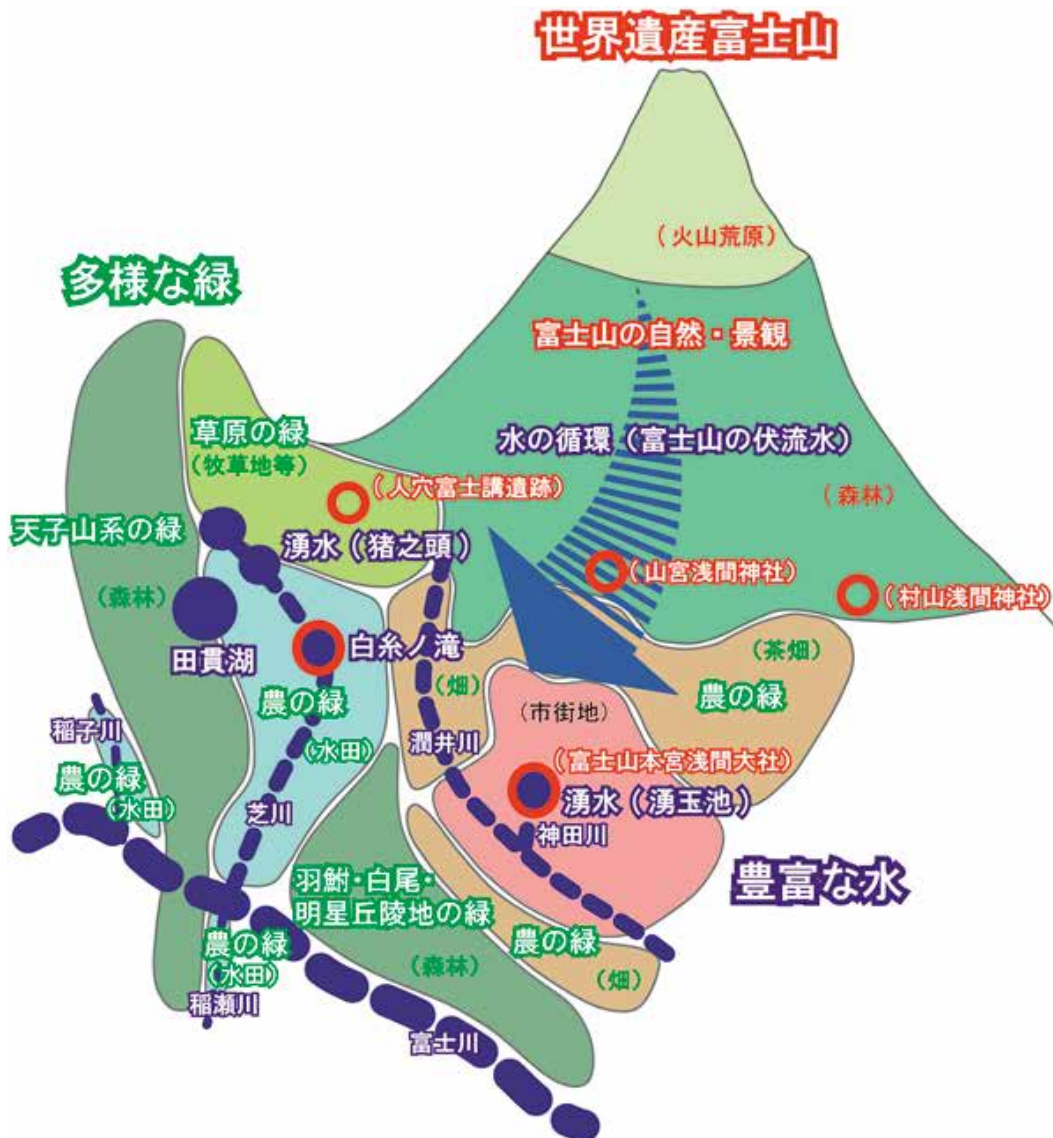
鹿による剥皮被害(食害)

【公園緑地】

開発行為などにより整備され、市に移管された小公園が117か所（3.70ha）、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供するため、屋外型の施設である児童遊園が73か所（3.32ha）整備されています。

また、平成27年3月に「富士宮市緑の基本計画」を策定し、緑と水のまちづくりを進めています。

“豊かな緑と水が永遠に息づく”魅力あふれるまちのイメージ図



資料：富士宮市緑の基本計画より(花と緑と水の課)

【課題】

- 遊休農地対策として、今後も引き続き担い手への農地利用に向けた活動を進める必要があります。
- 近年、富士山中腹の樹林帯では、ニホンジカが増え、食害が問題となっています。ニホンジカによる食害によって森林の植物相が大きく変化することが懸念されています。また、農作物への被害が深刻であることから、有害鳥獣への対策を検討する必要があります。
- 二酸化炭素の吸収源となる森林保全を進めるため、今後も引き続き森林の適正な管理が必要です。
- 富士山世界遺産登録を受け、多くの観光客や外国人が本市を訪れていることから、環境への配慮やルールづくりなどの施策の推進は重要な課題です。

(3) 生活環境

【大気環境】

大気は、自動測定器により市内3か所で調査を実施しています。測定項目は、環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等です。光化学オキシダントは、濃度によっては、眼への刺激やのどの痛み等の被害を起こすため、緊急時の対応として、注意報発令レベルに達した場合に、市民へのお知らせや協力工場にばい煙の削減の依頼を行っています。

【騒音・振動】

騒音は、「感覚公害」と言われており健康状態や心理状態によっても聞こえ方は変化します。昼間は気にならなかった音でも、早朝や夜間にまわりが静かになれば、うるさく感じることもあります。本市は、住宅地に近く夜間の騒音が問題となる事業場を中心に、騒音の状況を把握するため、夜間パトロールを実施しています。また、市内では国道、県道、4車線の市道などの主な路線については、自動車騒音常時監視を行っています。

振動は、主に土木工事や道路交通などにより建物が揺れたことに対する感覚的なものや壁のひび割れ等の物理的な被害によるものがあります。市内では国道や県道等で道路振動測定を行っています。



自動車騒音測定

【悪臭】

悪臭は、人に不快感を与える「におい」の原因となる物質が大気中に発生するもので、騒音と同様に「感覚公害」と呼ばれています。また、風向・風速等の気象条件にも左右されます。本市は、平成20年4月から臭気指数による規制を導入しています。

【水環境】

河川や湖沼等の水質汚濁は、日常生活に伴って排出される生活排水や事業場が主な原因となっています。本市の主要河川では、潤井川、富士川、芝川（横手沢下流）には環境基準A類型が、芝川（横手沢上流）にはAA類型が指定されています。



採水の様子

【上水道・下水道】

本市の上水道は、行政区域内人口に対する普及率は令和元年度末95.2%で、ほとんどの市民に供給されています。（静岡県上水道普及率：令和元年度末95.6%）

また、汚水処理人口普及率は、令和元年度末で68.7%（県82.2%、全国91.7%）です。その内訳は、下水道54.0%（県63.9%）、農業集落排水施設等0.1%（県0.8%）、合併処理浄化槽14.6%（県17.1%）で、県を下回っています。水環境保全や快適な生活環境のため、地域の実情に応じて効率的な整備を進めています。

【不法投棄対策】

富士山の美化を進め、市民の美化意識を高めるために「富士山をいつまでも美しくする会」の会員とともに一斉清掃に取り組んでいます。また、ボランティアでの清掃活動を支援する富士山クリーン月間を継続的に実施し、富士山の美化活動に取り組んでいます。不法投棄の防止に向けて、ごみ不法投棄禁止看板の配布や富士山麓環境パトロール隊によるパトロールを定期的に行い、早期発見に努めています。

また、市民による美化活動を推進するため、地域周辺や用水路など4月の第3日曜日を重点日として行う清掃運動と、「地域の環境は地域で守る」という意識の下、富士宮市環境衛生自治推進協会により「ごみ一掃作戦」として、11月の第3日曜日を重点実施日とした清掃運動を実施しています。

このほか朝霧地区では、地域住民、地元事業者、NPOなどの市民活動団体、国・県・市などの行政職員で構成する「朝霧地区景観形成ワークショップ会議」が組織され、朝霧地区の美しい景観を後世に引き継ぐため、住民や来訪者などが幅広く協力し、不法投棄やごみのポイ捨ての根絶に向けて取り組むことを目指す「朝霧地区ごみゼロ活動宣言」を、平成25年2月23日の富士山の日に発表しました。



ごみ一掃作戦

朝霧地区ごみゼロ活動宣言（本文）

- ・道路を利用する人に、ごみのポイ捨て根絶活動への参加を働きかけます。
- ・不法投棄を防止するため、監視活動を強化します。
- ・住む人と訪れる人がともに富士山麓の自然と景観を守る運動を推進します。

富士山を背景にもつ朝霧地区は、富士箱根伊豆国立公園の西側に位置し、広大な草原、山麓の湧水群、カラマツやブナの樹林など豊かな自然環境に恵まれています。この雄大な景観や自然環境は、当地区に住む人々が大切に守り育ててきたものであり、私たちは後世に引き継ぐ責務があります。

これまでにも当地区では、様々な取組が行われてきました。しかしながら、依然として廃棄物の不法投棄、ごみのポイ捨てなどが後を絶ちません。このことから、地域住民や訪れる人すべてが、不法投棄やごみのポイ捨てなどの根絶に向け取り組むことが重要と考えました。

このため、地元区・観光事業者・NPO等地域活動団体、行政（国・県・市）からなる朝霧地区景観形成ワークショップ会議では、富士山の世界遺産登録を目指す中、富士山と朝霧地区の美しい景観を後世に引き継ぐため、『朝霧地区ごみゼロ活動宣言』を行い、朝霧地区での不法投棄、ごみのポイ捨ての根絶を目指します。

平成25年2月23日 富士山の日

【課題】

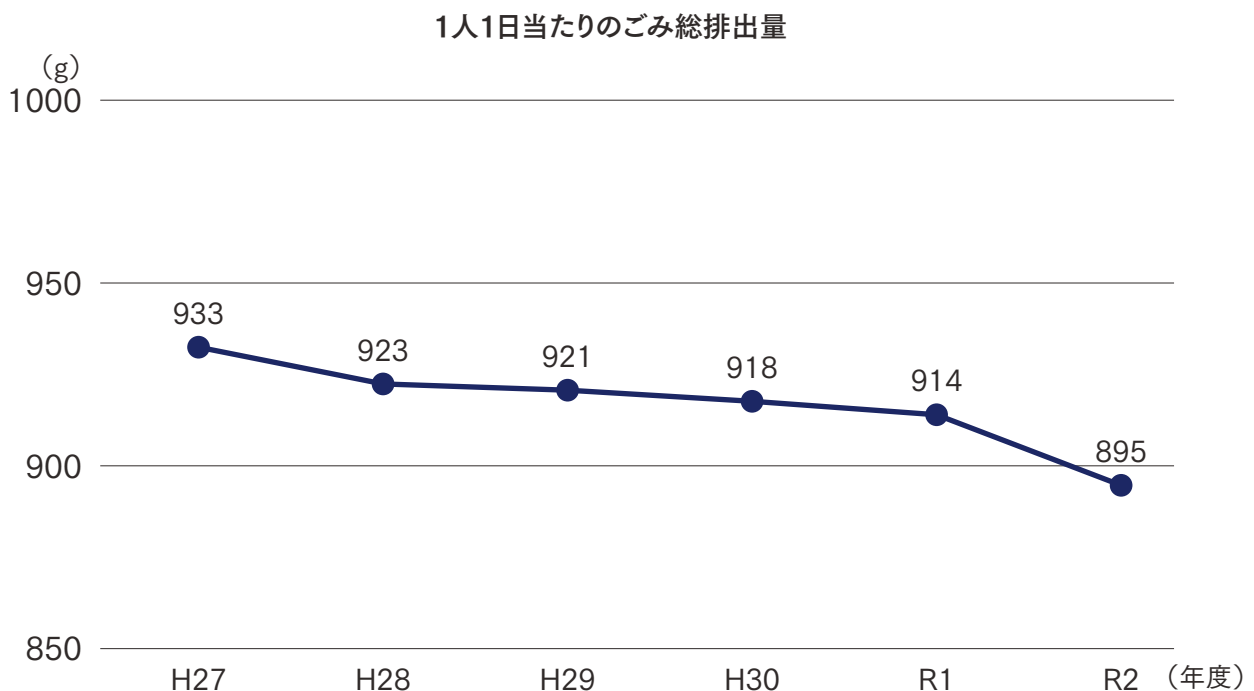
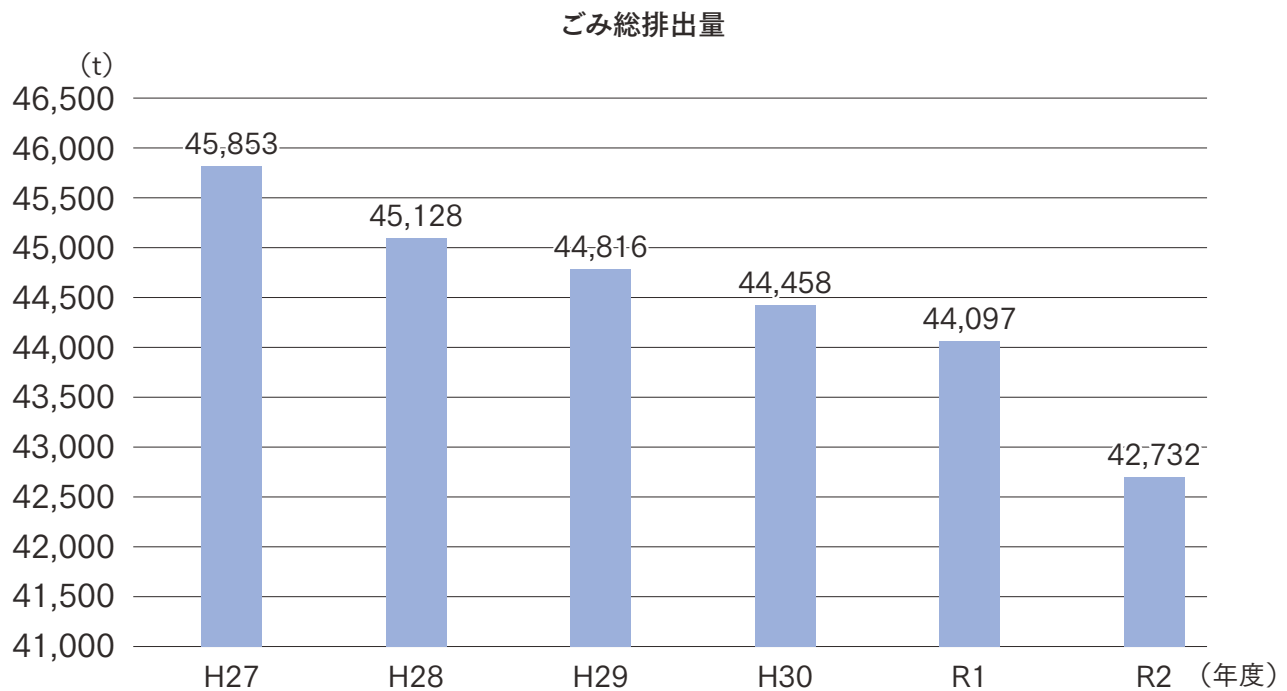
- 富士山周辺や地域の生活環境を守るため不法投棄のパトロールや不法投棄の早期発見など、迅速な対応が必要です。
- 毎年、市民による住宅地周辺や用水路などの清掃活動を実施しています。今後も清掃活動への継続的な参加の呼びかけや市民の美化意識の向上を図る必要があります。

(4) 循環型社会

【ごみ総排出量】

①ごみ総排出量の状況

本市のごみ総排出量、市民1人1日当たりのごみ総排出量は、様々な施策を実施した結果、減少傾向にあります。



※1人1日当たりのごみ総排出量(g) = 年間総排出量(t) ÷ 人口(※1) ÷ 年間日数 × 1,000,000

(※1)人口は住民基本台帳人口である。住民基本台帳法の改正により平成24年度以降、外国人人口が含まれます。

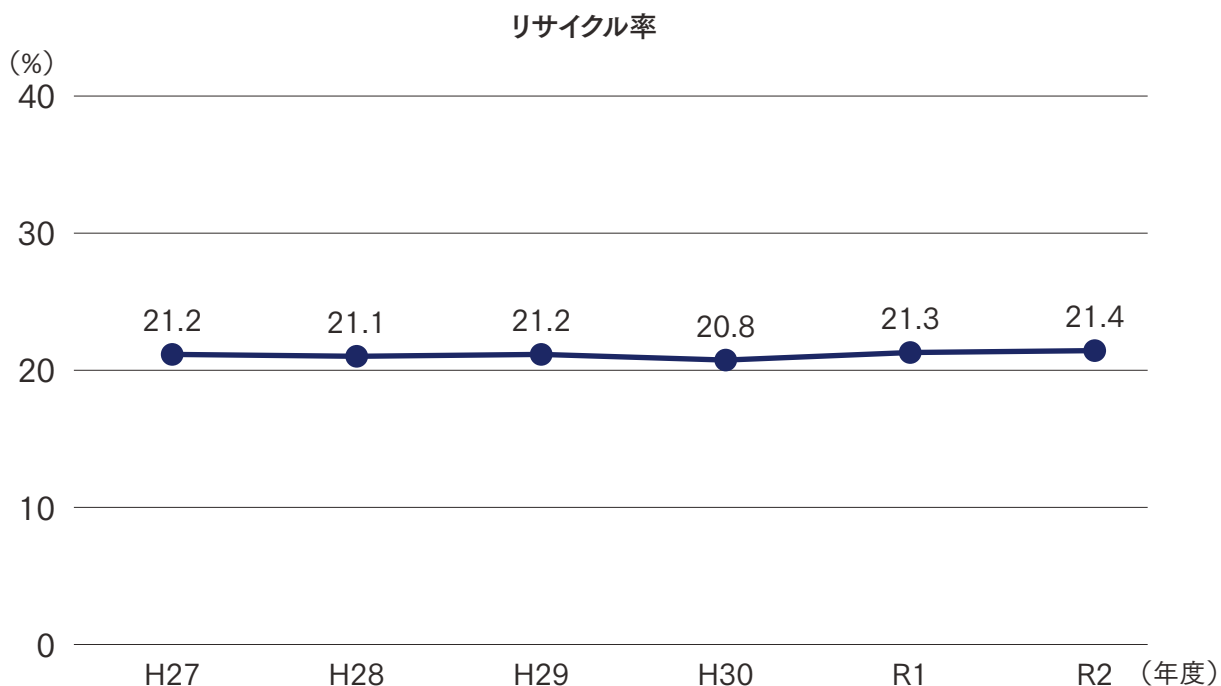
②資源の有効利用状況と環境美化

分別収集は、乾電池（昭和59年開始）、びん（昭和62年開始）、かん（平成3年開始）、ペットボトル（平成9年開始）、紙パック及びトレイ（平成13年開始）、水銀使用製品（平成28年開始）を市の全域で収集し、資源化しています。また、古紙、牛乳パック、アルミ缶、古布は、1キログラムに対し3円の古紙等リサイクル活動奨励金を交付し、集団回収活動を支援しています。

家庭で不用になった日常生活用品については、譲りたい人から譲り受けた人への無料または低廉な価格で提供する「不用品リサイクルバンク」や、不用本を貰い受け「リサイクル文庫」として再利用を実施しています。

地域においては、環境美化推進委員により、各地区のごみ集積所の監視、報告、地域の見まわりなどを実施しています。

また、星山浄化センターでは、下水処理汚泥をセメント原料や堆肥化による資源の有効利用を図っています。



資料：生活環境課より

※リサイクル率(%) = 資源化量(t) ÷ ごみ総排出量(t) × 100

リサイクル率は、ごみ総排出量に対し集団回収、古紙回収ステーション回収、廃食用油回収、衣類・革類回収、焼却灰の資源化（セメント化・熔融・焼成資源化）、市による分別収集中間処理後の再生利用の資源化量[※]により算出しています。

民間事業者も店頭などで古紙、ペットボトル、トレイなどの資源回収を行っています。

※民間事業者による資源回収は、市の資源化量に含みません。

ふじのみや地球温暖化対策地域協議会は、平成27年9月からペットボトルキャップのリサイクルをきっかけに、地元事業者と市との三者によるリサイクル運動推進に関する協定を締結し、ごみの減量化・リサイクルの推進につながる取組を始めました。

清掃センターでは、せん定枝や小型家電のリサイクルの推進に取り組んでいます。平成27年11月から新たに設置した使用済み蛍光灯等回収BOXは、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の施行にさきがけて、蛍光灯などの水銀製品の拠点回収を始めました。回収した蛍光灯は、水銀を取り出した後、ガラスウールやアルミ原料などの資源としてリサイクルされます。



リサイクル運動推進の協定締結

ごみ減量化、資源化への取組

開始年月	項目	取組内容
平成4年4月	古紙等リサイクル活動奨励金制度開始	ごみ減量化促進のため奨励金制度開始 令和2年度末の登録団体数252団体
平成15年8月	古紙回収ステーション事業開始	公共施設等31か所に古紙回収ステーションを設置し、 回収処理業者により資源化
平成21年8月	廃食用油拠点回収事業開始	ガソリンスタンド等13か所に回収容器を設置し、 回収処理業者により資源化
平成23年4月	焼却灰の資源化(焼成)開始	鞍骨沢最終処分場の延命化を図るため、 焼却灰の外部委託処理を開始
平成23年7月	せん定枝のリサイクル	清掃センターへ直接持ち込みされたせん定枝や 庭木は、薪材など加工処理し市民へ無償提供
平成24年1月	小型家電のリサイクル回収ボックス設置	ごみ減量化と希少金属の有効利用のため 清掃センター内に設置
平成24年4月	焼却灰の資源化(セメント資源化)開始	焼却灰の外部委託処理について、環境面等を考慮し、 焼成に加えセメント資源化を開始
平成25年3月	衣類及び革類拠点回収事業開始	公共施設等18か所に回収ボックスを設置。 回収した物は海外で使用
平成25年4月	焼却灰の資源化(溶融)開始	焼却灰の外部委託処理について、環境面とリスク分散 を考慮し、セメント資源化に加え溶融を開始
平成31年4月	「スペシャルオリンピックス日本応援プログラム」携帯電話・スマートフォン回収開始	公共施設15か所に回収ボックスを設置し、回収業者 により、携帯電話の資源売却益の一部をスペシャル オリンピックス日本への活動費として寄付
令和2年5月	使用済みインクカートリッジ再資源化事業開始	公共施設15か所に回収ボックスを設置。 回収業者により、リサイクルインクカートリッジ等に リサイクル



古紙と衣類及び革類拠点回収



廃食用油拠点回収



蛍光管等回収BOX



せん定枝の搬入とリサイクル(薪用材)



小型家電回収ボックス



使用済みインクカートリッジ回収ボックス



携帯電話・スマートフォンリサイクル回収ボックス

【課題】

- 資源化のため古紙、廃食用油、衣類などの拠点回収を行い、ごみ総排出量及び市民1人1日当たりのごみ総排出量は減少傾向にありますが、引き続きごみの分別徹底、排出抑制が必要です。
- 団体による集団回収と市内の古紙回収ステーションで古紙を回収し、資源化されていますが、令和2年度に実施したごみ質組成分析の結果でも、平均30.2%の紙類が混入していることから、紙類回収の対策が望まれています。

コラム

ごみダイエットプロジェクト

市では、ごみ処理に要する経費や、焼却量の節減を目指し、市、市民及び事業者が一丸となってごみの減量化を目指すため、「ごみダイエットプロジェクト」を実施しています。

毎年、月ごとに紙ごみの削減、生ごみの削減、衣類の分別等、重点取組を決めて、皆さんに様々なごみの削減に取り組んでもらえるよう啓発し、年間を通してごみの削減に取り組んでいます。

(5) 環境教育

【環境教育の現状】

①アース・キッズ事業

小学校では、子どもたちが地球温暖化の原因となるごみの排出量の削減や省エネルギーについて、体験を通して学び家族のリーダーとなって地球温暖化防止の取組を実践するアース・キッズ事業を実施しています。

平成29年度にはエコリーダー認定数が1万人を超え、平成18年度から令和2年度までに13,090人の児童がエコリーダーに認定されました。



アース・キッズ事業

②子どもへの環境教育

施設見学を通じて清掃センターや生活排水処理センターでは、児童への環境学習を実施しています。また、エネルギーや環境への取組などを見学する「環境探検隊」では、市内の工場見学を実施しています。

小中学校における富士山学習（地域の自然、歴史、文化等の総合的な学習）などにおいて、環境をテーマに学習を進める際、情報を収集するために市役所を訪問する子どもたちの姿が見られます。このほか図書館では、市民の自発的な環境学習を支援するため、環境関連図書などの資料コーナーを設置し、毎年環境関連図書を購入しています。

また、こどもエコクラブでは、子どもたちが環境についての主体的な学習や活動を進めるために、環境教育などに関する情報提供などを支援しています。

令和2年度から、地域に根差した環境教育として、学校のニーズに対応した環境教育の実施や環境活動記録の冊子を作成し、各学校などへ情報提供を行っています。

③地球にやさしい学校活動

小・中学校では、学校ごとに地域の実情に沿った環境美化、緑化活動、自然観察を工夫して活動し、校内の電気、水などの節約、ごみの削減、古紙・牛乳パック・アルミ缶などのリサイクル活動にも力を入れています。



環境関連図書コーナー



環境教育(フィールドワーク)



地球にやさしい学校認定証

④富士宮市富士山環境交流プラザ

環境学習、環境保全をテーマにした講座やイベントを開催しています。親子で参加できる企画もあり、楽しみながら学ぶことができる場となっています。

⑤富士山まちづくり出前講座

富士山まちづくり出前講座のメニューには、「地球温暖化対策について 富士宮市ゼロカーボンシティ宣言」、「もっと省エネ へらそう CO₂」「未来につなぐエネルギー 再生可能エネルギーについて学ぼう」、「ごみダイエットセミナー 目指せ!雑がみ分別博士」、「ごみダイエットセミナー ごみゼロ社会を目指そう」、「水生生物調査」、「花と緑のまちづくり」などの環境に関する講座があります。講座を通じて環境学習の場を提供しています。

⑥環境に関するイベントなどへの参加状況

平成19年度から環境フェアを開催し、環境パネル展示や環境講座などを開催しています。平成26年度から産官学連携事業として小学生を対象とした環境学習を開催しています。



環境フェア



産官学連携事業(常葉大学学生による環境学習)

【課題】

- 環境に関するイベントへの関心を深めるため、地域の環境活動へ参加を呼びかけ、市民、事業者、市が協働で参加するしくみづくりが必要です。
- 富士山まちづくり出前講座の参加者を増やし、環境への関心や知識を深める必要があります。

第3章

目指すべき環境像と 基本目標

本章は、富士宮市環境基本条例に定める基本理念に基づき、本市が目指すべき環境像を定め、実現に向けた環境への取組について示します。

第3章 目指すべき環境像と基本目標

第3章では、富士宮市環境基本条例に定める基本理念に基づき、目指すべき環境像を定め、施策の方向性や環境への取組を体系的に整理し、実現に向けた環境への取組について示します。

☆第3章に記載していること

1 目指すべき環境像

2 体系図

3 基本目標

- ①脱炭素社会
- ②自然環境
- ③生活環境
- ④循環型社会
- ⑤環境教育

4 地球にやさしいまちプロジェクト

- ①「富士宮環境ネットワーク」プロジェクト
- ②「省&エネルギー」プロジェクト
- ③「ごみは富士宮の宝」プロジェクト
- ④「富士山の自然を継承する」プロジェクト
- ⑤「“川いい市”日本一きれいな水」プロジェクト

5 数値目標一覧

1. 目指すべき環境像

本市では、令和7年度を目標年度とする「第5次富士宮市総合計画」を策定し、10年後を見据えて掲げる将来都市像を、「富士山の恵みを活かした 元気に輝く国際文化都市」とし、将来に向かって誰もが輝く夢を持ち続けることができ、「住んでよし 訪れてよし」「出会ってよし 結ばれてよし」「生んでよし 育ててよし」「学んでよし 働いてよし」のまちづくりの合言葉により、国際色豊かで文化的な都市を目指して、一歩ずつ歩みを進めていくところです。

本計画は、「第5次富士宮市総合計画」に示された将来都市像を、環境面から実現していくため、本市の良好な環境を将来世代に継承していこうと決意を新たに、目指すべき環境像を設定し、総合的かつ計画的に推進し実現に向けた取組を進めていきます。

第1次計画では、「富士山の自然と歴史に抱かれた 環境に調和したまち」をテーマとし、環境の将来像として、市民や事業者との協働のもと様々な環境施策を展開してきました。

本計画では、第1次計画の環境に調和したまちを引き継ぐとともに、「空よし」「水よし」「緑よし」の三拍子が揃う地球にやさしいまちを目指します。

目指すべき環境像

富士山の恵みを次世代につなぐ 地球にやさしいまち

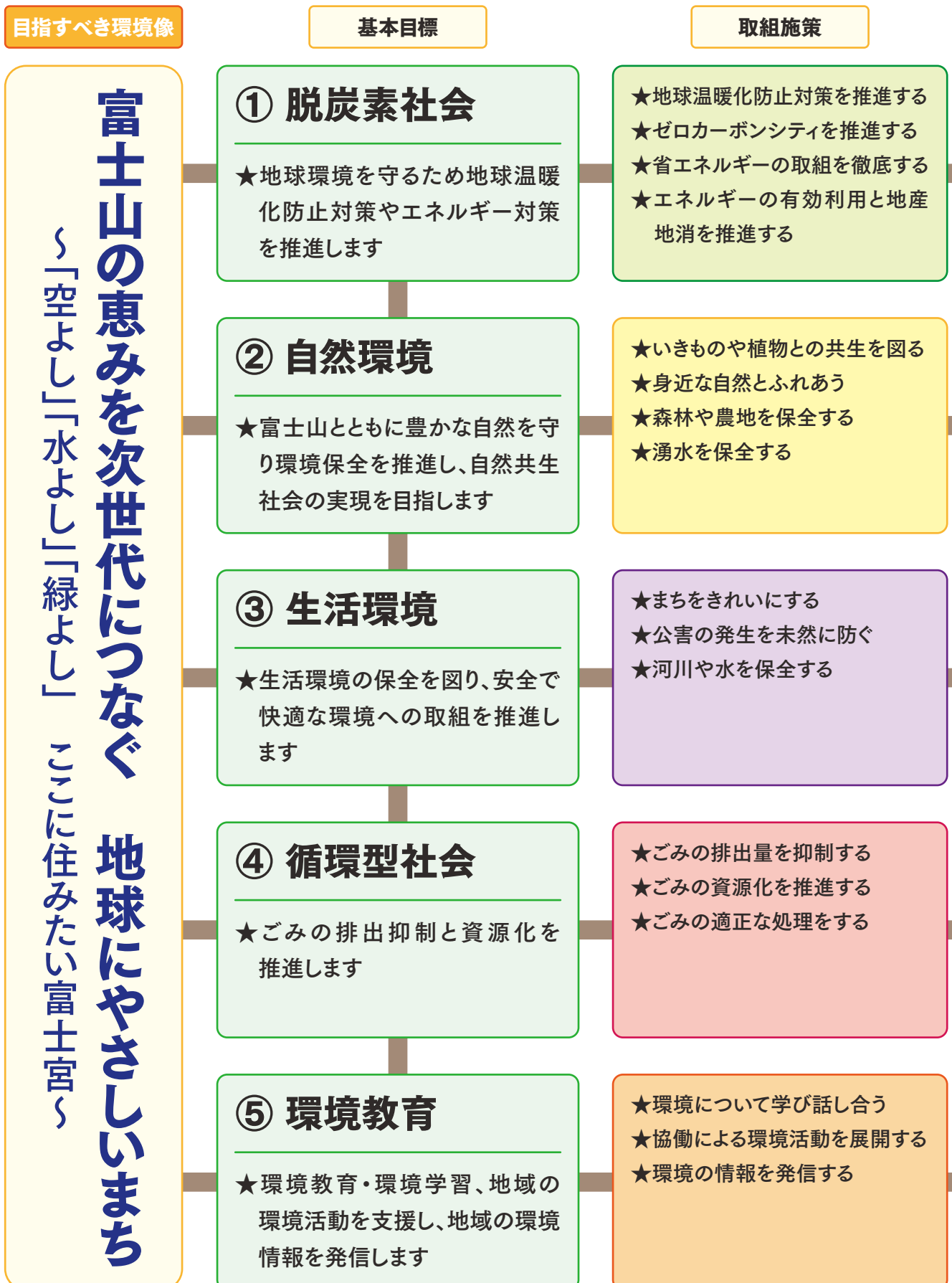
～「空よし」「水よし」「緑よし」ここに住みたい富士宮～



2. 体系図

目指すべき環境像を実現するため、5つの基本目標を設定します。

「計画の主体」について・・・市民（滞在者を含む）・事業者・市とします。



環境の範囲

脱炭素社会

- ★地球温暖化防止対策
- ★省エネルギー
- ★再生可能エネルギー ★交通

自然環境

- ★いきもの ★植物
- ★自然とのふれあい
- ★森林 ★農地 ★湧水

生活環境

- ★水質 ★大気 ★騒音
- ★振動 ★悪臭 ★有害物質
- ★不法投棄 ★河川 ★公園
- ★緑化

循環型社会

- ★ごみ減量化 ★資源化
- ★ごみの適正な処理
- ★食品ロス

環境教育

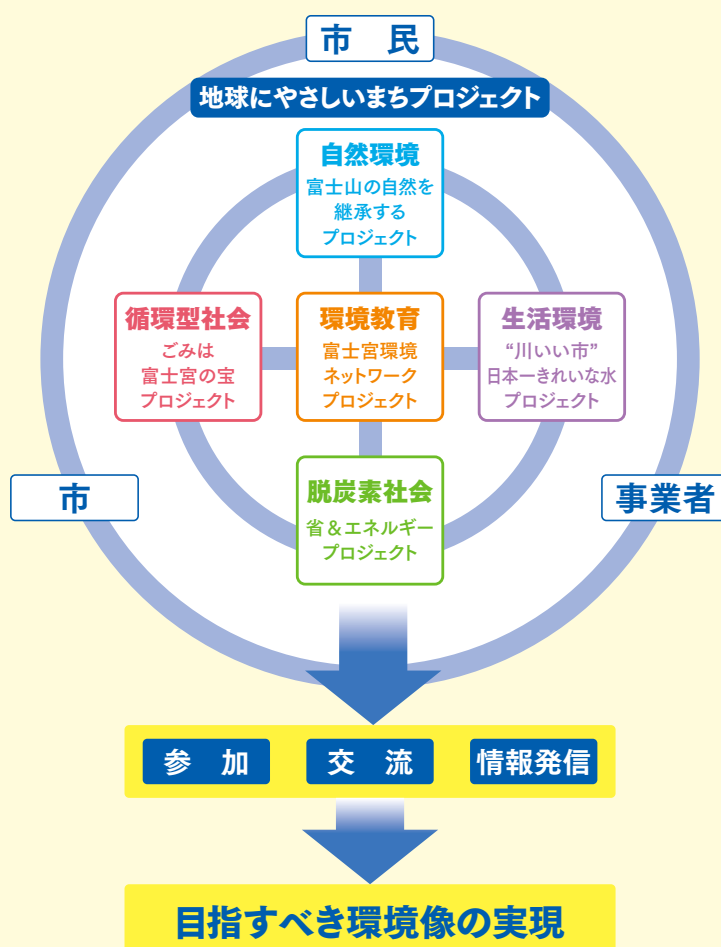
- ★環境教育 ★環境学習
- ★環境活動 ★環境情報の発信

地球にやさしいまちプロジェクト

目指すべき環境像の実現のため、地球にやさしいまちプロジェクトでは、市民、事業者、市が連携し環境への関心を深めることによって「だれかがやる」のではなく「自らやる」ことで、実現に向けた取組を進めます。

プロジェクトのテーマ

- ≫富士宮環境ネットワーク
- ≫省&エネルギー
- ≫ごみは富士宮の宝
- ≫富士山の自然を継承する
- ≫“川いい市”日本一きれいな水



3. 基本目標

第4章では、目指すべき環境像を実現するため、「脱炭素社会」、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「環境教育」の5つの分野ごとに環境の基本目標を設定します。目指すべき環境像の実現に向けた具体的な取組を展開し、それぞれの施策を進めていきます。

①脱炭素社会

地球環境問題は、私たちの日常生活や事業活動から生じる環境負荷が地球環境に様々な影響を及ぼしています。このため、「地球温暖化防止対策を推進する」、「ゼロカーボンシティを推進する」、「省エネルギーの取組を徹底する」、「エネルギーの有効利用と地産地消を推進する」を施策項目として積極的に取り組み、脱炭素社会を目指します。

②自然環境

富士山をはじめとする森林や農地、豊かな水などの自然環境は、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれるだけでなく、いきものや植物を育む貴重な資源です。このため、「いきものや植物との共生を図る」、「身近な自然とふれあう」、「森林や農地を保全する」、「湧水を保全する」を施策項目として豊かな自然環境を守り、次世代に引き継ぐことを目指します。

③生活環境

快適な生活を送るためには、きれいな水や空気などの環境保全をすることや日常生活や事業活動での環境負荷を低減し、環境汚染などを未然に防ぐことが必要です。このため、「まちをきれいにする」、「公害の発生を未然に防ぐ」、「河川や水を保全する」を施策項目として、環境負荷の少ない生活を心掛けるとともに、安全・安心な生活環境の保全を目指します。

④循環型社会

日常生活や事業活動で出たごみは、正しく分別し資源化することにより環境負荷の低減につながります。このため、「ごみの排出量を抑制する」、「ごみの資源化を推進する」、「ごみの適正な処理をする」を施策項目として、ごみの減量化や資源化を推進する循環型社会を目指します。

⑤環境教育

環境について知ることや学ぶことは、自ら環境に配慮する行動や取組を積極的に実践することにつながります。このため、「環境について学び話し合う」、「協働による環境活動を展開する」、「環境の情報を発信する」を施策項目として、市民や事業者、地域、市民団体などの協働により環境活動への取組を目指します。

4. 地球にやさしいまちプロジェクト

本計画の第5章では、目指すべき環境像を実現するために市民、事業者が主体となって市と協働で、第1次計画から取り組んでいることに加え、今後すぐに（1～2年以内くらいに）開始することが可能な新たな取組を含め「地球にやさしいまちプロジェクト」として設定しました。

地球にやさしいまちプロジェクトの取組は、市民、事業者、市の「だれかがやる」のではなく、「自らやる」ことが重要です。

①「富士宮環境ネットワーク」プロジェクト

地球環境問題について、環境の様々な分野で活動している個人や団体との交流を深め、環境の現状を知ることや意識や関心を深めることなど、環境活動のネットワークの強化を目指し、本市のより良い環境を未来へ引き継ぎます。

②「省&エネルギー」プロジェクト

家庭レベル、事業所レベルでの省エネルギー対策への取組は、もはや当たり前となっていますが、さらに地球温暖化対策について理解を深めるとともに、さらなる取組が求められています。また、地球環境に対して負荷の少ない自然界のエネルギーである「再生可能エネルギー」の普及が高まっていますが、導入については周辺環境や富士山の景観に配慮しながら推進し、脱炭素社会を目指します。

③「ごみは富士宮の宝」プロジェクト

市民一人ひとりが「ごみを減らす」、「再利用や資源化を考える」など、ごみ処理の現状について理解し、「ごみは宝」となるように、分別ルールを守り地域を中心とした資源回収やリサイクルボックスを活用します。

④「富士山の自然を継承する」プロジェクト

富士山の自然環境は、自動車の排気ガスやごみのポイ捨て、不法投棄等による環境破壊が問題となっています。富士山の自然を守ることは、本市の環境を守ることに繋がります。低公害車の利用促進や観光客へのマナーの呼びかけ、不法投棄パトロールなどを実施し、豊かな自然環境を次世代に継承します。

⑤「“川いい市”日本一きれいな水」プロジェクト

本市は、芝川をはじめ富士山の地下水を源とする滝や湧水群など水資源の豊富なまちです。きれいな水を次世代へ継承するため、市民一体となって河川の清掃活動や湧水の保全に努めて、日本一きれいな水のまちを目指します。

5. 数値目標一覧

「第4章 実現に向けた取組の展開」の方向性を目指す数値目標一覧を示します。

◇数値目標◇

	項 目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	
脱炭素社会	市域の温室効果ガスを減らします。 (国の地球温暖化対策計画に合わせ基準年度を平成25(2013)年度と設定する)	-10.7%	-32.0%	
	宮バス・宮タクの利用を促進します。 宮バス 宮タク	6.20人/1便 1.57人/1便	7.00人/1便 2.00人/1便	
	乗用車数に占める電気自動車等の割合を増やします。	18.9%	31.0%	
	環境マネジメントシステムを導入し、地球温暖化対策に取り組む事業者を増やします。	76事業者	91事業者	
	再生可能エネルギーの導入を増やします。	215,790千kWh	252,330千kWh	
自然環境	野生鳥獣による農作物の被害金額を減らします。	765万円	630万円	
	自生種の植樹を進めます。	28.8ha	35.1ha	
	森林の間伐実施面積を増やします。	4,271ha	6,026ha	
	伐採地への広葉樹の植樹を進めます。	28.8ha	35.1ha	
	自然や緑・水に関する活動への関心を高めます。 (緑化団体数)	109団体	112団体	
生活環境	主要地点の水質、大気等の環境基準の適合箇所を維持します。	95.5%	95.5%	
	下水道の整備を進めます。	1,494ha	1,555ha	
	下水道を使用する人を増やします。(水洗化率)	88.7%	89.0%	
	下水道区域内の河川の水質を良くします。(BOD濃度) 神田川(南神田川橋) 弓沢川(源道寺小橋) 潤井川(くすの木橋)	0.9mg/L 1.3mg/L 1.3mg/L	0.5mg/L 1.2mg/L 0.7mg/L	
	下水道区域外の河川の水質を維持します。(BOD濃度) 芝川(横手沢橋) 潤井川上流(狩宿橋) 芝川(めんどり橋)	0.8mg/L 1.0mg/L 0.8mg/L	0.8mg/L 1.0mg/L 0.5mg/L	
	清掃運動の参加者を増やします。(参加率)	25.6%	27.7%	
	河川愛護活動に参加する人を増やします。	2,703人	3,000人	
	市街地の治水対策を進めます。 (公共下水道(雨水)認可区域内整備率)	30.8%	34.4%	
	循環型社会	1人1日当たりのごみ総排出量を減らします。 (うち家庭系ごみ排出量)	914g (617g)	868g (585g)
		ごみのリサイクルを進めます。	21.3%	26.2%
畜産堆肥の利用量を増やします。		639t	1,350t	
環境教育	環境に関するイベントや講座への参加者を増やします。	3,881人	3,900人	

第5次富士宮市総合計画の現状値・目標値を適用

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）

平成 27 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい世界を目指すための 2030 年までの国際目標です。

SDGs は 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、それぞれが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っています。

SDGs の全てのゴールは、直接的または間接的に環境に関連することから、環境基本計画の果たす役割は非常に大きなものとなります。



出典：国際連合広報センター

富士山 SDGs

本市は、令和 3 年度「SDGs 未来都市」に選定されました。これは、内閣府が所管する地方創生に向けた自治体 SDGs を推進するための事業で、全国の各自治体において SDGs の達成に向けた優れた取組を提案した都市を選定するというものです。

本市の提案タイトルは、“富士山を守り 未来につなぐ 富士山 SDGs”です。①世界遺産富士山の構成資産の整備及び文化財の保管理、②富士宮市のファン開拓による移住定住の促進や産業の創出、③気候変動にも対応した富士山の環境保全とエネルギーの有効利用の推進、④郷土愛の醸成による持続可能な社会の担い手育成といった取組を行うことで、地域資源を生かした新しいアイデアや連携を生み出し、地域経済を活性化させることであらゆる人や世代が活躍できるまちを目指していきます。



気候変動

気候変動対策には、温室効果ガスの排出削減対策を行う緩和策と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策を行う適応策があり、その影響は地域によって異なり、地域のあらゆる側面に及ぶため、地域ごとの適応策が必要となります。

緩和とは？ 適応とは？



人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

出典：A-PLAT気候変動適応情報プラットフォーム

第4章

実現に向けた 取組の展開

本章は、本市の基本目標の実現に向けた具体的な取組への施策を示します。

また、目標をわかりやすく示すため数値目標を設定します。

◆ 取組の方向性と各主体の取組 ◆

目指すべき環境像に向けて行う取組について、市全体としての「取組の方向性」を示します。また、これに基づいて市民や事業者の行うべき取組の例や市が実施する施策を示します。

■市の取組 □市民の取組例 ●事業者の取組例

◆ 数値目標 ◆

ここでは、計画期間の最終年度（令和7年度）における数値目標を掲げます。

第4章 実現に向けた取組の展開

目指すべき環境像を実現するため、第4章では「脱炭素社会」、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「環境教育」の5つの分野ごとに、実現に向けた具体的な取組の展開について定め、本市の環境施策の着実な推進を図るとともに、日常生活や事業活動のあらゆる場面で市民、事業者の環境行動を誘導することをねらいとし、具体的な市の取組及び市民・事業者の取組例を示します。また、目標の達成状況を把握するため、代表的な数値目標を設定します。

☆第4章に記載していること

1 脱炭素社会

★地球環境を守るため地球温暖化防止対策やエネルギー対策を推進します

- 【1】 地球温暖化防止対策を推進する
- 【2】 ゼロカーボンシティを推進する
- 【3】 省エネルギーの取組を徹底する
- 【4】 エネルギーの有効利用と地産地消を推進する

2 自然環境

★富士山とともに豊かな自然を守り環境保全を推進し、自然共生社会の実現を目指します

- 【1】 いきものや植物との共生を図る
- 【2】 身近な自然とふれあう
- 【3】 森林や農地を保全する
- 【4】 湧水を保全する

3 生活環境

★生活環境の保全を図り、安全で快適な環境への取組を推進します

- 【1】 まちをきれいにする
- 【2】 公害の発生を未然に防ぐ
- 【3】 河川や水を保全する

4 循環型社会

★ごみの排出抑制と資源化を推進します

- 【1】 ごみの排出量を抑制する
- 【2】 ごみの資源化を推進する
- 【3】 ごみの適正な処理をする

5 環境教育

★環境教育・環境学習、地域の環境活動を支援し、地域の環境情報を発信します

- 【1】 環境について学び話し合う
- 【2】 協働による環境活動を展開する
- 【3】 環境の情報を発信する



★地球環境を守るため地球温暖化防止対策やエネルギー対策を推進します

【1】地球温暖化防止対策を推進する

■市の取組

- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を推進します。
- 地球温暖化対策を進めるため、ふじのみや地球温暖化対策地域協議会の活動を支援します。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。
- 公共交通機関と連携して身近で利用しやすい公共交通を目指します。
- 市職員に対してエコ通勤を実施します。
- 環境負荷の少ない製品等を購入します。
- 家庭ごみの収集は、効率のよい回収ルートの設定や、低公害車への転換を働きかけます。
- 森林整備を推進します。
- フロン類の適正な管理や処理をします。
- COOL CHOICE（クールチョイス）の普及啓発を行います。
- 富士宮市自転車活用推進計画に基づき、自転車の活用を推進します。

□市民の取組例

- 地球温暖化防止のための県民運動「ふじのくにCOOLチャレンジ」に積極的に参加します。
- 家庭のライフスタイルに合わせて無理なくできる「うちエコ診断」を活用します。
- 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心掛けます。
- エコドライブを実践します。
- 自動車を購入する際は、電動車を検討します。
- 環境負荷の少ない製品等を購入します。
- 家電リサイクル法に基づき、エアコンや冷蔵庫などに含まれるフロン類の回収に協力します。
- COOL CHOICE（クールチョイス）に取り組みます。

●事業者の取組例

- 自動車通勤の従業員に対して、エコ通勤を実施します。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。
- 環境負荷の少ない製品の製造、販売、利用をします。
- フロン類の適正な管理や処理をします。
- COOL CHOICE（クールチョイス）を実践します。

◇数値目標◇

項 目	基準年度 (平成25年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
市域の温室効果ガスを減らします。 (国の地球温暖化対策計画に合わせ基準年度を平成25(2013)年度とする)	0%	-10.7%	-32.0%
項 目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
宮バス・宮タクの利用を促進します。 宮バス 宮タク	5.92人/1便 1.92人/1便	6.20人/1便 1.57人/1便	7.00人/1便 2.00人/1便
乗用車数に占める電気自動車等の割合を増やします。 (電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車)	7.9%	18.9%	31.0%

用語解説

脱炭素社会

脱炭素社会とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いて、排出量が実質ゼロなる社会のことです。更なる省エネ、再生可能エネルギーの推進だけでなく、脱炭素ライフスタイルの変換や企業による脱炭素経営等の取組も求められています。

電動車

電気を動力に使う車のことで、動力を100%電気で賄う電気自動車(EV)や車載タンクに充填した水素を用いて発電を行う燃料電池車(FCV)、ハイブリッド車(HV)やプラグインハイブリッド車(PHEV)等があります。「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(令和3年6月18日)において、「乗用車新車販売で電動車100%を実現できるよう、包括的な措置を講じる」と示しています。

COOL CHOICE (クールチョイス)

温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会に貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」をしていこうという取組です。



自転車活用推進計画

平成29年5月に施行された「自転車活用推進法」に基づき、「都市の活力向上」と「市民生活の質の向上」を図ることを目的に、自転車の活用を総合的・計画的に推進する計画のことです。

ゼロカーボンシティ

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを旨を公表した地方自治体のことです。

ゼロカーボン・ドライブ (ゼロドラ)

再生可能エネルギー電力とEV、PHEV、FCVを活用した走行時の二酸化炭素排出量がゼロのドライブのことです。

【2】 ゼロカーボンシティを推進する

■市の取組

- 市民、事業者とともに、ゼロカーボンシティの実現に取り組む機運の醸成を図ります。
- 富士宮市ゼロカーボン推進戦略を推進します。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。（再掲）
- 省エネ対策による脱炭素化を促進します。
- 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用や持続可能な事業の創出を支援します。
- 地域循環共生圏づくりとエネルギーの地産地消を推進します。
- ゼロカーボン・ドライブの普及啓発を行います。
- 富士宮市自転車活用推進計画に基づき、自転車の活用を推進します。（再掲）

□市民の取組例

- ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を実践します。
- エコドライブを実践します。（再掲）
- 自動車を購入する際は、電動車を検討します。（再掲）
- 補助制度を活用し、再生可能エネルギー設備や蓄電池システムの導入を検討します。
- 省エネ住宅や省エネリフォームを検討します。
- 地域循環共生圏づくりとエネルギーの地産地消に取り組みます。

●事業者の取組例

- ゼロカーボンシティの実現に向けた取組を実践します。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。（再掲）
- 補助制度を活用し、再生可能エネルギー設備や蓄電池システムの導入を検討します。
- 地域循環共生圏づくりとエネルギーの地産地消に取り組みます。

◇数値目標◇

項 目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
乗用車数に占める電気自動車等の割合を増やします。 (再掲) (電気自動車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車)	7.9%	18.9%	31.0%

コラム

富士宮市ゼロカーボン推進戦略

脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの導入を推進する先導的な計画として、令和4年1月に策定しました。

【3】省エネルギーの取組を徹底する

■市の取組

- 小・中学校で、「地球にやさしい学校活動」の取組を進めます。
- 事業者が環境マネジメントシステムを導入するための支援をします。
- SDGsの考え方を踏まえた環境マネジメントシステムによる取組を進め、環境負荷の低減を図ります。
- 建築物への省エネルギー対策を推進します。
- 公共施設など設備の新設や機器の更新時には、高効率機器や省エネルギー機器を導入します。
- 企業が環境に配慮した設備を更新・導入する際は、補助制度などの情報を提供します。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。（再掲）
- スマートコミュニティなどの導入を促進します。
- 環境負荷の少ない服装を推奨します。

□市民の取組例

- 照明器具やエアコンなど家庭での節電を心掛けます。
- 家電製品などを購入する際は、省エネルギー型の製品を選びます。
- HEMSの導入や環境家計簿の利用で、エネルギー使用の「見える化」を図ります。
- エネルギー使用の少ない住宅を目指します。
- エコドライブを実践します。（再掲）
- 自動車を購入する際は、電動車を検討します。（再掲）
- 環境負荷の少ない服装などに取り組みます。

●事業者の取組例

- 省エネ診断を活用し、省エネルギー活動を進めます。
- SDGsの考え方を踏まえた環境マネジメントシステムによる取組を進めるため、ISO14001やエコアクション21などを導入します。
- 照明器具やエアコンなどの節電を心掛けます。
- 省エネルギー型の設備の導入、転換を進めます。
- 外壁や窓の断熱性能を高めるなど、建物の省エネルギー対策を行います。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。（再掲）
- 環境負荷の少ない服装や空調管理などに取り組みます。

◇数値目標◇

項 目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
環境マネジメントシステムを導入し地球温暖化対策に取り組む事業者を増やします。	76事業者	76事業者	91事業者

コラム

環境負荷の少ない服装

環境負荷の少ない服装とは、COOL BIZ（クールビズ）や WARM BIZ（ウォームビズ）といった空調の省エネを目的とした服装のことだけでなく、生産過程で環境に配慮した衣類や長く着ることができる衣類を選択する、古着を活用する等も含まれます。

ファッション産業では、製造に係るエネルギー使用量やライフスタイルの短さなどから環境負荷が非常に大きいことで国際的な課題となっていることから、環境とファッションを両立した「サステナブルファッション」に取り組んでいます。

●サステナブルファッションとは？

衣類の生産から着用、廃棄に至る過程において持続可能であることを目指して、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組です。

●サステナブルファッションの取組

①今持っている服を長く大切に着よう

適切なケアをしたり、リペアするなどの工夫で1着の服を長く着ることができる。

②リユース（再利用）でファッションを楽しもう

家族、友人、世の中のみinnで着まわせばファッションの楽しみ方も広がる。

③先のことを考えて買おう

本当に必要かなど、長い目で見て価値のある衣服を選ぼう。

④作られ方をしっかり見よう

衣服の作られ方に目を向けるだけでもサステナブルファッションの実践につながる。

⑤服を資源として再活用しよう

ペットボトル回収のように、処分の仕方で衣服も生まれ変わることができる。



出典：環境省

【4】エネルギーの有効利用と地産地消を推進する

■市の取組

- 再生可能エネルギーの導入支援により普及促進を図ります。
- 事業者の再生可能エネルギー等の導入を支援します。
- 公共施設への再生可能エネルギー等の導入を推進します。
- エネルギーを有効利用するため蓄電池などの導入を支援します。
- バイオマスエネルギーの利活用について調査・研究を行います。

- 小水力発電について調査・研究し導入を支援します。
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図るよう適正な誘導に努めます。
- 自立分散型エネルギーシステムの構築を推進します。
- 地域循環共生圏づくりとエネルギーの地産地消を推進します。(再掲)

□市民の取組例

- 補助制度を活用し、再生可能エネルギー設備や蓄電池システムの導入を検討します。(再掲)
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図ります。
- 地域循環共生圏づくりとエネルギーの地産地消に取り組みます。(再掲)

●事業者の取組例

- 補助制度を活用し、再生可能エネルギー設備や蓄電池システムの導入を検討します。(再掲)
- 天然ガスコージェネレーションや燃料電池などの設備の導入を推進します。
- 地域未利用資源などの利用を検討します。
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図ります。
- 地域循環共生圏づくりとエネルギーの地産地消を推進します。(再掲)

◇数値目標◇

項目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
再生可能エネルギーの導入を増やします。	158,998 千kWh	215,790 千kWh	252,330 千kWh

※再生可能エネルギーの導入は、再生可能エネルギーによる1年間の発電量とする。
 基準年度(平成26年度)再生可能エネルギーの内訳
 太陽光発電 導入容量 32,404kW 年間発電量 34,063千kWh
 水力発電 導入容量 35,655kW 年間発電量124,935千kWh
 (年間発電量は、太陽光発電と水力発電から算出。発電導入容量×設備利用率×24時間×365日)
 設備利用率は、経済産業省の再生可能エネルギーの導入量に関する検討資料の値を使用。

用語解説

自立分散型エネルギー

エネルギーの地産地消を実現し、災害時に電力系統からの電力供給が停止した場合でも地域資源を活用して電力を供給・消費できるエネルギーシステムのことです。

地域循環共生圏

SDGs、パリ協定といった国際的な潮流や我が国が抱える環境問題を解決するために、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を図り、各地域が地域資源を活かした自立分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域特性に応じて補完し、支え合う「地域循環共生圏」を創造していくことが求められています。

2. 自然環境

関連する
SDGs▶



★富士山とともに豊かな自然を守り環境保全を推進し、自然共生社会の実現を目指します

【1】いきものや植物との共生を図る

■市の取組

- 自然環境を把握するため、有識者などと協力し自然調査を継続します。
- 自然環境の状況を把握し、自然監視員の協力を得て定期的にパトロールを行います。
- 生物多様性保全対策を推進し、希少野生動植物の保全に努めます。
- 特定希少野生動植物やホタルの保護活動を行う団体を支援します。
- 登山客に対して自然環境や登山などに関する指導やPRを行います。
- 特定外来生物が生態系に与える影響について啓発を行います。

□市民の取組例

- 地域の自然や動植物、生物多様性に関心を持ち保全に協力します。
- 自然環境の現状に関する調査や監視に協力します。
- 「富士山の日」を中心に、自然環境保全意識の高揚を図ります。

●事業者の取組例

- 地域の自然や動植物、生物多様性に関心を持ち保全に協力します。
- 「富士山の日」を中心に、自然環境保全意識の高揚のためのイベントへの参加・協力をします。
- ペットを販売する際は、飼い主に責任を持って飼育してもらえるよう指導します。

用語解説

希少野生動植物

「環境省レッドリスト 2020」、「静岡県版レッドリスト 2020」における選定種等のこと。
(ハコネグミ、ミカワタヌキモ、サワギキョウなど)

特定希少野生動植物（「第2章現状と課題」22ページ写真掲載）

「富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例」による選定種6種のこと。
(ギフチョウ、クロシジミ、アサマフウロ、オオサワトリカブト、キスミレ、スルガジョウロウホトトギス)

特定外来生物

環境省「外来生物法」による指定種のこと。(オオキンケイギクなど)

【2】身近な自然とふれあう

■市の取組

- 有識者や市民団体と連携して自然観察会や自然保護活動を実施します。
- 坪庭や親水公園などの活用を進めます。
- 富士山や朝霧高原、田貫湖などの自然を生かしたエコツーリズムを推進します。

□市民の取組例

- 身近な動植物に興味を持ち、自然とのふれあいの機会を持つよう心掛けます。
- 自然観察会、自然体験活動など自然とふれあう活動に参加します。
- 水と親しむ水辺環境の保全に協力します。

●事業者の取組例

- 自然観察会など、市民が自然とふれあう機会を提供します。
- 自然観察会、自然体験活動など自然とふれあう活動に協力します。
- 水と親しむ水辺環境の保全に協力します。

◇数値目標◇

項 目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
自然や緑・水に関する活動への関心を高めます。 (緑化団体数)	96団体	109団体	112団体

【3】森林や農地を保全する

■市の取組

- 富士山在来の樹木の種子から苗を育て、植樹などを通じて自然林の再生を進めます。
- 市有林は、森林認証を受け地域の森林の模範となるよう、環境に配慮した健全な森林の育成を進めます。
- 森林の管理育成を進めるため、自然環境への影響に配慮し林道の整備を行います。
- 森林整備を推進します。(再掲)
- 間伐などの森林に関する支援を行います。
- 水資源かん養を目的に広葉樹林への転換拡大を進めます。
- 河川の利水・治水機能と自然保護の両立を図りながら、必要に応じて河川工事を実施します。
- 保存樹・保存樹林の保全に努めるとともに、新たな指定も検討します。
- 富士山富士宮口五合目へのマイカー規制を、関係機関と協力して進めます。
- 富士山の美化を進め、ボランティアによる富士山の登山道や観光地の清掃を進めます。
- 富士山の自然と環境を守る会を通じて周辺自治体と連携し、富士山の自然環境保全に取り組みます。
- 富士箱根伊豆国立公園区域内では、国、県などと協力して車両乗り入れ防止パトロールなど自然環境の保全に向けた取組を推進します。

- 富士地域材の利用を促進し、森林環境の保全に努めます。
- 公共施設整備の際は、富士ヒノキなどの地場産木材の活用に配慮します。
- 市民農園などの利活用の促進や農業体験学習を実施します。
- 減農薬・減化学肥料等、環境にやさしい農業を推進します。
- 農林産物の被害防止のため、猟友会及び関係団体や国・県と連携して有害鳥獣対策に取り組めます。
- 遊休農地では景観作物の栽培や草刈りの実施などを奨励し、農地景観の維持・形成を図ります。
- 耕作放棄地を再生し、農地としての利用を図ります。

□市民の取組例

- 植樹、育樹、下草刈りなどの森林の管理を行う市民活動に参加・協力します。
- 農林産物の被害防止のため、有害鳥獣対策に協力します。
- 「森づくり県民大作戦」などのイベントに参加します。
- 富士ヒノキなど、地場産木材の活用に努めます。
- 保存樹・保存樹林の保全に協力します。
- 除草剤や農薬の使用を減らします。
- 耕作放棄地や荒れ地の草刈りを行います。

●事業者の取組例

- 植樹、育樹、下草刈り、間伐などの森林の適切な管理を行います。
- 「しずおか未来の森サポーター」制度を活用し、地域の森づくりに積極的に参加します。
- 富士ヒノキなど、地場産木材の活用に努めます。
- 環境に配慮した農法を取り入れ、農業による環境への負荷を少なくします。
- 耕作放棄地や荒れ地の草刈りに協力・支援します。

◇数値目標◇

項 目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
自生種の植樹を進めます。	25.1ha	28.8ha	35.1ha
森林の間伐実施面積を増やします。	2,616ha	4,271ha	6,026ha
野生鳥獣による農作物の被害金額を減らします。	1,258 万円	765 万円	630 万円

【4】湧水を保全する

■市の取組

- 保存湧水池の保全に努めるとともに、新たな指定も検討します。
- 水源保全監視員と協力して、定期的に湧水池の水温や水量などを監視します。
- 地下水の保全を図るため、県・市条例に沿って地下水の適正利用を進めます。
- 県が行う、地下水の水質汚濁に係る環境基準についての調査に協力します。

□市民の取組例

- 湧水や地下水に関心を持ち、保全に協力します。
- 湧水池等の水辺環境の保全や美化活動に参加します。
- 自宅の敷地内では雨水の地下浸透に配慮します。

●事業者の取組例

- 湧水や地下水に関心を持ち、保全に協力します。
- 湧水池等の水辺環境の保全や美化活動に参加や支援を行います。
- 化学物質などが土壌に浸透しないように対策します。
- 農薬や肥料の適正な使用に努めます。
- 事業所敷地内は、雨水浸透ますの設置などにより、雨水の浸透性を確保します。

◇数値目標◇

項 目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
伐採地への広葉樹の植樹を進めます。	25.1ha	28.8ha	35.1ha
森林の間伐実施面積を増やします。(再掲)	2,616ha	4,271ha	6,026ha

3. 生活環境

関連する
SDGs▶



★生活環境の保全を図り、安全で快適な環境への取組を推進します

【1】まちをきれいにする

■市の取組

- 環境美化活動を推進するため、住宅地周辺や用水路などの一斉清掃を実施します。
- 地域内の環境美化を図るため、環境衛生自治推進協会と協力してごみ一掃作戦を実施します。
- 沿道への植栽、花壇作りなどの活動に対して、苗の提供などを支援します。
- 公園などの公共施設の花壇の植え付けや管理を、市民と協働で行うなどの市民活動を推進します。
- 防災対策及び緑化維持を目的として生垣を設置する住宅などに対して補助を行います。
- 花、水、人の文化を生かしたイベントを開催します。
- 地域に住む人が利用する道路は、利用者主体の維持管理を進めます。
- 市道沿線の草刈り・樹木の剪定などを実施します。
- 富士宮駅周辺は、交通事業者と協力して清掃を行い、清潔な状態を保ちます。
- 観光客にごみの分別収集や清潔なトイレの利用を呼びかけます。
- 不法投棄の防止に向けた看板の配布や、パトロールを定期的実施し早期発見に努めます。
- 不法投棄された廃棄物は、排出者に適正な指導処理を指導します。排出者が不明の場合には、土地所有者に対して適正な処理を指導します。

□市民の取組例

- 一斉清掃やごみ一掃作戦などに参加します。
- 沿道へ花を植えるなどの美化に努めます。
- 自宅の塀を生垣にしたり、庭に植栽をするなど花や緑を育てます。
- 公園の草刈りや清掃などの維持管理活動に積極的に参加します。
- 身近な道路の美化や街路樹の整備など、適正な維持管理に協力します。
- 不法投棄のパトロールに協力します。

●事業者の取組例

- 一斉清掃やごみ一掃作戦などに協力します。
- 緑化活動を積極的に推進します。
- 身近な道路の美化や街路樹の整備など、適正な維持管理に協力します。
- 不法投棄のパトロールに協力します。

◇数値目標◇

項目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
清掃運動の参加者を増やします。(参加率)	25.2%	25.6%	27.7%

【2】公害の発生を未然に防ぐ

■市の取組

- 環境測定を定期的実施し、公害の未然防止と早期発見に努めます。
- 大規模な大気の固定発生源について、情報収集に努めます。
- 工場・事業場などからの排水に関して、関係機関と協力して適正処理を進めます。
- 土地利用や特定建設作業届出時、事業者へ指導を行います。
- 土壌汚染データが検出された場合は、事業者や県が行う現地調査に協力します。
- 特定粉じん排出作業の届出の受付を行い、アスベスト飛散防止に努めます。
- 関係機関へ情報を提供し、アスベストの飛散防止を協力します。
- 環境保全協定を締結し、公害防止などに万全を期します。
- 環境調査の結果や環境汚染問題の状況に応じて周知、指導をします。
- 環境問題が発生した際は、対策の促進、当事者間での理解などにより解決を図ります。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。（再掲）

□市民の取組例

- 生活騒音などで、近隣に迷惑をかけるような行動はしません。
- 大気汚染や土壌、地下水など、環境汚染に関する情報収集に努めます。
- 自動車を購入する際は、電動車を検討します。（再掲）

●事業者の取組例

- 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染や化学物質など環境保全を行います。
- 工場の操業や建設工事では騒音・振動対策を十分に行います。
- 化学物質の使用、排出、廃棄などについては適正な管理体制により、使用量を削減します。
- PRTR法を遵守し、化学物質の適正管理を行います。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。（再掲）

◇数値目標◇

項 目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
主要地点の水質、大気等の環境基準の適合箇所を維持します。	85.0%	95.5%	95.5%

【3】 河川や水を保全する

■市の取組

- 公共下水道の認可区域では、優先度の高い地域から計画的に整備を進めていきます。
- 星山浄化センターでは、施設整備、維持管理を適正に進めます。
- 公共下水道の整備済み地域では、接続率の向上を目指して市民へPRなどを行います。
- 合併処理浄化槽を設置する家庭に対して補助を行います。
- 河川清掃を市民と協力し実施します。
- 河川愛護団体などと協力して、河川の愛護や美化に関する活動を支援します。
- 動植物が生息・生育しやすい川づくりに努めます。
- 芝川に生育している川のりについて、関係機関とともに調査します。

□市民の取組例

- 河川の水辺環境の保全や美化活動に参加します。
- 水道使用量の把握や節水型機器の導入などにより、節水に努めます。
- 公共下水道供用開始地域では、公共下水道へ接続し水質浄化に努めます。
- 合併処理浄化槽を設置し、水質浄化のために法定検査、保守点検、清掃を定期的に行います。

●事業者の取組例

- 事業場からの排水は、適正な排水処理を行い、河川や側溝（排水路）などに放流します。
- 河川の水辺環境の保全や美化活動に参加や支援を行います。
- 水道使用量の把握や節水型機器の導入などにより、節水に努めます。

◇数値目標◇

項 目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
下水道の整備を進めます。	1,445ha	1,494ha	1,555ha
下水道を使用する人を増やします。(水洗化率)	87.3%	88.7%	89.0%
下水道区域内の河川の水質を良くします。(BOD濃度)			
神田川(南神田川橋)	0.5mg/L	0.9mg/L	0.5mg/L
弓沢川(源道寺小橋)	1.3mg/L	1.3mg/L	1.2mg/L
潤井川(くすの木橋)	1.2mg/L	1.3mg/L	0.7mg/L
下水道区域外の河川の水質を維持します。(BOD濃度)			
芝川(横手沢橋)	1.1mg/L	0.8mg/L	0.8mg/L
潤井川上流(狩宿橋)	1.2mg/L	1.0mg/L	1.0mg/L
芝川(めんどり橋)	0.5mg/L	0.8mg/L	0.5mg/L
河川愛護活動に参加する人を増やします。	2,770人	2,703人	3,000人
市街地の治水対策を進めます。 (公共下水道(雨水)認可区域内整備率)	26.6%	30.8%	34.4%



★ごみの排出抑制と資源化を推進します

【1】ごみの排出量を抑制する

■市の取組

- 一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。
- マイバックの利用促進など、ごみの減量に向けた意識啓発を行います。
- ごみ減量に関する事業者の意識啓発を進めます。
- 食品ロスを削減し、ごみダイエットプロジェクトの取組を推進します。
- 海洋プラスチックごみ防止6R県民運動を推進します。

□市民の取組例

- 家庭内のごみの減量化に努めます。
- 買い物をするときは、マイバッグやマイバスケットを使用します。
- ごみダイエットプロジェクトに取り組みます。
- 食品ロス削減のため、ふじのみや3010運動に取り組みます。

●事業者の取組例

- 事業活動に伴うごみの減量化に努めます。
- ごみ減量に配慮した商品の製造や販売方法を実践します。
- 使い捨てではなく、長く使える商品の製造、販売に努めます。
- マイバックなどの普及を推進し、ごみ減量を働きかけます。
- ごみダイエットプロジェクトに協力します。
- 食品ロス削減のため、ふじのみや3010運動を推進します。

◇数値目標◇

項 目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
1人1日当たりのごみ総排出量を減らします。 (うち家庭系ごみ排出量)	951g (648g)	914g (617g)	868g (585g)

用語解説

食品ロス

本来食べられるにも関わらず捨てられている食べ物のことです。日本では令和元年度に570万トンの食品ロスが発生したと推計されており、これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（令和元年で年間約420万トン）の約1.4倍に相当します。

用語解説

海洋プラスチック

海洋ごみは、海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶の航行に対する障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。また、近年ではマイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念され、世界的な課題となっています。

令和元年6月のG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックによる新たな汚染をゼロにすることを旨とする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、87の国と地域が共有しています。（令和3年5月）

また、世界の海洋プラスチックごみの約8割が陸域から発生しているとも言われていることから、沿岸、海洋だけの問題ではなく、本市も一層の発生抑制対策を進めていくことが不可欠です。



出典：環境省

ふじのみや 3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすための取組で、「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう」「お開き10分前になったら自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう」と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

【2】ごみの資源化を推進する

■市の取組

- 環境負荷の少ない製品等を購入します。（再掲）
- 公共施設や公営住宅などの建築の際は、建物解体時のリサイクルなどに配慮します。
- 不用品を再利用するため、不用品リサイクルバンク、リサイクル文庫を進めます。
- 市民団体による古紙等の集団回収活動を支援します。
- 古紙などの回収ボックスを公共施設などに設置し資源化を行います。
- プラスチック類などは、新たな分別収集、資源化を検討します。
- 市で回収した資源ごみは、資源化します。
- 施設や都市公園などから発生するせん定枝は、まき用材料や木材チップに加工し活用します。
- 道路の改良や修繕は、再生資材の利用を進めます。
- 下水処理汚泥は、セメント原料化や堆肥化などにより有効活用を進めます。
- 食と環境の調和による地域環境の保全に取り組むため、循環型システムの確立を図ります。
- 耕畜連携による堆肥の利用を推進します。
- 生ごみの水切りを推奨し、堆肥化や減量化の方策を検討します。
- 資源ごみの回収方法、分別方法などの見直しを検討し、適切な分別収集を実施します。

□市民の取組例

- 環境負荷の少ない製品等を購入します。(再掲)
- 資源ごみの分別を徹底し、集団回収や店頭回収に参加します。
- 市民団体や自治会などの資源物集団回収に積極的に参加します。
- 不用品リサイクルバンク、リサイクル文庫などを活用します。
- 古紙、小型家電、衣類などは回収ボックスに出します。
- 生ごみの減量化に取り組めます。
- ふじのくにエコショップを積極的に利用します。

●事業者の取組例

- 静岡県リサイクル認定製品を積極的に利用します。
- 環境負荷の少ない製品の製造、販売、利用をします。(再掲)
- 資源ごみの分別を徹底し、資源ごみの店頭回収を実施します。
- 事業所から発生するごみの減量化及び資源化への取組を推進します。
- 農産物の生産に堆肥などを活用します。

◇数値目標◇

項 目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
ごみのリサイクルを進めます。	21.8%	21.3%	26.2%
畜産堆肥の利用量を増やします。	756t	639t	1,350t

【3】ごみの適正な処理をする

■市の取組

- 環境美化推進委員と連携し、地域を中心とした環境活動を推進します。
- ごみ処理施設は、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制します。
- 水銀使用製品を適正に処理します。
- 一般廃棄物最終処分場の管理運営を適切に行います。
- 最終処分場整備については、技術革新や他市の状況を踏まえ調査研究をしていきます。

□市民の取組例

- ごみの分別やごみ出しは、市のルールを守り、適切に行います。
- ごみ集積所は地域で適正に管理します。
- 不法投棄のパトロールに協力します。(再掲)
- 環境美化推進委員に協力します。

●事業者の取組例

- ごみの減量化に努めリサイクルなどを行います。
- ごみの取り扱いについて社員教育を行います。
- 不法投棄のパトロールに協力します。(再掲)

静岡県海洋プラスチックごみ防止「6R 県民運動」

静岡県は、約 506kmの海岸を有しており、豊かな自然や景観に恵まれ、漁港や観光施設の整備により多くの人々が恩恵を受けています。一方で、ほぼ全域の海岸では、日常生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や河川に捨てられたりした海洋プラスチックごみが確認されています。

静岡県では、海洋プラスチックごみを減らし、海を守るために従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に新たな3つのRを加えて、県独自の海洋プラスチックごみ防止「6R 県民運動」を推進しています。

この運動には、令和3年9月1日現在で351の企業・団体等が賛同し、清掃活動やごみ削減イベント等の活動が行われています。

1. レジ袋を断る Refuse（リフューズ）
2. 店頭回収を利用する Return（リターン）
3. 清掃活動に参加する Recover（リカバー）
4. マイバッグを持つ Reduce（リデュース）
5. 容器等を繰り返し使う Reuse（リユース）
6. 資源回収に出す Recycle（リサイクル）



出典：静岡県

レジ袋有料化

プラスチックは軽くて丈夫なこと、腐りにくいこと、電気を通しにくいことなど様々な特徴があり、大変便利な素材ですが、一方でプラスチックの製造・廃棄に係るCO2排出割合の増加や海洋プラスチックごみ問題等の課題があります。このような状況を踏まえ、令和2年7月1日より全国でプラスチック製買物袋の有料化がスタートしました。

日本におけるレジ袋は、国内で使用されるプラスチック全体のうち数%に過ぎませんが、身近な取組から国民一人一人がプラスチック問題を考え、私たちのライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的としています。



出典：経済産業省

5. 環境教育

関連する
SDGs▶



★環境教育・環境学習、地域の環境活動を支援し、地域の環境情報を発信します

【1】環境について学び話し合う

■市の取組

- 小・中学校で、環境に関する体験や学習などに取り組みます。
- 小・中学生の環境問題への意識高揚を図るため、環境月間ポスターコンクールなどを実施します。
- 市民の自発的な環境学習を支えるため、図書館では環境関連の図書を充実させます。
- こどもエコクラブの活動を支援します。
- 富士山環境交流プラザなどを活用し、環境に関するイベントやセミナーを開催します。
- 施設めぐりや見学会などを行い、市民の環境への関心を深めます。
- 学習情報の提供や学習活動を啓発します。
- ESDの視点を取り入れた学校教育を実践します。

□市民の取組例

- 環境問題について家庭や職場で話し合い、意識の向上に努めます。
- 環境に関するセミナーやイベントなどに参加します。
- 地域における環境教育や環境活動に参加します。

●事業者の取組例

- 事業所で行っている環境に対する取組を見学会などで紹介します。
- 環境に関するセミナーやイベントなどに協力し参加します。
- 従業員に対する環境教育を実施します。

◇数値目標◇

項目	基準年度 (平成26年度)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
環境に関するイベントや講座への参加者を増やします。	3,234人	3,881人	3,900人

用語解説

ESD (Education for Sustainable Development (持続可能な開発のための教育))

現在、世界には、環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題があり、地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、これらの課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくこと (think globally, act locally) を身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことです。

【2】 協働による環境活動を展開する

■市の取組

- ふじのみや地球温暖化対策地域協議会を中心に、環境活動を行う団体とネットワークづくりに努めます。
- 事業者や市民団体などが行う環境活動について実態を把握します。
- 各種環境関連団体などとの協働により、環境活動などのイベントを開催します。

□市民の取組例

- 環境活動のイベントなどに積極的に参加します。
- インターネットなどで環境についての情報を収集し環境活動をします。

●事業者の取組例

- 市の環境の状況や施策について日頃から関心を持ち、社内で話し合いをします。
- 環境イベントや地域の環境活動に参加、協力し交流を深めます。
- 環境保全のためにどのような取組を進めていくか、市民や市とともに検討します。
- 従業員に、環境活動への参加を呼びかけます。

【3】 環境の情報を発信する

■市の取組

- 毎年度、年次報告書を作成し公表します。
- 富士山環境交流プラザを環境学習及び環境保全活動などの情報提供の場として、活用します。
- 市民の自発的な環境学習を支えるため、図書館では環境関連の図書を充実させます。（再掲）
- 保存樹、保存樹林、保存湧水池について情報提供を行います。
- 光化学オキシダントの注意報やPM2.5の注意喚起情報を発信します。
- 家庭ごみの収集方法や分別方法などを、ごみの収集日程表の配布や広報で情報提供をします。
- 家電、パソコン及び自動車は、適正にリサイクルが行われるよう情報提供を行います。
- 建設廃棄物のリサイクルの必要性や、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の周知等を徹底します。
- 堆肥の利用を促進するため、堆肥生産農家のPRなどを行います。

□市民の取組例

- 地域で行っている環境活動をPRします。
- 環境に関する年次報告書に関心を持ち、意見や提案を提出します。

●事業者の取組例

- 環境報告書などの作成により、自社の環境への取組状況を公表します。
- 環境活動や環境イベントなどを発信します。
- 環境に配慮した製品や技術などの情報を提供します。

COOL CHOICE 宣言

平成 29 年 8 月 2 日に行われた定例記者会見において、市民・事業者・行政が協働で、自ら実践できる地球温暖化防止のための取り組みとして、環境省が進める国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択)」に賛同し、より強力に地球温暖化対策を推進することを宣言しました。



ゼロカーボンシティ宣言

令和 3 年 1 月 13 日に行われた定例記者会見において、地球環境を守るための国の動きに呼応し、世界遺産富士山のまち富士宮市として、脱炭素社会の実現に貢献するため「ゼロカーボンシティ」を表明しました。ゼロカーボンシティの表明を契機に、市民や事業者等に、改めて地球温暖化防止に対するより一層の理解と協力を促し、脱炭素社会の実現に向けて「オール 富士宮」で取り組みます。



 富士宮市
COOL CHOICE 宣言


 未来のために、いま選ぼう。

富士宮市は、「COOL CHOICE」の取組に賛同し、市民や事業者の皆さんと力を合わせて、地球温暖化対策を推進します。

特に次の取組について、市民や事業者に自主的・積極的な行動を促します。

- ▶ワールビス、ウォームビス実践の推進
- ▶照明の効率的な利用促進
(昼間調光、LED化、ライトダウンなど)
- ▶エコドライブの推進
- ▶公共交通機関の利用促進
- ▶省バツしをしない


 平成29年8月
 富士宮市長 **須藤秀忠**



富士宮市
ゼロカーボンシティ宣言

近年、世界各地では、猛暑や豪雨など、地球規模での温暖化が原因とみられる異常気象による災害が多発しており、もはや「気候危機」と言うべき深刻な状況にあります。我が国においても例外ではなく、これまでに経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2度未満とし、1.5度以内とするよう努力する」との目標が国際的に広く共有されましたが、2018年に公表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書では、この目標を達成するためには、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」とされています。

「富士山の息みを次世代につなぐ地球にやさしいまち」を環境像に掲げる富士宮市は、国際社会の一員として、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに本市の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」に、市民や事業者等と一体となって取り組むことを宣言します。

令和3年1月13日

富士宮市長 **須藤秀忠**

第5章

地球にやさしいまち プロジェクト

本章は、市民、事業者、市が環境への取組について、環境への関心を深めることによって「だれかがやる」のではなく「自らやる」ことで、目指すべき環境像を実現するための取組を示します。

第5章 地球にやさしいまちプロジェクト

第5章では、目指すべき環境像を実現するために市民、事業者が主体となって市と協働で、第1次計画から取り組んでいることに加え、今後すぐに（1～2年以内くらいに）開始することが可能な新たな取組を含め「地球にやさしいまちプロジェクト」として設定しました。

地球にやさしいまちプロジェクトの取組は、市民、事業者、市の「だれかがやる」のではなく、「自らやる」ことが重要です。

☆第5章に記載していること

1 体系図

2 地球にやさしいまちプロジェクト

環境教育の分野から

①「富士宮環境ネットワーク」プロジェクト

脱炭素社会の分野から

②「省&エネルギー」プロジェクト

循環型社会の分野から

③「ごみは富士宮の宝」プロジェクト

自然環境の分野から

④「富士山の自然を継承する」プロジェクト

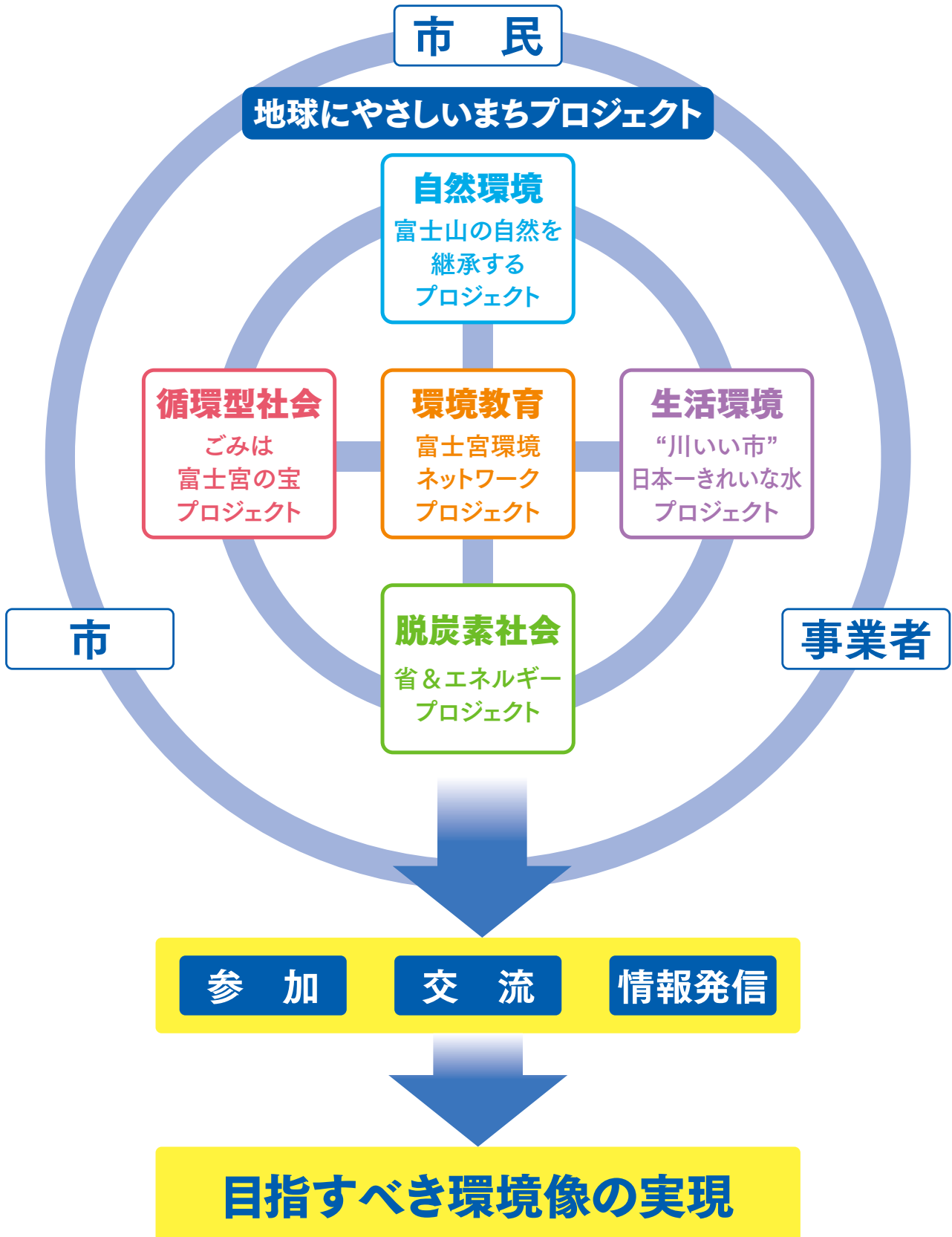
生活環境の分野から

⑤「“川いい市”日本一きれいな水」プロジェクト

1. 体系図

地球にやさしいまちプロジェクトとして5つのテーマを設定し、取組の推進を図ります。

5つのプロジェクト



2. 地球にやさしいまちプロジェクト

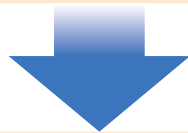


①「富士宮環境ネットワーク」プロジェクト

プロジェクトの目的

地球環境問題について、環境の様々な分野で活動している個人や団体との交流を深め、環境の現状を知ることや意識や関心を深めることなど、環境活動のネットワークの強化を目指し、本市のより良い環境を未来へ引き継ぎます。

- ☆環境や産業などの分野から連携・協力により環境活動が活発なまち
- ☆環境への知識や関心が高く、情報発信が活発なまち



具体的な取組例

市民・事業者の取組

- ◆環境イベントや体験学習、見学会、自然観察会に参加する。
- ◆地域コミュニティ活動など環境保全活動による世代間交流に参加する。
- ◆市民、事業者、市と協働イベントを開催する。
- ◆ふじのみや地球温暖化対策地域協議会^(※)に参画し、環境活動等へ協力する。
- ◆地域での環境活動について情報発信する。

市の取組

- ◆親子で参加できる環境イベントなどの企画を立案する。
- ◆高校や大学と連携した環境学習を推進する。
- ◆環境活動の発表や意見交換会など、環境団体とのネットワーク化を図り情報を共有する。
- ◆環境イベントや体験学習、見学会について情報発信する。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」第40条に基づき、市民、各種団体、事業者、NPO法人、行政機関などが協働で地球温暖化対策の実践計画を促進するため、「ふじのみや地球温暖化対策地域協議会」を設置しています。

■「富士宮環境ネットワーク」プロジェクトの手順

環境美化や河川清掃、湧水保全などの活動をする市民やNPO、市民団体や地域、企業などが多数あります。環境活動の状況や取組などの情報を共有し、環境情報の発信を行うことで活動の協力や交流を深めて行くため、ふじのみや地球温暖化対策地域協議会を中心に相互協力し、環境活動の強化に努めます。また、環境活動情報を積極的に発信して、市民の環境意識の向上、環境保全活動への参加を呼びかけ環境活動のネットワークを強化します。

STEP1

環境NPO・団体の把握

- 市内環境 NPO・団体の活動の状況調査
- 団体間の環境活動に関する情報の共有や交流

STEP2

環境NPO・団体の連携・協力

- ふじのみや地球温暖化対策地域協議会を中心に市内の環境 NPO や団体のネットワーク化
- 協働による環境保全活動の強化



STEP3

活動の情報発信

- 市のホームページなどによる情報発信
- 環境に関するイベントの開催（講演、セミナー、事例発表、意見交換など）

活動参加者の増加

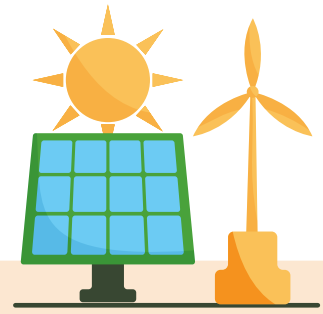
市民の環境意識の向上

協働による活動の広がり

環境リーダーの育成

各プロジェクトの活性化

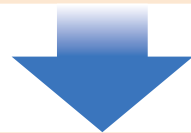
②「省&エネルギー」プロジェクト



プロジェクトの目的

家庭レベル、事業所レベルでの省エネルギー対策への取組は、もはや当たり前となっていますが、さらに地球温暖化対策について理解を深めるとともに、さらなる取組が求められています。また、地球環境に対して負荷の少ない自然界のエネルギーである「再生可能エネルギー」の普及が高まっていますが、導入については周辺環境や富士山の景観に配慮しながら推進し、脱炭素社会を目指します。

- ☆環境負荷をかけない省エネルギー行動に取り組むまち
- ☆自然の恵みを活かしたエネルギーを活用するまち



具体的な取組例

市民・事業者の取組

- ◆エネルギー使用削減を心掛ける。
- ◆エネルギーに対する正しい知識を身につける。
- ◆環境にやさしい商品等を選ぶ。(省エネ機器、グリーン購入対象商品など)
- ◆住宅や建物に太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを導入する。

市の取組

- ◆エネルギー使用削減に取り組む。
- ◆省エネルギー行動や効果に関する情報を提供する。
- ◆省エネルギー設備の導入に対し助成する。
- ◆住宅や建物などへの再生可能エネルギーの導入支援と公共施設への導入を促進する。



③「ごみは富士宮の宝」プロジェクト

プロジェクトの目的

市民一人ひとりが「ごみを減らす」、「再利用や資源化を考える」など、ごみ処理の現状について理解し、「ごみは宝」となるように、分別ルールを守り地域を中心とした資源回収やリサイクルボックスを活用します。

- ☆ごみの排出抑制と資源の有効利用が進むまち
- ☆地域内で資源が循環しているまち



具体的な取組例

市民・事業者の取組

- ◆食品ロス削減のための取組を積極的に行う。
- ◆古紙や衣類などのリサイクルボックスを活用する。
- ◆資源回収や集団回収に参加する。
- ◆不用品リサイクルバンク、リサイクル文庫を利用する。
- ◆ごみの分別収集ルールを守る。

市の取組

- ◆ごみダイエットプロジェクトの取組を推進する。
- ◆食品ロス削減のための取組を呼びかける。
- ◆古紙や衣類などのリサイクルボックスの活用を呼びかける。
- ◆資源回収や集団回収の活動を支援する。
- ◆わかりやすいごみの収集日程表を作成する。
- ◆正しい分別収集ルールを周知する。
- ◆中間処理後の資源化を進めます。

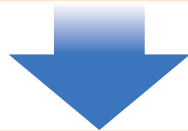


④「富士山の自然を継承する」プロジェクト

プロジェクトの目的

富士山の自然環境は、自動車の排気ガスやごみのポイ捨て、不法投棄等による環境破壊が問題となっています。富士山の自然を守ることは、本市の環境を守ることにつながります。低公害車の利用促進や観光客へのマナーの呼びかけ、不法投棄パトロールなどを実施し、豊かな自然環境を次世代に継承します。

- ☆美しい富士山ときれいな自然環境のまち
- ☆自然環境を守るため自ら行動するまち



具体的な取組例

市民・事業者の取組

- ◆不法投棄パトロールへの参加や協力をする。
- ◆登山者・観光客は、ごみを持ち帰る。
- ◆富士山の森林保全活動や清掃活動に参加する。
- ◆富士山の自然観察会などに参加する。

市の取組

- ◆不法投棄パトロールを強化する。
- ◆登山者、観光客にごみのポイ捨て禁止やごみを持ち帰りを呼びかける。
- ◆富士山の森林保全活動や清掃活動に支援する。



⑤「“川いい市”日本一きれいな水」プロジェクト

プロジェクトの目的

本市は、芝川をはじめ、富士山の地下水を源とする滝や湧水群など水資源の豊富なまちです。きれいな水を次世代へ継承するため、市民一体となって河川の清掃活動や湧水の保全に努めて、日本一きれいな水のまちを目指します。

- ☆市民、事業者などとの連携・協力により環境保全活動がさかんなまち
- ☆豊かな水資源をPRするまち



具体的な取組例

市民・事業者の取組

- ◆河川清掃や美化活動に参加する。
- ◆学校の授業などで湧水・河川について学習する。
- ◆洗剤をたくさん使わない。
- ◆公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置・適正な維持管理をする。

市の取組

- ◆河川の水質調査と水生生物調査を実施する。
- ◆湧水保護や水辺環境の整備を行う。
- ◆公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置を促進する。

地球にやさしいまちプロジェクト

目指すべき環境像を実現するために、市民、事業者が主体となって市と協働で行う取組です。平成 28 年度から令和 3 年度までに実施した活動を紹介します。

「富士宮環境ネットワーク」プロジェクト

毎年、ふじのみや地球温暖化対策地域協議会、環境衛生自治推進協会、市民、事業者、市が協力し、環境活動の紹介やパネル展、体験ができる環境フェアを開催しています。



また、産官学連携環境教育事業として大学生の協力もと、富士山からの湧水や水の循環や原理について体験を通して楽しく学び「水のふしぎ探検隊」を開催しました。

「省&エネルギー」プロジェクト

平成 29 年度、温暖化防止月間にあわせてエコな灯りのイルミネーションの下で COOL CHOICE を呼びかけました。

令和元年度から「全庁型ノー残業デー」と合わせて、地球温暖化防止（省エネルギー対策）の一環として市役所庁舎の電気を消す「ライトダウン」を実施し、ポスターを作成してライトダウンへのご協力と周知啓発に努めています。



「ごみは富士宮の宝」プロジェクト

ふじのみや地球温暖化対策地域協議会と市の協働事業として、ペットボトルのキャップを回収し資源化する活動を行っています。近年、ペットボトルキャップを捨てずに集める市民や事業者が増え、環境の環が広がっています。



「富士山の自然を継承する」プロジェクト

18 名のパトロール隊員が 6 班（6 地区）に分かれて、毎週、富士山麓環境パトロールを実施し、不法投棄の早期発見に努めています。

令和 2 年度は、40 回実施し不法投棄発見件数 63 件、不法投棄処理量は 6 トンとなりました。このほか、ごみ不法投棄禁止看板を市民に配布し設置してもらうことで、不法投棄の防止に努めています。



「“川いい市”日本一きれいな水」プロジェクト

世界遺産に相応しい美しい川づくり協議会は、川にごみを捨てないよう呼びかけ、河川清掃や美化活動を推進し、河川パトロールを行っています。

令和元年 8 月、富士市の団体と田の子浦海岸に打ち上げられた大量のペットボトルなどのごみを拾い、海岸をきれいにする活動を行いました。



第6章

地球温暖化対策地方公共団体 実行計画(区域施策編)

本章は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市全体からの温室効果ガス排出量の削減目標や対策・施策など示します。この章では、本文中は西暦と元号を併記し、図表は西暦で記載しています。

第6章

地球温暖化対策地方公共団体実行計画

(区域施策編)

第6章では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市全体からの温室効果ガス排出量の削減目標や対策・施策など示すため、あらゆる主体が率先し、また協働して地球温暖化対策に向けた取組を推進することを目的として、地域の特性を踏まえ、総合的かつ計画的に実施するために策定するもので、取組を行う各主体共通の指針となるものです。

☆第6章に記載していること

- 1 計画の位置付け
 - (1) 策定の目的
 - (2) 計画の期間と目標年度
 - (3) 対象とする温室効果ガス
 - (4) 対象とする地域

- 2 温室効果ガス排出量の現状
 - (1) 温室効果ガス排出量
 - (2) 部門別の二酸化炭素排出量
 - (3) 一人当たりの二酸化炭素排出量

- 3 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標
 - (1) 現状^{すうせい}趨勢の推計方法
 - (2) 現状^{すうせい}趨勢の推計結果
 - (3) 削減目標

- 4 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組
 - ①再生可能エネルギーの利用促進
 - ②事業者・市民の活動促進
 - ③地域環境の整備及び改善
 - ④循環型社会の構築

- 5 富士宮市ゼロカーボン推進戦略

1. 計画の位置付け

(1) 策定の目的

本実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律の第21条第2項に基づき、本市の自然的社会的条件に応じて、地域に根差した温室効果ガス排出抑制を推進するための総合的な計画です。

(2) 計画の期間と目標年度

基準年度は、国の「地球温暖化対策計画」に合わせ、2005（平成17）年度から、2013（平成25）年度に変更しました。

基準年度	2013（平成25）年度とします。
短期目標年度	2025（令和7）年度とします。（本計画の最終年度）
中期目標年度	2030（令和12）年度とします。
長期目標年度	2050（令和32）年度とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、以下の7種類の温室効果ガスとします。

名称	概要
二酸化炭素(CO ₂)	主に石油や石炭などの化石燃料の燃焼により排出されます。エネルギー消費を伴う日々の生活と密接に関係しています。
メタン(CH ₄)	水田や家畜の腸内、廃棄物最終処分場における有機物の嫌気性発酵等において発生します。
一酸化二窒素(N ₂ O)	化石燃料や一般廃棄物の燃焼、農用地の土壌や家畜排泄物等から発生します。
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	冷凍機器、空調機器の冷媒や断熱材等の発泡剤等に使用します。オゾン層を破壊しませんが、強い温室効果があります。
パーフルオロカーボン(PFCs)	主に半導体の製造工程等において使用されます。強い温室効果があります。
六ふっ化硫黄(SF ₆)	主に電気絶縁ガスや半導体製造工程等において使用されます。強い温室効果があります。
三ふっ化窒素(NF ₃)	液晶部品や半導体、その集積回路の加工、洗浄用などに使用されます。

(4) 対象とする地域

本計画の対象地域は富士宮市全域です。

市民生活や事業者の事業活動、市役所の事務事業など、あらゆる主体のあらゆる活動に関連する温室効果ガス排出量削減のための取組を対象とします。

2. 温室効果ガス排出量の現状

(1) 温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス排出量は、全国と同様に減少傾向にあります。

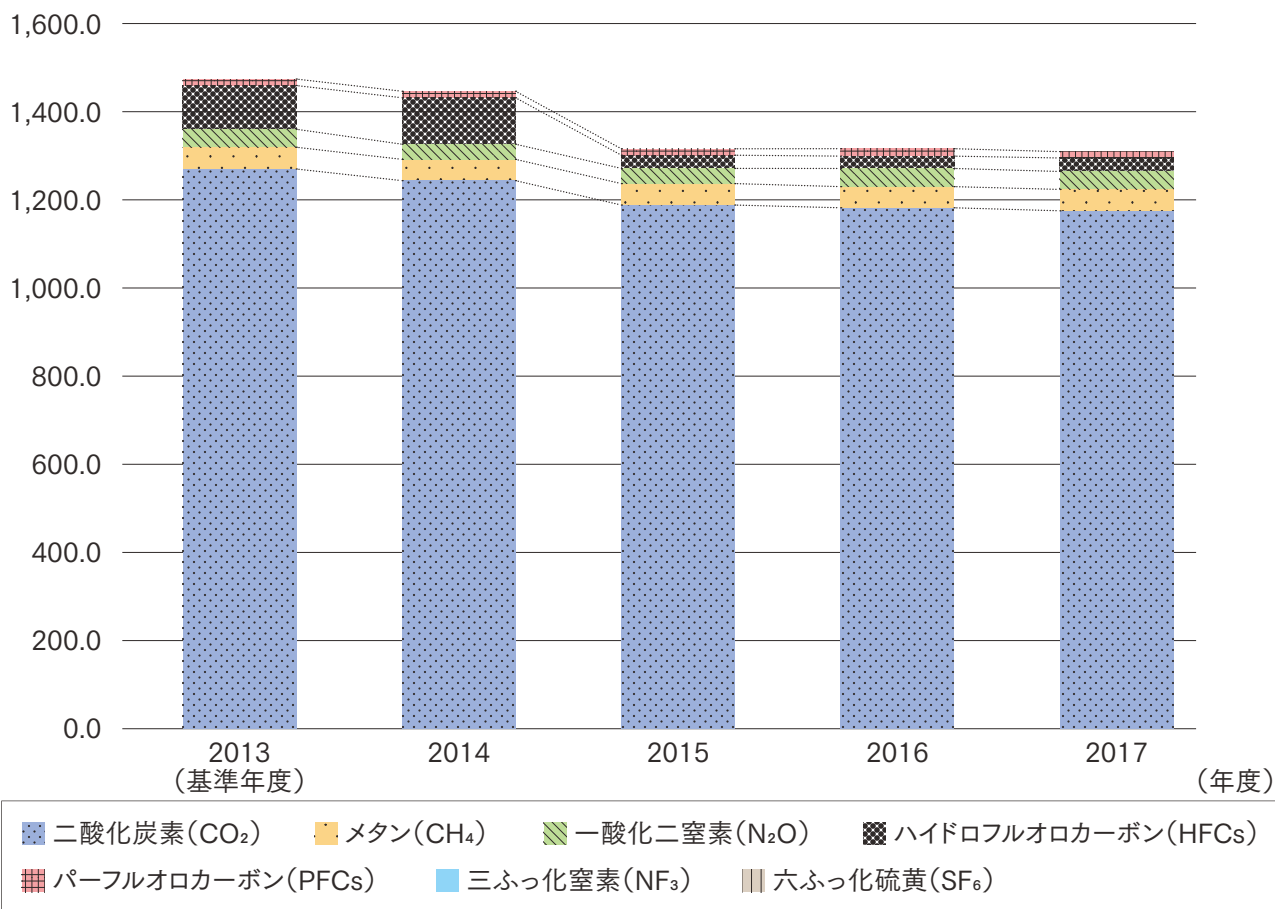
2017（平成29）年度における温室効果ガス排出量は、1,306.2千t-CO₂で、2013（平成25）年度（以下、「基準年度」とする。）と比べると11.3%減少しました。（2005（平成17）年度と比べると11.9%減少）また、前年度と比べて0.7%減少しました。

本市における温室効果ガス排出量の推移(単位:千t-CO₂)

	基準年度 2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2017年度増減比	
						基準年度比	前年度比
二酸化炭素(CO ₂)	1,275.6	1,248.9	1,191.7	1,189.7	1,178.3	-7.6%	-1.0%
メタン(CH ₄)	53.8	48.8	48.5	47.8	48.4	-9.9%	1.3%
一酸化二窒素(N ₂ O)	35.8	37.9	40.1	42.8	44.1	23.3%	3.0%
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	106.6	110.6	31.0	34.6	34.5	-67.6%	-0.1%
パーフルオロカーボン(PFCs)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—
六ふっ化硫黄(SF ₆)	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	-6.0%	-4.3%
三ふっ化窒素(NF ₃)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—
温室効果ガス計	1,472.6	1,447.0	1,312.1	1,315.8	1,306.2	-11.3%	-0.7%
<比較>全国計	1,410,053	1,360,513	1,321,951	1,304,950	1,291,316	-8.4%	-1.0%

注)全ての図表は小数第2位を四捨五入しており、本文中の数値と±1程度の差が出る場合があります。

(千t-CO₂/年)



(2) 部門別の二酸化炭素排出量

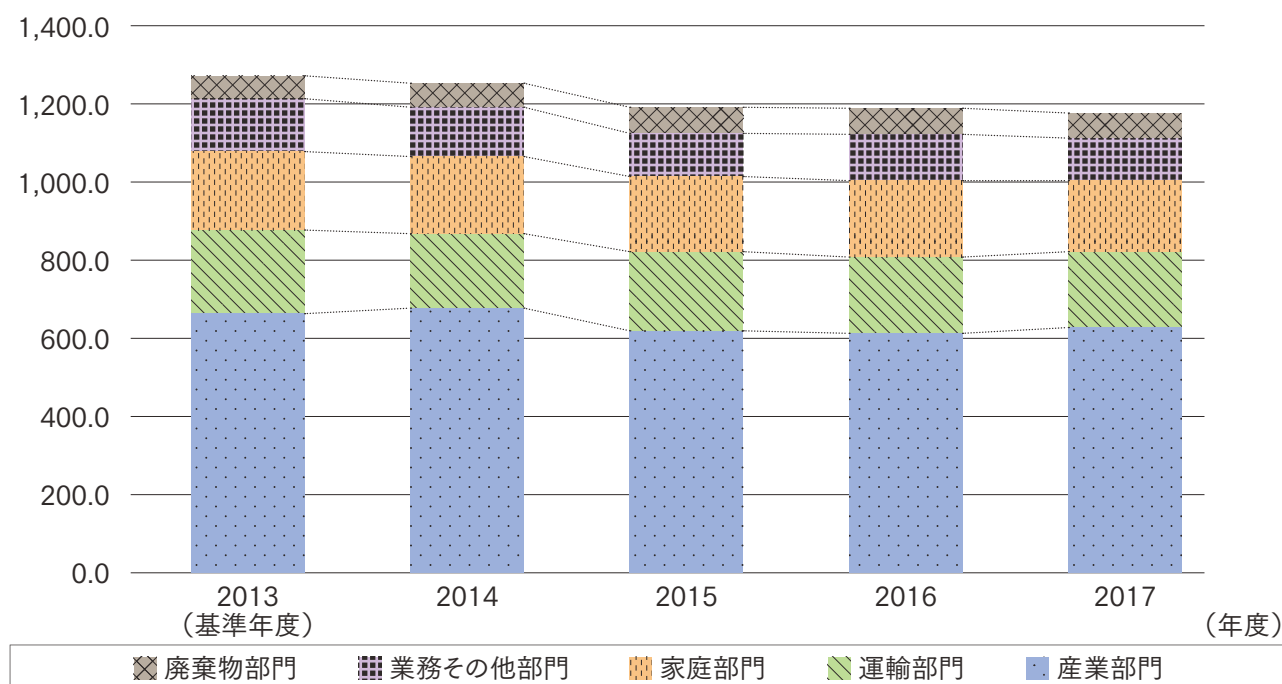
2017（平成29）年度における二酸化炭素排出量は、1,178.3千t-CO₂であり、部門別に見ると、産業部門が53.3%を占めており、次いで運輸部門の16.8%となっています。基準年度と比べると7.6%減少し、前年度と比べると1.0%減少となります。

本市における二酸化炭素排出量の推移(単位:千t-CO₂)

	基準年度 2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2017年度増減比	
						基準年度比	前年度比
産業部門	669.8	678.8	622.8	612.3	627.6	-6.3%	2.5%
運輸部門	206.6	195.6	204.7	202.8	197.8	-4.3%	-2.5%
家庭部門	206.0	193.2	190.5	196.5	186.6	-9.4%	-5.0%
業務その他部門	136.0	130.9	118.4	113.9	108.4	-20.3%	-4.9%
廃棄物部門	57.2	50.4	55.3	64.2	57.8	1.1%	-9.9%
計	1,275.6	1,248.9	1,191.7	1,189.7	1,178.3	-7.6%	-1.0%
<比較>全国計	1,316,947	1,265,218	1,224,933	1,205,275	1,189,738	-9.7%	-1.3%

注)全ての図表は小数第2位を四捨五入しており、本文中の数値と±1程度の差が出る場合があります。

(千t-CO₂/年)



用語解説

産業部門：製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出です。

運輸部門：自動車、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出です。

家庭部門：家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。自家用自動車からの排出は、運輸部門で計上します。

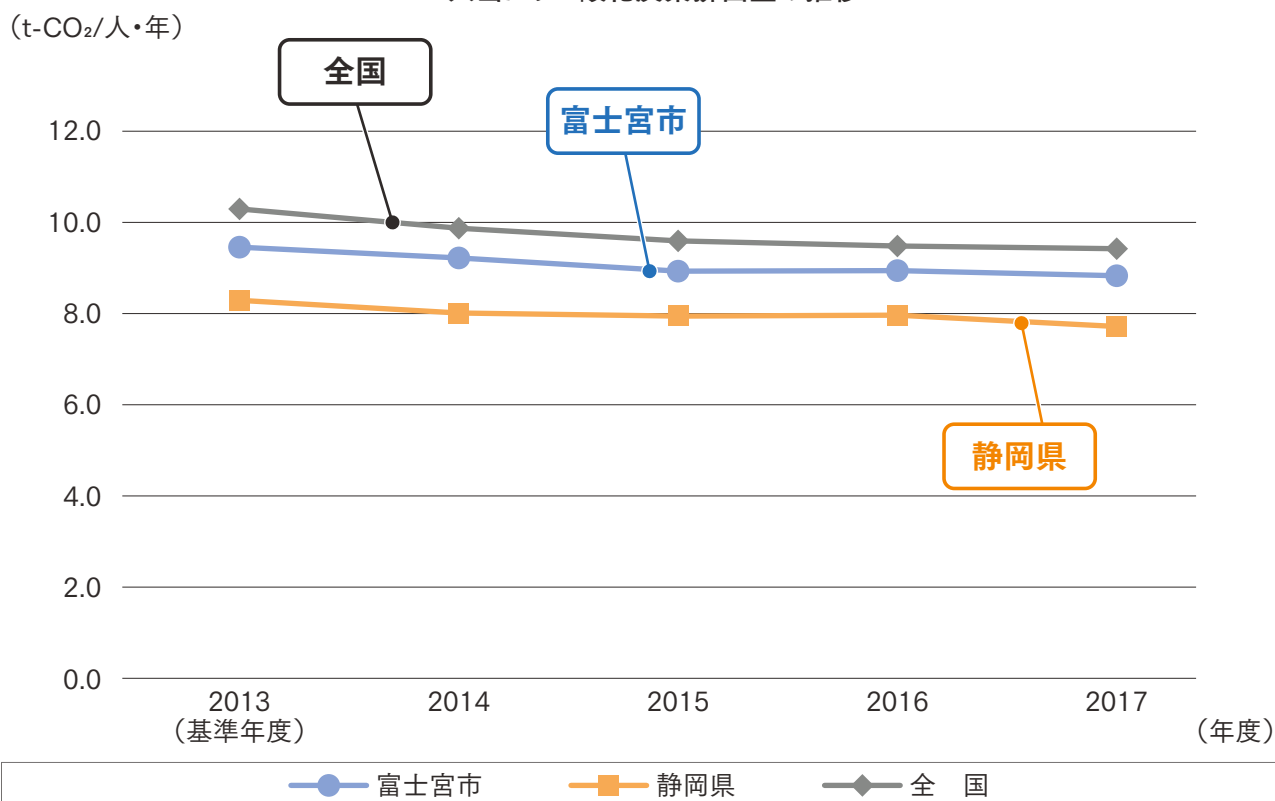
業務その他部門：事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出です。

廃棄物部門：廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出（焼却処分）、廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出（埋立処分）、排水処理に伴い発生する排出（排水処理）、廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用及び廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出（原燃料使用等）です。

(3) 一人当たりの二酸化炭素排出量

本市の2017（平成29）年度における一人当たりの二酸化炭素排出量は8.8t-CO₂であり、静岡県（7.7t-CO₂）よりも高いが、全国（9.4t-CO₂）よりも低く、基準年度からは減少傾向にあります。

一人当たり二酸化炭素排出量の推移



(t-CO₂/人)

	基準年度 2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2017年度増減比	
						基準年度比	前年度比
富士宮市	9.4	9.2	8.9	8.9	8.8	-6.4%	-0.6%
静岡県	8.3	8.0	7.9	7.9	7.7	-6.9%	-1.8%
全国	10.3	9.9	9.6	9.5	9.4	-9.2%	-1.1%

※小数点第2位を端数処理(四捨五入)しているため、合計と合わない場合があります。

3. 温室効果ガス排出量の将来推計と削減目標

(1) 現状趨勢^{すうせい}の推計方法

現状と比べて追加的な地球温暖化対策が講じられないと仮定した「現状趨勢」における将来の推計を行います。

現状趨勢の推計に当たっては、エネルギー消費原単位の変化（機器の入れ替え等）は想定せずストックの効率は固定し、将来における本市の経済活動や人口等の増減を推計して、これらの値と2017（平成29）年度の部門別排出量を用いて算出しました。また、将来の電力の排出係数は、2017（平成29）年度の数値を固定しました。

$$\begin{array}{|c|} \hline 2017(平成29)年度 \\ 温室効果ガス排出量 \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 関連性の高い指標の将来推計値の \\ 対2017(平成29)年度伸び率 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 将来の \\ 温室効果ガス排出量 \\ \hline \end{array}$$

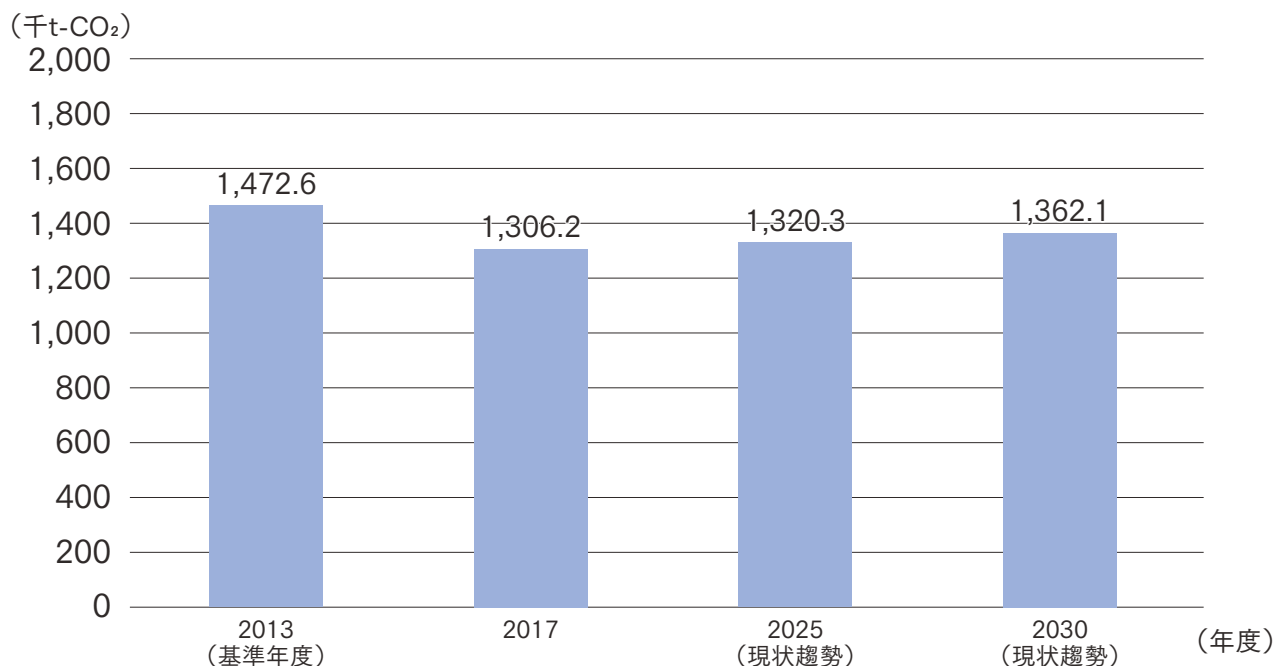
部門		活動量の指標	将来推計の考え方
CO ₂ (部門別)	製造業	製造品出荷額	過去の経年変化から推計
	建設業、農林業、 鉱業	総生産	過去の経年変化から推計
	民生・業務	業務床面積	過去の経年変化から推計
	民生・家庭	世帯数	第5次富士宮市総合計画の推計値 を使用
	自動車	自動車保有台数	過去の経年変化から推計
	鉄道	旅客数及び貨物輸送量	現状維持
	廃棄物処理	ごみ年間排出量	過去の経年変化から推計
CO ₂ 以外	メタン	—	現状維持
	一酸化二窒素	—	現状維持
	代替フロン類	—	現状維持

(2) 現状^{すうせい}趨勢の推計結果

現状趨勢における本市の温室効果ガス排出量は2025（令和7）年度に1,320.3千t-CO₂、2030（令和12）年度に1,362.1千t-CO₂と見込まれます。2025（令和7）年度の排出量は、基準年度と比べると10.3%減少、2030（令和12）年度の排出量は、基準年度と比べると7.5%減少になります。

部門別にみると、今後も経済成長が見込まれる産業部門、民生業務部門では増加傾向にあります。更新時に省エネ性能の向上、電化や燃料転換等により脱炭素化を進めていく必要があります。

温室効果ガス排出量の推計



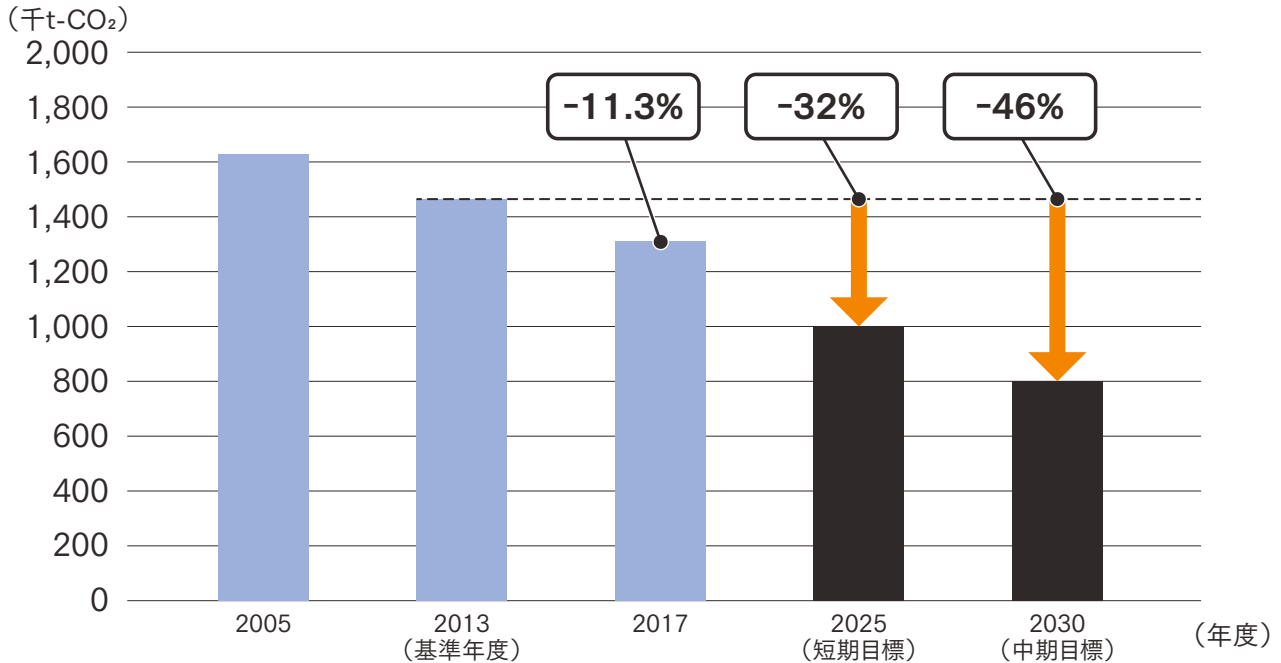
温室効果ガス排出量の推計(単位:千t-CO₂)

部門		2013年度	2017年度	2025年度	2030年度
CO ₂ (部門別)	製造業	645.0	603.5	615.5	657.1
	建設業、農林業、 鉱業	24.8	24.1	25.5	26.9
	民生・業務	136.0	108.4	115.3	119.0
	民生・家庭	206.0	186.6	184.3	180.7
	自動車	205.5	196.9	195.6	195.1
	鉄道	1.1	1.0	1.0	1.0
	廃棄物処理	57.2	57.8	55.3	54.5
CO ₂ 以外	メタン	53.8	48.4	48.4	48.4
	一酸化二窒素	35.8	44.1	44.1	44.1
	代替フロン類	107.5	35.3	35.3	35.3
計		1,472.6	1,306.2	1,320.3	1,362.1

※小数点第2位を端数処理(四捨五入)しているため、合計と合わない場合があります。

(3) 削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標



本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画の削減目標に合わせ、2005（平成17）年度から2013（平成25）年度に変更しました。

本市の温室効果ガスの削減目標は、国の方針を踏まえ設定しました。

中期目標は、国の2050（令和32）年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、2030（令和12）年度に、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%を削減することを目指すとしていることから、同様の削減目標としました。

短期目標は、中期目標と基準年度との直線補間により、2025（令和7）年度までに基準年度比32%削減を目標に設定しました。

また、長期目標として、2050（令和32）年度までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指します。

温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度 2013(平成25)年度	短期目標 2025(令和7)年度	中期目標 2030(令和12)年度
0%	32%削減 (2005(平成17)年度比39%削減)	46%削減 (2005(平成17)年度比51%削減)

※なお、各目標は、温室効果ガス排出量の推移や目標の達成状況を踏まえて見直すものとします。

4. 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

本市の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められている4項目を柱として、地球温暖化防止の取組を推進していきます。

また、令和3年5月に成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」で、市町村は再生可能エネルギーの利用促進のために地域の自然的社会的条件に応じた環境保全に配慮し、地域脱炭素促進事業の対象となる区域（促進区域）を定めるよう努めるものとしています。

（地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条の3第3項）

- 1号：太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その地域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 2号：その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他の区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 3号：都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 4号：その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

地球温暖化対策の推進に関する法律	取組項目
1号：太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その地域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項	①再生可能エネルギーの利用促進 ・地域に適した再生可能エネルギーの有効利用
2号：その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他の区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項	②事業者・市民の活動促進 ・ゼロカーボンシティを推進する ・省エネルギーの取組を徹底する ・環境について学び話し合う ・協働による環境活動を展開する
3号：都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項	③地域環境の整備及び改善 ・低炭素な交通システムの整備 ・緑地の保全及び緑化の推進 ・健全な森林の整備
4号：その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項	④循環型社会の構築 ・ごみの排出量を抑制する ・ごみの資源化を推進する ・ごみの適正な処理をする

①再生可能エネルギーの利用促進

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第3項1号に関する取組)

【1】地域に適した再生可能エネルギーの有効利用

(第4章脱炭素社会【4】からの一部再掲)

■市の取組

- 再生可能エネルギーの導入支援により普及促進を図ります。
- 事業者の再生可能エネルギー等の導入を支援します。
- 公共施設への再生可能エネルギー等の導入を推進します。
- エネルギーを有効利用するため蓄電池などの導入を支援します。
- バイオマスエネルギーの利活用について調査・研究を行います。
- 小水力発電について調査・研究し導入を支援します。
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図るよう適正な誘導に努めます。
- 自立分散型エネルギーシステムの構築を推進します。
- 地域循環共生圏づくりとエネルギーの地産地消を推進します。

□市民の取組例

- 補助制度を活用し、再生可能エネルギー設備や蓄電池システムの導入を検討します。
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図ります。
- 地域循環共生圏づくりとエネルギーの地産地消に取り組みます。

●事業者の取組例

- 補助制度を活用し、再生可能エネルギー設備や蓄電池システムの導入を検討します。
- 天然ガスコージェネレーションや燃料電池などの設備の導入を推進します。
- 地域未利用資源などの利用を検討します。
- 再生可能エネルギー事業と自然環境や景観との調和を図ります。
- 地域循環共生圏づくりとエネルギーの地産地消を推進します。

用語解説

地域脱炭素促進事業とは

再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設（「地域脱炭素化促進施設」）の整備及びその他の「地域の脱炭素化のための取組」を一体的に行う事業であって、「地域の環境の保全のための取組」及び「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」を併せて行うもの。

②事業者・市民の活動促進

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第3項2号に関する取組)

【1】ゼロカーボンシティを推進する（第4章脱炭素社会【2】からの再掲）

■市の取組

- 市民、事業者とともに、ゼロカーボンシティの実現に取り組む機運の醸成を図ります。
- 富士宮市ゼロカーボン推進戦略を推進します。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。
- 省エネ対策による脱炭素化を促進します。
- 地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用や持続可能な事業の創出を支援します。
- 地域循環共生圏づくりとエネルギーの地産地消を推進します。
- ゼロカーボン・ドライブの普及啓発を行います。
- 富士宮市自転車活用推進計画に基づき、自転車の活用を推進します。

□市民の取組例

- ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを実践します。
- 自動車を購入する際は、電動車を検討します。
- 補助制度を活用し、再生可能エネルギー設備や蓄電池システムの導入を検討します。
- 省エネ住宅や省エネリフォームを検討します。

●事業者の取組例

- ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みを実践します。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。
- 補助制度を活用し、再生可能エネルギー設備や蓄電池システムの導入を検討します。

【2】省エネルギーの取組を徹底する（第4章脱炭素社会【3】からの再掲）

■市の取組

- 小・中学校で、「地球にやさしい学校活動」の取組を進めます。
- 事業者が環境マネジメントシステムを導入するための支援をします。
- SDGsの考え方を踏まえた環境マネジメントシステムによる取組を進め、環境負荷の低減を図ります。
- 建築物への省エネルギー対策を推進します。
- 公共施設など設備の新設や機器の更新時には、高効率機器や省エネルギー機器を導入します。
- 企業が環境に配慮した設備を更新・導入する際は、補助制度などの情報を提供します。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。
- スマートコミュニティなどの導入を促進します。
- 環境負荷の少ない服装を推奨します。

□市民の取組例

- 照明器具やエアコンなど家庭での節電を心掛けます。
- 家電製品などを購入する際は、省エネルギー型の製品を選びます。
- HEMSの導入や環境家計簿の利用で、エネルギー使用の「見える化」を図ります。
- エネルギー使用の少ない住宅を目指します。
- 自動車を購入する際は、電動車を検討します。
- 環境負荷の少ない服装などに取り組みます。

●事業者の取組例

- 省エネ診断を活用し、省エネルギー活動を進めます。
- SDGsの考え方を踏まえた環境マネジメントシステムによる取組を進めるため、ISO14001やエコアクション21などを導入します。
- 照明器具やエアコンなどの節電を心掛けます。
- 省エネルギー型の設備の導入、転換を進めます。
- 外壁や窓の断熱性能を高めるなど、建物の省エネルギー対策を行います。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。
- 環境負荷の少ない服装や空調管理などに取り組みます。

【3】環境について学び話し合う（第4章環境教育【1】からの再掲）

■市の取組

- 小・中学校で、環境に関する体験や学習などに取り組みます。
- 小・中学生の環境問題への意識高揚を図るため、環境月間ポスターコンクールなどを実施します。
- 市民の自発的な環境学習を支えるため、図書館では環境関連の図書を充実させます。
- こどもエコクラブの活動を支援します。
- 富士山環境交流プラザなどを活用し、環境に関するイベントやセミナーを開催します。
- 施設めぐりや見学会などを行い、市民の環境への関心を深めます。
- 学習情報の提供や学習活動を啓発します。
- ESDの視点を取り入れた学校教育を実践します。

□市民の取組例

- 環境問題について家庭や職場で話し合い、意識の向上に努めます。
- 環境に関するセミナーやイベントなどに参加します。
- 地域における環境教育や環境活動に参加します。

●事業者の取組例

- 事業所で行っている環境に対する取組を見学会などで紹介します。
- 環境に関するセミナーやイベントなどに協力し参加します。
- 従業員に対する環境教育を実施します。

【4】協働による環境活動を展開する（第4章環境教育【2】からの再掲）

■市の取組

- ふじのみや地球温暖化対策地域協議会を中心に、環境活動を行う団体とネットワークづくりに努めます。
- 事業者や市民団体などが行う環境活動について実態を把握します。
- 各種環境関連団体などとの協働により、環境活動などのイベントを開催します。

□市民の取組例

- 環境活動のイベントなどに積極的に参加します。
- インターネットなどで環境についての情報を収集し環境活動をします。

●事業者の取組例

- 市の環境の状況や施策について日頃から関心を持ち、社内で話し合いをします。
- 環境イベントや地域の環境活動に参加、協力し交流を深めます。
- 環境保全のためにどのような取組を進めていくか、市民や市とともに検討します。
- 従業員に、環境活動への参加を呼びかけます。

コラム

ゼロカーボンアクション30

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション 30」にできるところから取り組んでみましょう！

1. 電気等のエネルギーの節約や転換	4. 食関係
(1) 再エネ電気への切り替え	(17) 食事を食べ残さない
(2) クールビズ・ウォームビズ	(18) 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫
(3) 節電	(19) 旬の食材、地元の食材で作った菜食を取り入れた健康な食生活
(4) 節水	(20) 自宅でコンポスト
(5) 省エネ家電の導入	5. 衣類、ファッション関係
(6) 宅配サービスをできるだけ一回で受け取る	(21) 今持っている服を長く大切に着的
(7) 消費エネルギーの見える化	(22) 長く着れる服をじっくり選ぶ
2. 住居関係	(23) 環境に配慮した服を選ぶ
(8) 太陽光パネルの設置	6. ごみを減らす
(9) ZEH(ゼッチ)	(24) マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイストロー等を使う
(10) 省エネリフォーム	(25) 修理や補修をする
(11) 蓄電池(車載の蓄電池)・畜エネ給湯器の導入・設置	(26) フリマ・シェアリング
(12) 暮らしに木を取り入れる	(27) ごみの分別処理
(13) 分譲も賃貸も省エネ物件を選択	7. 買い物・投資
(14) 働き方の工夫	(28) 脱炭素型の製品・サービスの選択
3. 移動関係	(29) 個人のESG投資
(15) スマートムーブ	8. 環境活動
(16) ゼロカーボン・ドライブ	(30) 植林やごみ拾い等の活動

出典：地域脱炭素ロードマップ【概要】(国・地方脱炭素実現会議)

③地域環境の整備及び改善

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3第3項3号に関する取組)

【1】低炭素な交通システムの整備（第4章脱炭素社会【1】【2】からの一部再掲）

■市の取組

- 公共交通機関と連携して身近で利用しやすい公共交通を目指します。
- 市職員に対してエコ通勤を実施します。
- 家庭ごみの収集は、効率のよい回収ルートの設定や、低公害車への転換を働きかけます。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。
- ゼロカーボン・ドライブの普及啓発を行います。
- 富士宮市自転車活用推進計画に基づき、自転車の活用を推進します。

□市民の取組例

- 公共交通機関や自転車、徒歩による移動を心掛けます。
- エコドライブを実践します。
- 自動車を購入する際は、電動車を検討します。

●事業者の取組例

- 自動車通勤の従業員に対して、エコ通勤を実施します。
- 電動車導入やエコドライブの普及啓発を行います。

【2】緑地の保全及び緑化の推進（第4章生活環境【1】からの一部再掲）

■市の取組

- 沿道への植栽、花壇作りなどの活動に対して、苗の提供などを支援します。
- 公園などの公共施設の花壇の植え付けや管理を、市民と協働で行うなどの市民活動を推進します。
- 防災対策及び緑化維持を目的として生垣を設置する住宅などに対して補助を行います。
- 花、水、人の文化を生かしたイベントを開催します。
- 市道沿線の草刈り・樹木の剪定などを実施します。

□市民の取組例

- 沿道へ花を植えるなどの美化に努めます。
- 自宅の塀を生垣にしたり、庭に植栽をするなど花や緑を育てます。
- 公園の草刈りや清掃などの維持管理活動に積極的に参加します。
- 身近な道路の美化や街路樹の整備など、適正な維持管理に協力します。

●事業者の取組例

- 緑化活動を積極的に推進します。
- 身近な道路の美化や街路樹の整備など、適正な維持管理に協力します。

【3】健全な森林の整備（第4章自然環境【3】からの一部再掲）

■市の取組

- 富士山在来の樹木の種子から苗を育て、植樹などを通じて自然林の再生を進めます。
- 市有林は、森林認証を受け地域の森林の模範となるよう、環境に配慮した健全な森林の育成を進めます。
- 森林の管理育成を進めるため、自然環境への影響に配慮し林道の整備を行います。
- 森林整備を推進します。
- 森林に関する支援を行います。
- 水資源かん養を目的に広葉樹林への転換拡大を進めます。
- 保存樹・保存樹林の保全に努めるとともに、新たな指定も検討します。
- 富士山の自然と環境を守る会を通じて周辺自治体と連携し、富士山の自然環境保全に取り組みます。
- 富士箱根伊豆国立公園区域内では、国、県などと協力して車両乗り入れ防止パトロールなど自然環境の保全に向けた取組を推進します。
- 富士地域材の利用を促進し、森林環境の保全に努めます。
- 公共施設整備の際は、富士ヒノキなどの地場産木材の活用に配慮します。
- 農林産物の被害防止のため、猟友会及び関係団体や国・県と連携して有害鳥獣対策に取り組みます。

□市民の取組例

- 植樹、育樹、下草刈りなどの森林の管理を行う市民活動に参加・協力します。
- 農林産物の被害防止のため、有害鳥獣対策に協力します。
- 「森づくり県民大作戦」などのイベントに参加します。
- 富士ヒノキなど、地場産木材の活用に努めます。
- 保存樹・保存樹林の保全に協力します。

●事業者の取組例

- 植樹、育樹、下草刈り、間伐などの森林の適切な管理を行います。
- 「しずおか未来の森サポーター」制度を活用し、地域の森づくりに積極的に参加します。
- 富士ヒノキなど、地場産木材の活用に努めます。

④循環型社会の構築

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条3第3項4号に関する取組)

【1】ごみの排出量を抑制する（第4章循環型社会【1】からの再掲）

■市の取組

- 一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。
- マイバックの利用促進など、ごみの減量に向けた意識啓発を行います。
- ごみ減量に関する事業者の意識啓発を進めます。
- 食品ロスを削減し、ごみダイエットプロジェクトの取組を推進します。
- 海洋プラスチックごみ防止6R県民運動を推進します。

□市民の取組例

- 家庭内のごみの減量化に努めます。
- 買い物をするときは、マイバッグやマイバスケットを使用します。
- ごみダイエットプロジェクトに取り組みます。
- 食品ロス削減のため、ふじのみや3010運動に取り組みます。

●事業者の取組例

- 事業活動に伴うごみの減量化に努めます。
- ごみ減量に配慮した商品の製造や販売方法を実践します。
- 使い捨てではなく、長く使える商品の製造、販売に努めます。
- マイバックなどの普及を推進し、ごみ減量を働きかけます。
- ごみダイエットプロジェクトに協力します。
- 食品ロス削減のため、ふじのみや3010運動を推進します。

【2】ごみの資源化を推進する（第4章循環型社会【2】からの再掲）

■市の取組

- 環境負荷の少ない製品等を購入します。
- 公共施設や公営住宅などの建築の際は、建物解体時のリサイクルなどに配慮します。
- 不用品を再利用するため、不用品リサイクルバンク、リサイクル文庫を進めます。
- 市民団体による古紙等の集団回収活動を支援します。
- 古紙などの回収ボックスを公共施設などに設置し資源化を行います。
- プラスチック類などは、新たな分別収集、資源化を検討します。
- 市で回収した資源ごみは、資源化します。
- 施設や都市公園などから発生するせん定枝は、まき用材料や木材チップに加工し活用します。
- 道路の改良や修繕は、再生資材の利用を進めます。
- 下水処理汚泥は、セメント原料化や堆肥化などにより有効活用を進めます。
- 食と環境の調和による地域環境の保全に取り組むため、循環型システムの確立を図ります。
- 耕畜連携による堆肥の利用を推進します。

- 生ごみの水切りを推奨し、堆肥化や減量化の方策を検討します。
- 資源ごみの回収方法、分別方法などの見直しを検討し、適切な分別収集を実施します。

□市民の取組例

- 環境負荷の少ない製品等を購入します。
- 資源ごみの分別を徹底し、集団回収や店頭回収に参加します。
- 市民団体や自治会などの資源物集団回収に積極的に参加します。
- 不用品リサイクルバンク、リサイクル文庫などを活用します。
- 古紙、小型家電、衣類などは回収ボックスに出します。
- 生ごみの減量化に取り組みます。
- ふじのくにエコショップを積極的に利用します。

●事業者の取組例

- 静岡県リサイクル認定製品を積極的に利用します。
- 環境負荷の少ない製品の製造、販売、利用をします。
- 資源ごみの分別を徹底し、資源ごみの店頭回収を実施します。
- 事業所から発生するごみの減量化及び資源化への取組を推進します。
- 農産物の生産に堆肥などを活用します。

【3】ごみの適正な処理をする（第4章循環型社会【3】からの再掲）

■市の取組

- 環境美化推進委員と連携し、地域を中心とした環境活動を推進します。
- ごみ処理施設は、ダイオキシン類などの有害物質の発生を抑制します。
- 水銀使用製品を適正に処理します。
- 一般廃棄物最終処分場の管理運営を適切に行います。
- 最終処分場整備については、技術革新や他市の状況を踏まえ調査研究をしていきます。

□市民の取組例

- ごみの分別やごみ出しは、市のルールを守り、適切に行います。
- ごみ集積所は地域で適正に管理します。
- 不法投棄のパトロールに協力します。
- 環境美化推進委員に協力します。

●事業者の取組例

- ごみの減量化に努めリサイクルなどを行います。
- ごみの取り扱いについて社員教育を行います。
- 不法投棄のパトロールに協力します。

5. 富士宮市ゼロカーボン推進戦略

市では、富士宮市の地域課題を解決するとともに、地域の魅力を向上させる地方創生に資する脱炭素の取組を推進するため、地域の成長戦略ともなる脱炭素の工程と具体策を示す「富士宮市ゼロカーボン推進戦略」を2022（令和4）年1月に策定しました。この戦略は、脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギー導入を先導的に推進するための計画と位置付けています。本計画においては、戦略に定めた基本方針、施策と整合を図り、再生可能エネルギー導入を推進します。

(1) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、永続的に利用可能な国内で生産できるエネルギーです。本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、次のとおりです。

なお、本市において導入拡大を図る再生可能エネルギーの種別は、太陽光発電、水力発電、バイオマス発電とします。

再生可能エネルギー導入ポテンシャル

区分	導入実績 2020(令和2)	導入ポテンシャル		
		REPOS	その他	計
太陽光発電	75,526.6千kWh	375,941千kWh	866,886千kWh ^{※1}	1,242,827千kWh
水力発電	148,501千kWh	63,830千kWh 既存水力発電を除く。	—	63,830千kWh
風力発電	—	3,164千kWh	—	3,164千kWh
太陽熱利用	—	(施設容量) 6.76億MJ	—	(施設容量) 6.76億MJ
地中熱利用	(システム規模) 約239kWh	(施設容量) 55.1億MJ	—	(施設容量) 55.1億MJ
バイオマス発電	—	—	12,052千kWh ^{※2}	12,052千kWh
合計	224,027.6千kWh (システム規模) 約239kWh	442,935.0千kWh (施設容量) 61.86億MJ	878,938.0千kWh	1,321,873千kWh (施設容量) 61.86億MJ

(※1)「富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」第7条に規定する抑制区域を除き、環境省「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」で算出されていない、未利用地や農地、耕作放棄地、雑種地といった土地を活用した場合のポテンシャルを算出。土地の面積のうち、実現可能な面積は5割として見込んでいます。

(※2)現時点でバイオマス発電の導入実績の数値はありませんが、家畜排せつ物や生ごみ・廃油、木質バイオマスも活用した場合のポテンシャルを算出。今後、バイオマス発電の施設が整備されることを見込んでいます。

(2) エネルギー消費に占める再生可能エネルギー導入量

2017（平成29）年度における、本市のエネルギー消費に占める再生可能エネルギー導入量は下記のとおりです。

エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合

・エネルギー消費量

区分	数量	備考
全体	3,424,472千kWh (1,232.8万GJ)	2050年同程度
うち、電力消費量	1,142,787千kWh (411.4万GJ)	

・再生可能エネルギー導入量

区分	数量	備考
導入実績量(2020年度)	224,027.6千kWh (80.6万GJ)	エネルギー消費量の6.5% 電力消費量の19.6%
導入可能量	1,321,873千kWh (475.9万GJ)	エネルギー消費量の38.6% 電力消費量の115.7%

(3) 再生可能エネルギーの導入目標

本市の再生可能エネルギーの導入目標は、太陽光発電については、2030（令和12）年に現状の5倍、2050（令和32）年は現状の10倍を目指します。

また、水力発電及びバイオマス発電については、これまでの実績や量的規模を勘案し、再生可能エネルギー導入ポテンシャルを最大限活用することを目標とします。

再生可能エネルギーの導入目標

区分	2030年度	温室効果ガス削減見込み量	2050年度	温室効果ガス削減見込み量
太陽光発電	75,526.6千kWh×5 =377,633千kWh	168千t-CO ₂	75,526.6千kWh×10 =755,266千kWh	336.1千t-CO ₂
水力発電	63,830千kWh×30% =19,149千kWh	8.5千t-CO ₂	63,830千kWh×100% =63,830千kWh	28.4千t-CO ₂
バイオマス発電	12,052千kWh×30% =3,616千kWh	1.6千t-CO ₂	12,052千kWh×100% =12,052千kWh	5.4千t-CO ₂
合計	400,398千kWh	178.1千t-CO ₂	831,148千kWh	369.9千t-CO ₂
再生可能エネルギーの導入に伴う温室効果ガス削減効果	2030年度削減目標677.4千t-CO ₂ 再エネ削減見込量178.1千t-CO ₂ (26.3%)		2050年度削減目標1,472.6千t-CO ₂ 再エネ削減見込量369.9千t-CO ₂ (25.1%)	

(4) 目標実現に向けた方針及び施策

本市の再生可能エネルギーの導入については、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限生かしつつ、地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進に努めます。

富士宮市ゼロカーボン推進戦略に基づく基本方針及び施策、各施策の展開による温室効果ガス削減見込み量については下記のとおりです。

基本方針	主な施策	温室効果ガス削減見込み量(千t-CO ₂)	
		2030年度	2050年度
【方針1】 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入推進	①PPAモデルを活用した太陽光発電の導入推進	168.0	336.1
	②小水力発電の導入推進	8.5	28.4
	③バイオマス発電の導入推進	1.6	5.4
	④創エネ・蓄エネ機器等設置費補助事業など支援体制の整備	3.4	10.9
【方針2】 パートナーシップによる「地域循環共生圏」の形成	⑤再エネ電力の地産地消の仕組みづくり	22.8	114.1
	⑥市域外との広域連携による再生可能エネルギーの利活用	275.0	687.5
	⑦富士宮市地域循環共生圏推進協議会を活用した事業者支援		
	⑧多様な主体との協働による森林整備の推進と里山資源の活用	58.8	58.8
【方針3】 省エネルギーの推進	⑨公共施設のZEB化と省エネ性能向上の推進	9.2	19.9
	⑩高性能住宅・建築物(ZEH、ZEB)の普及促進	38.9	151.9
	⑪AI・IoT等を活用したエネルギー・マネジメントの導入	—	—
	⑫木造建築物、高性能建材・設備の普及促進	—	—
【方針4】 環境に配慮したライフスタイルへの転換	⑬ゼロカーボン・ドライブの普及促進	114.5	224.0
	⑭公共交通機関の利用促進		
	⑮歩行者と自転車にやさしいまちづくりの推進		
	⑯テレワーク・ワーケーションの推進	—	—
	⑰ごみダイエットプロジェクトの推進	13.2	28.6
	⑱食品ロスの削減		
	⑲プラスチック資源循環の推進		
	⑳持続可能な消費の拡大	—	—
合計 ①		713.9	1,665.6
温室効果ガス削減目標達成のために必要なCO ₂ 削減量(2013年度温室効果ガス排出量を2030年度46%、2050年度100%削減)②		677.4	1,472.6
温室効果ガス削減目標達成率 ①÷②		105.4%	113.1%

コラム

再生可能エネルギーの種別

種別	概要
太陽光発電 	太陽光エネルギーを太陽電池により電気に変換するシステム 野立て、建物屋根・壁面、農地への設置による農業活用等、多様な方式による導入が可能
水力発電 	水の位置エネルギーを落水や流水により電気に変換するシステム 年間を通じて安定した発電が可能であり、農業用水路、河川等を利用した導入が想定
風力発電 	風の運動エネルギーを風車により回転という動力エネルギーに変え電気に変換するシステム 風況があれば、陸上・海上を問わず発電が可能
太陽熱利用 	住宅の屋根などに設置した太陽熱温水器や集熱器によって温水を生成し、給湯や暖房等に活用されるエネルギー 晴天の日には約 60℃の温水が得られ、家庭で使う給湯や暖房に利用
地中熱利用 	年間を通じて 15℃程度である地中の熱源を原料として、ヒートポンプにより得られる高温熱や冷房熱などのエネルギー 住宅系等建築物や公共施設の冷暖房・給湯、プールや温浴施設の給湯、道路融雪、温室栽培など農業施設での利用が可能
バイオマス発電 	動植物などから生まれた生物資源（バイオマス）を原料として、直接燃料やガス化などにより電気に変換するシステム 太陽光や風力といった自然環境に左右される不安定な電源と異なり、燃料さえ確保できれば安定した発電量が期待

用語解説

J (ジュール)

エネルギー、仕事、熱量、電力量の単位のこと。MJ（メガジュール）は、1Jの100万倍、GJ（ギガジュール）は10億倍。電力1kWhは、熱量換算で3.6MJとなる。

PPA モデル

Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデルの略。施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有、管理を行う会社（PPA事業者）が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み。施設所有者、PPA事業者、電力使用者それぞれにメリットがあり、企業の再生可能エネルギーの導入促進に向けた切り札として期待されているエネルギーの地産地消を実現し、災害時に電力系統からの電力供給が停止した場合でも地域資源を活用して電力を供給・消費できるエネルギーシステムのことです。

地球温暖化対策の動向

	国内の動き	海外の動き
1990年 (平成2年)	「地球温暖化防止行動計画」策定 地球環境保全に関する関係閣僚会議で、「当面の地球温暖化対策の検討について」に基づき、定められた最初の政府の地球温暖化対策。	
1992年 (平成4年)		「気候変動に関する国際連合枠組条約」採択 第5回気候変動に関する政府間交渉(INC5)でまとめられた温暖化防止に向けた国際的枠組み条約。
1997年 (平成9年)		「京都議定書」採択 京都で開催された第三回締約国会議(COP3)で採択。先進国が6つの温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間が合意された。日本は2008年から2012年までに1990年を基準年として温室効果ガスを6%削減することを目標にすることを約束。
1998年 (平成10年)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」制定 気候変動に関する国際連合枠組条約第三回締約国会議(COP3)の経過を踏まえ、日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた。	
2005年 (平成17年)	「省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)」改正 京都議定書の発効を受け改正。エネルギー消費量の伸びの著しい運輸分野における対策を導入するとともに、工場・事業場及び住宅・建築物分野における対策を強化。	「京都議定書」発効 2005年2月16日、発効条件を満たしたため、京都議定書が発効した。これより京都議定書に法的な拘束力が発生。
2006年 (平成18年)	「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 温室効果ガスを一定量以上排出する者に対し、「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」を導入。	
2008年 (平成20年)	京都議定書第一約束期間スタート G8北海道洞爺湖サミット 全世界の温室効果ガス排出量を2050年までに少なくとも50%削減するビジョンを国連気候変動枠組条約の全締約国と共有し、交渉を経て採択を求めることを確認。先進国は野心的な総量目標を策定、実施することで一致。	
2010年 (平成22年)		「カンクン合意」採択 カンクンで開催された気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)で採択。日本は2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減することを目標にすることを約束。
2011年 (平成23年)		「ダーバン合意」採択 ダーバンで開催された気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)で採択。日本、カナダ、ロシアは第二約束期間には参加しないことを明らかにした。
2012年 (平成24年)	「第四次環境基本計画」策定 長期目標として2050年までに80%の温室効果ガスの削減を目指す。 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」導入開始	
2013年 (平成25年)	「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布 温室効果ガスの種類の追加(三ふっ化窒素)、地球温暖化対策計画の策定などを定めた。	

	国内の動き	海外の動き
2015年 (平成27年)		<p>「パリ協定」採択</p> <p>パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）及び京都議定書第11回締約国会合（CMP11）で採択。日本は2030年までに2013年比で温室効果ガスを26%削減することを目標にすることを約束。</p>
2018年 (平成30年)	<p>「第五次環境基本計画」策定</p> <p>SDGsの考え方も活用しながら、あらゆる観点からのイノベーションの創出や経済・社会課題の同時解決を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす新たな成長につなげていくことや「地域循環共生圏」の考え方に新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくこととしている。</p> <p>気候変動適応法の公布</p> <p>適応策の実効性を高め、多様な関係者の連携・協働により取組を進める。</p> <p>気候変動適応計画の策定</p>	<p>IPCC1.5℃特別報告書の公表</p> <p>気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）からの要請に基づき、工業化以前の水準から1.5℃の気温上昇にかかる影響や関連する地球全体での温室効果ガス排出経路に関する特別報告書を公表した。</p>
2020年 (令和2年)	<p>首相所信表明演説「2050年までに脱炭素社会を実現」</p> <p>菅義偉首相が「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言した。</p>	
2021年 (令和3年)	<p>地球温暖化対策推進本部 首相発言</p> <p>菅義偉首相が2030年に向けた温室効果ガスの削減目標について、2013年度に比べて46%削減することを目指すと表明し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくと述べた。</p>	

第7章

計画の 推進

本章は、計画の内容を推進するための基本的な考え方や推進及び進行管理に当たる組織などの体制、進行管理の具体的な方法について示します。

第7章 計画の推進

第7章では、計画を円滑かつ効率的に推進するために、計画の推進体制や進行管理の流れなどの具体的な方法について示します。

☆第7章に記載していること

1 計画の推進体制

- ①市民
- ②事業者
- ③ふじのみや地球温暖化対策地域協議会
- ④環境審議会
- ⑤環境政策推進委員会
- ⑥市担当課
- ⑦事務局
- ⑧ゼロカーボンシティ推進本部

2 進行管理の流れ

- ① Plan（計画）
- ② Do（実行）
- ③ Check（点検・評価）
- ④ Action（見直し）

3 年次報告書による進行管理結果の公表

4 その他の計画の推進方法

- ①計画の周知・広報・情報発信
- ②個別計画との調整
- ③予算措置
- ④広域的な連携・協力の推進

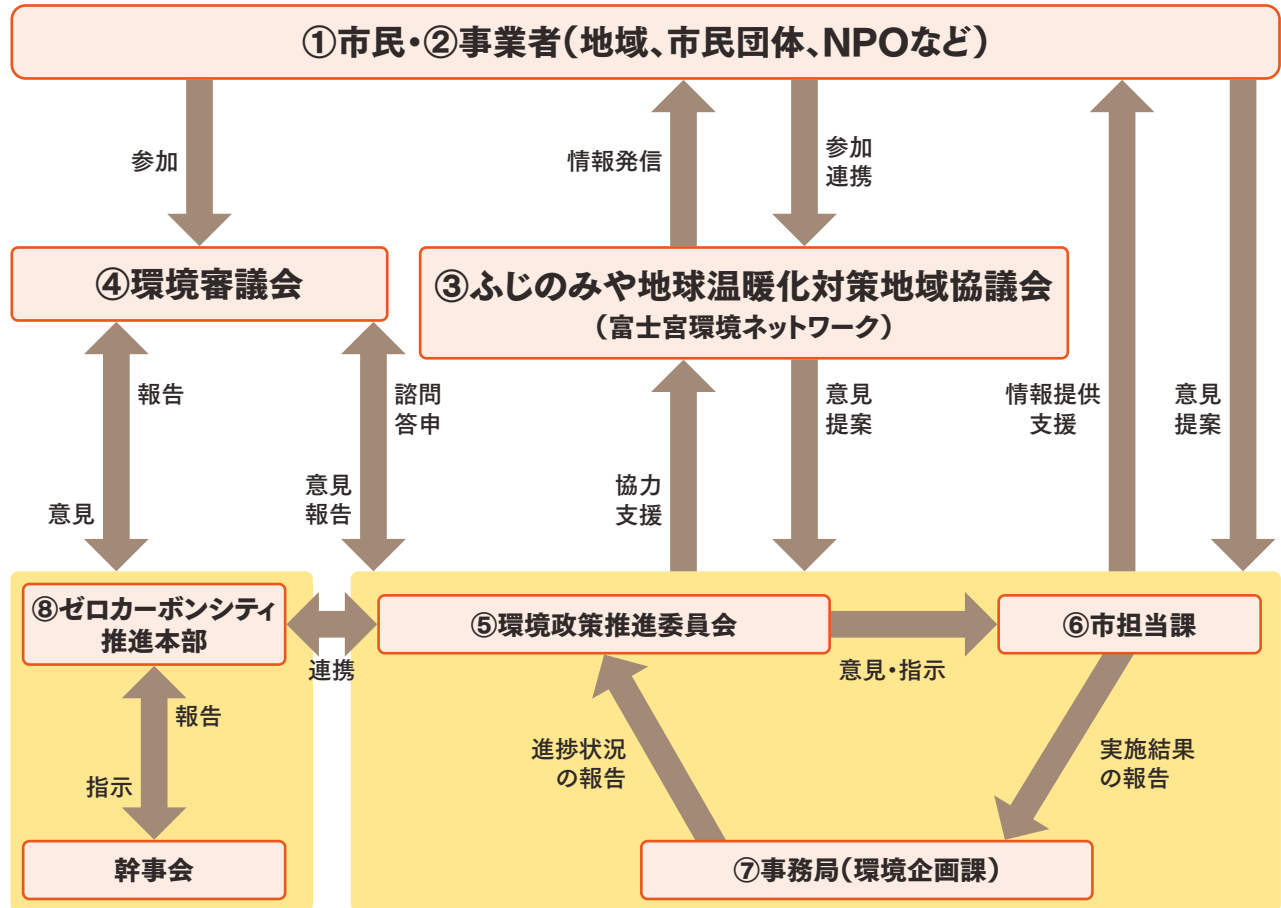
5 環境基本条例

6 用語解説

1. 計画の推進体制

本計画を円滑かつ効率的に推進するためには、市民、事業者、市などがそれぞれの役割を認識し、自ら積極的に環境に配慮した行動をとることや、協働により環境保全活動に取り組んでいくことが重要となります。市民、事業者、市などの役割や庁内における横断的組織など、計画の推進体制を明らかにします。

《本計画：推進体制図》



①市民

市民は、日常生活の中で環境に配慮した取り組みを自主的に実行し、本市が実施する環境施策への協力などに加え、「富士宮市環境白書」やホームページ、広報紙などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。

また、市民の取組が地域の自治会などに広がっていくことで、地球にやさしいまちにつながるよう行動します。

②事業者

事業者は、事業活動の中で環境への負荷を低減するとともに、公害の未然防止や自然環境への保全など本市が実施する環境施策への協力、普及啓発などに加え、「富士宮市環境白書」やホームページ、広報紙などに目を通し、必要に応じて意見を述べます。また、多様な事業者とのネットワークを形成し、活動の幅を広げることで地球にやさしいまちにつながるよう行動します。

③ふじのみや地球温暖化対策地域協議会

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第40条に基づき、市民、各種団体、事業者、NPO 法人、行政機関などが協働で地球温暖化対策の実践計画を促進するため、「ふじのみや地球温暖化対策地域協議会」を設置しています。本協議会は、地球温暖化対策の普及啓発や教育事業、情報収集など各機関の相互の連携や取り組みの調整を図り、モデルとなるよう推進していきます。

また、第5章の「富士宮環境ネットワーク」プロジェクトは、当協議会を中心に展開していきます。

④環境審議会

富士宮市環境基本条例第20条の規定に基づき、市長が委嘱する委員により組織されています。本審議会は、市民、事業者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員で構成され、市長の諮問に応じ答申を行い、環境基本計画の年次報告書（富士宮市環境白書）、環境の保全及び創造に関する事項などの報告について、必要に応じて市長に意見を述べます。

⑤環境政策推進委員会

本市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、環境基本計画を推進するための組織です。市内部での意識向上を図り、進行管理を着実にを行い適切な計画の見直しにつなげていきます。

⑥市担当課

市の施策・事業を実施する際に環境への配慮を行うとともに、市の取組を着実に実施し、毎年度の報告や数値目標により進捗状況を把握し、効果的な取組の検討や関連事業の調整を行い、目指すべき環境像の実現に向けた取組を展開します。

⑦事務局

市民や事業者、ふじのみや地球温暖化対策地域協議会、市を結ぶ窓口として、環境企画課が事務局を担当し、実施結果や進捗状況の報告、計画の進行管理や取組の検討、関連事業などの調整を行います。

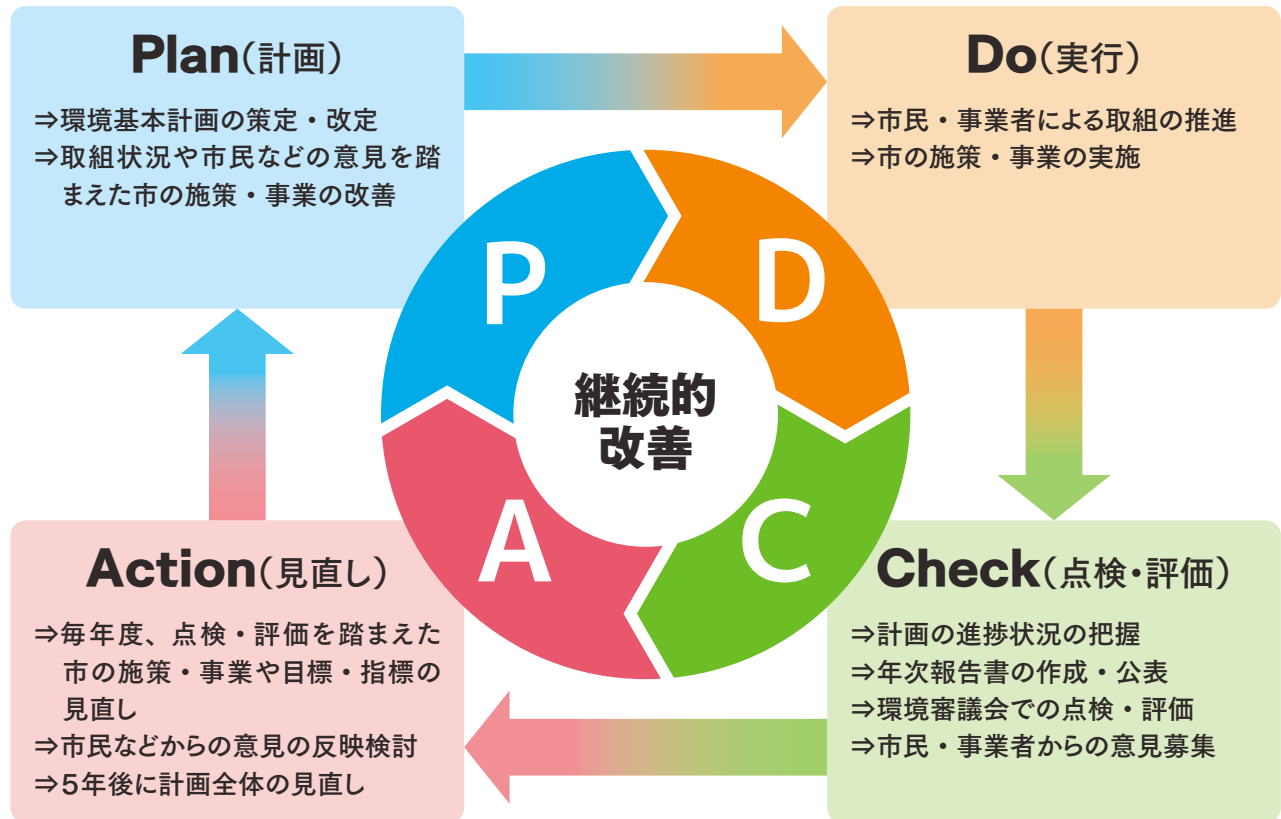
⑧ゼロカーボンシティ推進本部

市長を本部長とする庁内組織として、脱炭素社会の実現に関する総合的な施策の企画立案及び推進を図ります。

2. 進行管理の流れ

計画を着実に推進していくためには、市の施策や取組の進捗状況などを定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、計画策定から具体的な行動の実施・運用、点検・評価、改善までの一連の流れを、「Plan（計画）」→「Do（実行）」→「Check（点検・評価）」→「Action（見直し）」という環境マネジメントシステム（EMS）に基づくPDCAサイクルを活用することにより計画の進行管理を図ります。

《環境基本計画におけるPDCAサイクル》



①Plan(計画)

市民や事業者の意見を広く取り入れた環境基本計画を策定します。
環境審議会は、市長からの諮問を受けて審議を行い、その結果を答申します。

②Do(実行)

目標に向けた実行プログラム（取組）に沿って、市民と事業者、市が一体となって計画を推進します。各担当課は、実行可能な取組からはじめ、各施策・事業の推進を図ります。

③Check(点検・評価)

事務局は各担当課から施策の実施状況について報告を受けて結果を集計し、環境審議会での点検・評価を行います。また、事務局は計画の進捗状況を公表し、市民や事業者からの意見を聴取します。

④Action(見直し)

環境審議会における点検・評価や市民、事業者の意見を踏まえ、施策・事業や目標・指標の見直しを行います。また、必要に応じ中間年度を目途に計画全体を見直します。

3. 年次報告書による進行管理結果の公表

計画の進捗状況は、年次報告書（富士宮市環境白書）の取りまとめを通じて把握し、数値目標などを活用して点検・評価を行います。

また、年次報告書は市のホームページなどを通じて公表し、市民や事業者からの意見募集を行います。そして、意見を踏まえて次年度以降の計画の推進に反映させていきます。

4. その他の計画の推進方法

①計画の周知・広報・情報発信

環境基本計画の周知・広報のため、計画書及び概要版の配布、ホームページへの掲載を行うほか、「広報ふじのみや」などによる周知を行います。

また、環境に関するイベントや出前講座などで周知し情報発信に努めます。

②個別計画との調整

富士宮市総合計画をはじめ、本市の他の個別計画や国・県の計画などと調整を図りながら推進します。

③予算措置

本計画に掲げられた取組を実施するため、計画の進捗状況や取組の有効性を検証しつつ、必要な財政上の措置を講じます。

④広域的な連携・協力の推進

市内の環境を保全・改善するためには、本計画に掲げられた取組だけにとどまらず、国や県などの行政機関や周辺市町との連携・協力を図ることが必要です。

今後も広域的な取組が必要な施策については、関係する行政機関や周辺市町との協議・調整の場などを活用し、連携・協力を進めます。

5. 富士宮市環境基本条例

平成15年12月12日富士宮市条例第31号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 市の施策の策定等に当たっての配慮（第8条）

第3章 環境基本計画及び基本的施策（第9条—第19条）

第4章 環境審議会（第20条—第26条）

附則

私たちのまち富士宮市は、富士山山頂から西南ろくの雄大な土地に広がり、富士山の恵みである豊かな水と緑の自然環境のもとで発展を遂げてきた。

一方で私たちは、日常生活や事業活動において、地域環境はもとより地球環境にも大きな負荷を与えてきた。

私たちには、環境への負荷を少なくし、富士山の自然環境を損なうことなく、循環を基調とした持続的発展が可能な富士宮市を次代に引き継いでいく使命がある。

ここに、自然との共生、循環型社会の構築、地球環境の保全を目指し、市、市民及び事業者が一丸となって行動することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、優れた自然環境を生かし、自然と人との共生を確保した美しく住みよい環境が将来にわたって維持されるよう、適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、優れた自然環境が損なわれることのないよう、循環型社会（環境への負荷の少ない循環を基調とした社会をいう。）の構築を目指して、市、市民及び事業者が、それぞれの責務に応じた役割分担の下に協働し、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類に共通する重要な課題であるとともに、市、市民及び事業者が自らの課題であることを

認識し、すべての日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努める責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の滞在者は、その滞在中の行動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 市の施策の策定等に当たっての配慮

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、次条に規定する環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造に配慮するものとする。

2 前項の場合において、市は、特に次に掲げる事項が確保されるように努めるものとする。

- (1) 公害その他の環境保全上の支障を未然に防止するとともに、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
- (2) 野生生物の生育に配慮し、健全な生態系の確保を図るとともに、樹木、森林、湧水、農地、水辺地等の適正な保全及び地域の自然植生に配慮した緑化の推進を図り、自然と人との豊かな触れ合いを確保すること。
- (3) 水と緑を生かした都市基盤の整備、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保存、まちの美化、公衆衛生の向上、自然災害対策の強化等を推進するとともに、秩序ある開発事業が行われるために必要な措置を講じ、美観を守り、美しく住みよい都市環境の実現を図ること。
- (4) 地球環境保全に配慮しながら環境への負荷を低減し、持続的な発展が可能な社会を構築するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理並びに資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、化学物質の排出抑制等を市民及び事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「市民等」という。）の参加の下に推進すること。

第3章 環境基本計画及び基本的施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ中長期的な目標、施策の方向その他環境の保全及び創造のために必要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民等の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、富士宮市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、環境の状況、講じた施策等の年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(教育及び学習の振興)

第11条 市は、市民等が環境の保全及び創造に関する理解を深め、その活動が促進されるように、教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の活動の促進)

第12条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、指導、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第13条 市は、第11条の教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(規制等の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、適正な助成の措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(調査及び研究)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関し必要な事項を調査し、及び研究するものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 市長は、市の機関相互の連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民等と協働して環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、富士宮市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する事項について調査審議する。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について市長に意見を述べるができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

- (2) 事業者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

- 2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 23 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 関係行政機関の職員のうちから委嘱された者にあつては、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

(幹事)

第 24 条 審議会の事務を円滑に処理するため、幹事若干人を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第 25 条 審議会の庶務は、環境部環境企画課において処理する。

(委任)

第 26 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年4月1日から施行する。
(富士宮市環境保全基本条例及び富士宮市公害対策審議会条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 富士宮市環境保全基本条例（昭和 50 年富士宮市条例第7号）
 - (2) 富士宮市公害対策審議会条例（昭和 44 年富士宮市条例第 32 号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の富士宮市公害対策審議会条例第3条の規定により富士宮市公害対策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に第 22 条第1項の規定により委嘱されたものとみなす。
(富士宮市あき地の環境保全に関する条例の一部改正)

- 4 略

(富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例の一部改正)

- 5 略

(富士宮市ごみの散乱防止に関する条例の一部改正)

- 6 略

附 則（平成 18 年3月1日条例第5号）

この条例は、平成 18 年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月5日条例第 31 号）

この条例は、平成 20 年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年3月7日条例第 12 号）

この条例は、平成 25 年4月1日から施行する。

6. 用語解説

【あ行】

アース・キッズ事業

静岡県及び地球温暖化防止活動推進センターと協力し、小学校高学年を対象に、地球温暖化をテーマとした環境教育を実施。子どもたちが家庭でエコリーダーとなって活動することにより、子どもから家庭へ省エネ活動が広がることを狙いとしている。

アスベスト

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」、「いしわた」と呼ばれている。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去などにおいて所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。

RE100

Renewable Energy 100%の略語。企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。

うちエコ診断

家庭からの温室効果ガス排出量の削減・抑制を目的に、診断士が各家庭に応じた具体的かつ効果的なアドバイスをするもの。家庭エコ診断には、環境省の「うちエコ診断ソフト」を用いて診断する「うちエコ診断」と民間事業者等が自社サービスの一環として実施する独自の家庭向けエコ診断ツールを用いて診断する「独自の家庭向けエコ診断」がある。

ウォームビズ

環境省が平成17年度から提唱している、冬の地球温暖化対策の一つとして、暖房時の室温20℃で心地良く過ごすことのできるライフスタイルをさす。過剰な暖房を抑制するために衣類や食事を工夫するなどの取り組みがある。

エコアクション21

中小企業、学校、公共機関などの広範な事業者が、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

エコツーリズム

その地域の自然環境を損なうことなく、地域の自然や文化を学び、ふれあう旅行の形態のこと。自然環境への悪影響の防止、ガイドによる質の高い自然解説の確保等の観点から、一般的に少人数で行われる。

エコドライブ

燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる「運転技術」や「心掛け」のこと。また、交通事故の削減にもつながる。

ESCO

Energy Service Company の略称で、省エネルギー改修に係る全ての経費を光熱水費の削減分で賄うサービスを提供する事業及びその事業者のこと。

温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中に拡散された気体のこと。とりわけ産業革命以降、代表的な温室効果ガスである二酸化炭素やメタンのほかフロンガスなどは、人為的な活動により大気中の濃度が増加の傾向にある。

【か行】

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、排出量の削減に努め、どうしても排出される温室効果ガスについては、植林や自然エネルギーの利用等で吸収するという考え方や活動のこと。

カーボンニュートラル

地球上の炭素（カーボン）の総量に変動をきたさない、CO₂ の排出と吸収がゼロとなるようなエネルギー利用のこと。日本が目指す「カーボンニュートラル」とは、「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを意味している。

海洋プラスチック憲章

2018年6月にカナダで開催されたG7（主要7カ国首脳会議）で採択されたプラスチックごみによる海洋汚染問題への各刻の対策を促す文書。

家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。

川のり（芝川のり）

清流で自生する「芝川のり」は、淡水産の緑藻の一種であるカワノリのこと。色は純緑、味は甘みがあり貴重な味の逸品として珍重されてきた。今では収穫量が減り、「幻のカワノリ」と言われるほど大変貴重なものとなっている。

環境森林税

地球温暖化防止や国土保全ために森林を整備・管理する財源として創設され、2024年（令和6年）度より国税として市町村が賦課徴収することとされている。

環境の日及び環境月間（環境月間ポスターコンクール）

6月5日は環境の日。1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたもの。国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」で「環境の日」を定めている。平成3年度から6月の1か月間を「環境月間」とし、全国で様々な行事が行われている。

本市では、環境月間に合わせて小・中学生を対象に「環境月間ポスターコンクール」を実施している。

環境美化推進委員

地域における環境美化の促進を図るため、環境美化推進委員を依頼している。推進委員は、市が行う各種環境美化事業に協力するとともに、地域環境美化推進の中核として、担当地域の環境美化活動の推進に努めている。

環境マネジメントシステム

事業活動を行う組織が、法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取る行動を計画・実行・評価する仕組み。

希少種

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）では、外国産の希少野生生物の保護と、国内に生息・生育する希少野生生物の保護を図るため、各々国際希少野生動植物種、国内希少野生動植物種を指定している。外国産の希少野生生物としては、ワシントン条約付属書Ⅰ掲載種及び二国間渡り鳥等保護条約・協定通報種が指定されている。国内では、レッドデータブックやレッドリストで絶滅のおそれのある種（絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類）とされたもののうち、人為の影響により生息・生育状況に支障を来す事情が生じているものの中から指定されている。

京都議定書

1997（平成9）年に京都市で開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された議定書のこと。先進国における温室効果ガスの削減目標値等について規定されている。具体的には、先進国全体で2008（平成20）年から2012（平成24）年までの5年間に、温室効果ガスの平均排出量を1990（平成2年）比で約95%に減らすことを取り決めた。削減率は、欧州連合（EU）8%、日本6%など。2005（平成17）年2月16日に発効した。

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成することを目的としている。

クールビズ

環境省が平成17年度から提唱している、冷房時の室温28℃でも快適に過ごすことのできるライフスタイルをさす。服装や素材の工夫や日差しの当たる窓にカーテンやブラインドをおろすなどの取り組みがある。

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

グリーンボンド

企業や地方自治体等が地球温暖化対策等に資するグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券のこと。

減農薬・減化学肥料

化学合成農薬や化学肥料の使用回数が、当該地域の同作期において当該農産物に慣行的に行われている使用回数の5割以下であることなど、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減すること。

コージェネレーション

天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる排熱も同時に回収する、熱電併給システム。

耕畜連携

米や野菜等を生産する耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に耕種農家が飼料作物を生産し、畜産農家に供給したりするなど、耕種農家と畜産農家が連携した取組のこと。

【さ行】

再生可能エネルギー

「エネルギー源として持続的に利用することができる」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである。

サステナブルツーリズム

観光地の地域社会や自然環境に十分配慮した旅行サービスの提供。持続可能な観光を実現するには、「環境」、「社会文化」、「経済」の適切なバランスが求められる。

臭気指数

臭気の強さを表す数値。従来大部分を占めていた畜産農業や工場からの悪臭への苦情が減少している一方で、飲食店などのサービス業からの悪臭やいわゆる都市・生活型と呼ばれる身の回りから発生する悪臭への苦情が増加していることから、本市も平成20年4月より臭気指数規制を導入した。

CLT（直交集成板）

Cross Laminated Timber）の略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料のこと。構造躯体として建物を支えると共に、断熱性や遮炎性、遮熱性、遮音性などの複合的な効果も期待できる。

しずおか未来の森サポーター

社会貢献活動として、森づくり活動を希望する企業等を積極的に支援する制度。活動場所や森づくり団体、森林環境教育に取り組むNPOの紹介をはじめ、森づくりに必要な情報の提供や助言・指導を行い、企業の活動実績の認定を行っている。

自生種

地域に古くから自生している植物の種類のこと。(フジザクラ、イロハモミジ、ケヤキなど)

水生生物調査

河川の水質をその河川に生息する水生生物の生息状況より判断する方法。河川で水生生物を採集し指標生物の同定・分類を行い、地点ごとに、Ⅰ(きれいな水)、Ⅱ(ややきれいな水)、Ⅲ(きたない水)、Ⅳ(とてもきたない水)の4階級で水質の状況を判定する。

スマートコミュニティ

情報通信技術(ICT)を活用しながら、再生可能エネルギーの導入を促進しつつ、電力、熱、水、交通、医療、生活情報など、あらゆるインフラの統合的な管理・最適制御を実現し、社会全体のスマート化を目指すコミュニティ。

スマートライティング

IoT化によるLEDや周辺環境に応じた照明の調光などの省エネ・CO₂排出削減を実現する野外照明技術のこと。

ZEH/ZEB

快適な室内環境を実現しつつ、省エネと創エネにより、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。ZEHは、Net Zero Energy Houseの略称で、ZEBは、Net Zero Energy Buildingの略称である。

ソーラーシェアリング

植物の光飽和点に着目して考慮した技術で、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のこと。

【た行】

地域マイクログリッド

限られたコミュニティの中で、太陽光発電やバイオマス発電などの再生可能エネルギー電力をつくり、蓄電池などで電力をコントロールし、当該コミュニティ内の電力供給を賄うことのできるシステムのこと。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、カドミウム、鉛、六価クロム、トリクロロエチレンなど、28項目について設定されている。

電力のピークカット

電力使用を抑えることや省エネルギー機器、再生可能エネルギー設備の使用により電力需要が集中する時間帯の電力量を低く抑えること。電気料金は一年の最大使用量を基準として決められているため、電力のピークカットをすることで年間電気料金を引き下げることができる。

電力のピークシフト

電力の使用を電力需給がピークに達する時間帯から夜間や休日等の緩慢な時間帯に移行させることを指す。料金単価の低い夜間へ移行することにより電気料金を下げることができる。

【は行】

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことをさす。バイオマスはその成長の過程で二酸化炭素を固定するため、バイオマスを燃焼することで二酸化炭素が大気中に放出されても、実質的には大気中の二酸化炭素を増やさないという特徴をもつ。

BOD (Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量))

河川などの水中の微生物が汚染物質を分解するために必要な酸素量のこと。河川の環境基準として用いられ、この数値が大きいほどその水中には汚染物質が多く水質が汚濁していることを意味する。

PRTR法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の略称で、この法律により制度化された仕組みがPRTR制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

PM2.5

微小粒子状物質ともいう。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル以下の小さな粒子状物質のこと。呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、中央環境審議会における審議を経て、平成21年9月、PM2.5に係る環境基準が告示された。

富士山の日

静岡県では、平成21年12月25日に静岡県富士山の日条例を制定し、2月23日を富士山の日とした。富士山の日前後には、県内各所で多くの企業・団体などが実施する富士山に関連したイベントが開催される。

富士山まちづくり出前講座

市民と市が一体となってまちづくりを進めるため、市が行っている仕事の中で市民の「知りたい」「聞きたい」内容について、市の職員が講師となって、地域へ出向いて講座を行っている。原則として10人以上の自治会や学校などのグループであれば、だれでも申し込みができる。

ふじのくにエコショップ

環境にやさしい取組を行う販売店などで、その取組を多くの消費者に知ってもらうための静岡県の登録制度のこと。

プラスチック・スマート

環境省が世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人、自治体、NGO、企業、研究機関など幅広い主体が連携協働して取組を進めることを後押しするために立ち上げたキャンペーン。

フロン

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。フロン回収・破壊法では、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）をフロン類と呼んで規制している。

化学的に極めて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコンや冷蔵庫などの冷媒用途をはじめ、断熱材などの発泡用途、半導体や精密部品の洗浄剤、エアゾールなど様々な用途に活用されてきた。しかしながら、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、より影響の小さなフロンや他の物質への代替が、可能な分野から進められている。

HEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）

住宅に設置される電化製品や太陽光発電設備、蓄電池などをネットワーク化しエネルギー管理するシステム機器のこと。エネルギー使用量の「見える化」により節電を意識することができる。

【ま行】

マイクロプラスチック

直径5mm以下の微細なプラスチック粒子のこと。マイクロプラスチックの発生原因は、プラスチック製品の生産段階でできる一時的な原因の一時的マイクロプラスチックと自然の力によって生まれる二次的な原因の二次的マイクロプラスチックに分類することができる。

※本文中にない用語についても掲載しております。

第2次富士宮市環境基本計画

令和4年3月(中間見直し版)

発行 富士宮市役所
環境企画課 環境エネルギー室
〒418-8601
静岡県富士宮市弓沢町150番地
TEL:0544-22-1111(代表)

E-mail:kankikaku@city.fujinomiya.lg.jp



富士山を守り、未来につなぐ。

富士山SDGs | SDGs
未来都市
富士宮市

